

S e i j o U n i v e r s i t y
2022 ACADEMIC GUIDE
Graduate Schools

履修の手引

大 学 院

※「電子ブックの使い方」はこちらを参照すること。
※新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、
記載内容が変更される場合がある。
その場合、記載内容を修正するとともに、
Campus Square for Web等で周知するので、必ず確認すること。

成城大学大学院

大学院 履修登録等に関する日程一覧

■ 学年暦

日 程 等		行 事
前 期	4 月 2 日(土)	入学式
	4 月 8 日(金)	前期開講
	5 月 3 日(火)【憲法記念日】	授業実施
	5 月 4 日(水)【みどりの日】	授業実施
	5 月 5 日(木)【こどもの日】	授業実施
	7 月18日(月)【海の日】	授業実施
	7 月22日(金)	前期授業終了
	7 月23日(土)～30日(土)	学期末定期試験期間
	8 月 1 日(月)～ 9 月20日(火)	夏季休業
後 期	9 月21日(水)	後期開講
	9 月23日(金)【秋分の日】	授業実施
	10月10日(月)【スポーツの日】	授業実施
	10月21日(金)～23日(日) ※21日(金)、22日(土) は休講	四大学運動競技大会
	10月29日(土)	振替授業実施（月曜日の授業を行う）
	11月 1 日(火)	文化祭準備（休講）
	11月 2 日(水)～ 3 日(木)	文化祭（休講）
	11月 4 日(金)	文化祭後片付け（休講）
	11月 5 日(土)	振替授業実施（金曜日の授業を行う）
	11月23日(水)【勤労感謝の日】	授業実施
	11月26日(土)	振替授業実施（木曜日の授業を行う）
	12月 3 日(土)	振替授業実施（火曜日の授業を行う）
	12月17日(土)	振替授業実施（金曜日の授業を行う）
	12月25日(日)～2023年 1 月 6 日(金)	冬季休業
	1 月 7 日(土)	授業開始
	1 月18日(水)	後期授業終了
	1 月19日(木)～31日(火)	学年末定期試験期間
	2 月 6 日(月)～ 3 月14日(火)	春季休業
	3 月23日(木)	学位記授与式（卒業式）

■ 履 修

行 事	日 程 等
学部開設予備申請科目申請期限	4月 5 日(火) 12:00締切
履修登録期間	4月 6 日(水) 8:30～4月16日(土) 13:00 ※ 4月14日(木) 18:00～4月15日(金) 8:30の期間は、 履修登録期間中に受講者数の調整を行う科目の抽選処理のため、 全ての科目の履修登録ができない。
後期開講授業科目追加履修登録期間	9月20日(火) 8:30～9月28日(水) 13:00

■ 修士論文

行 事	日 程 等
修士論文・課題研究報告 教務部提出締切日時	
経済学研究科	1月13日(金) 16:30締切
文学研究科	1月17日(火) 16:30締切
法学研究科	1月11日(水) 16:30締切
社会イノベーション研究科	1月13日(金) 16:30締切

■ 学芸員課程

行 事	日 程 等
学芸員課程登録説明会	2023年 3 月開催予定
博物館実習先開拓ガイダンス	11月頃開催予定
博物館実習直前ガイダンス	5 月頃開催予定

目 次

授業に関すること（全研究科共通）

I 授 業	8
II 科目番号	9
III 履修登録	9
IV 成 績	10
V GPA制度	11
VI 長期履修学生制度	12
VII 秋修了制度	14
VIII 修了延期制度	15

経済学研究科

経済学研究科の人材育成の 目的と3つの方針	18
経済学研究科 経済学専攻の人材育成の 目的と3つの方針	20
経済学研究科 経営学専攻の人材育成の 目的と3つの方針	22
経済学研究科 科目番号体系	24
履修規定	
博士課程前期	25
経済学専攻／経営学専攻	
博士課程後期	29
経済学専攻／経営学専攻	
大学院学生交流に関する協定書	32
大学院学生交流に関する覚書	32
大学院特別聴講学生制度について	33
修士論文・課題研究報告の提出要領と 審査概要	34
課程博士学位論文の提出要領と審査概要	35
論文審査基準	36

文学研究科

文学研究科の人材育成の目的と3つの方針	38
文学研究科 国文学専攻の人材育成の 目的と3つの方針	40
文学研究科 英文学専攻の人材育成の 目的と3つの方針	42
文学研究科 日本常民文化専攻の 人材育成の目的と3つの方針	44
文学研究科 美学・美術史専攻の 人材育成の目的と3つの方針	46
文学研究科 コミュニケーション学専攻の 人材育成の目的と3つの方針	48
文学研究科 ヨーロッパ文化専攻の 人材育成の目的と3つの方針	50
文学研究科 科目番号体系	52
履修規定	
博士課程前期	54
国文学専攻／	
英文学専攻／	
日本常民文化専攻／	
美学・美術史専攻／	
コミュニケーション学専攻／	
ヨーロッパ文化専攻	
博士課程後期	60
国文学専攻／	
英文学専攻／	
日本常民文化専攻／	
美学・美術史専攻／	
コミュニケーション学専攻／	
ヨーロッパ文化専攻／	
単位互換に関する協定書	65
大学院特別聴講学生の手続について	66
研究計画書、研究指導計画書、研究報告書、 修士論文、課程博士論文提出要領	67
論文審査基準	70
修士論文提出要領細則	71
課程博士論文本提出要領細則	72

法学研究科

法学研究科 法律学専攻の人材育成の 目的と3つの方針	74
法学研究科 科目番号体系	76
履修規定	
博士課程前期	77
博士課程後期	79
論文審査基準	81
研究指導計画書・修士論文提出要領	81
研究指導計画書・課程博士論文 提出要件と審査概要	83
博士論文提出要領	84

社会イノベーション研究科

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻の人材育成の 目的と3つの方針	88
社会イノベーション研究科 科目番号体系	90
履修規定	
博士課程前期	91
博士課程後期	93
研究指導計画書・修士論文・ 課題研究報告について	95
研究指導計画書・ 課程博士学位論文について	96
論文審査基準	99

教職課程

..... 100

学芸員課程

Ⅰ 学芸員資格	104
Ⅱ 学芸員課程の説明会・ガイダンス	105
Ⅲ 学芸員課程履修科目	106

学則・その他

成城大学大学院学則	110
成城大学学位規則	120
成城大学大学院修士論文及び博士論文の 審査の申請並びに博士の学位の申請に 関する取扱要領	125
成城学園配置図・大学校舎案内	131

授業に関すること

I	授 業	8
	A. 時限と授業時間	
	B. 休 講	
	C. 補 講	
	D. 教室変更	
II	科目番号	9
III	履修登録	9
IV	成 績	10
V	GPA 制度	11
VI	長期履修学生制度	12
	A. 制度の概要	
	B. 申請について	
	C. 長期履修期間の変更について	
	D. その他	
VII	秋修了制度	14
VIII	修了延期制度	15

学籍番号について

学籍番号の例 22K1001

学籍番号は各学生固有の7桁の番号で、入学と同時に与えられる。その番号は、在学中はもとより修了後も変わらない。

在学中の学内における全ての事務手続きはこの学籍番号が必要になるので、正確に記憶し、省略せずに記入すること。

I 授 業

A 時限と授業時間

1 時限	2 時限	3 時限	4 時限	5 時限	6 時限※
9:00 ~ 10:30	10:40 ~ 12:10	13:00 ~ 14:30	14:40 ~ 16:10	16:20 ~ 17:50	18:00 ~ 19:30

※ 6 時限は補講時間帯（通常授業は行われない。）

なお、土曜日は通常授業は行われない。（一部、資格科目等を除く。）

B 休 講

大学行事が行われたり、各授業科目担当者にやむを得ない事情が発生した場合に、授業を休講することがある。

C 補 講

休日、休講、日程等の都合により、授業の進捗が予定より遅れた際に、臨時の授業を行うことがある。これを補講という。

補講は、原則として月～金曜日の6時限に行う。

D 教室変更

都合により、授業の教室を変更する場合がある。

履修中の授業科目情報（休講・補講・教室変更等）は、Campus Square for Web（キャンパススクエアフォーウェブ）で確認ができ、メールアドレスを登録しておくと、その情報が自動配信される。なお、電話での問い合わせは受け付けていない。

※ Campus Square for Webでは、教員から届出があり次第、随時情報を更新している。

急病等事前に告知ができないときは、授業当日の掲載になる場合がある。

【Campus Square for Web】

Campus Square for Webは、学生生活に必要な情報等をインターネットから閲覧・登録できるシステムで、大学ホームページよりアクセスできる。「ユーザ名・パスワード」を忘れてしまった場合などは、メディアネットワークセンター・教務部のいずれかの窓口まで申し出ること。

大学ホームページ

PC・スマートフォン：<https://www.seijo.ac.jp>

Campus Square for Web

PC・スマートフォン：<https://cs.seijo.ac.jp/campusweb/>

mobile：<https://cs.seijo.ac.jp/campusmobile/>

Ⅱ 科目番号

概要

科目番号は、各科目に対して、体系的に編成された教育課程（カリキュラム）におけるその位置付け（学修の段階等も含む。）を表すために、各桁に示す分類に基づく数字又は英字を当てて用いること（これを「科目ナンバリング」という。）により付されている。この科目番号によって、当該科目が、どのようなレベルの、どのような領域のものであるかがわかるようになっており、学習計画を検討する一助としても活用することができる。また、科目番号は、シラバスや学事システムにおいて表示される。

なお、科目番号体系は、教育課程（カリキュラム）毎に異なるため、科目番号体系の具体的内容については、各研究科の該当欄を参照のこと。

Ⅲ 履修登録

1 履修登録とは

履修登録は、自分が履修しようとする科目を登録する手続きである。この手続きがなされていなければ科目の履修はできず、また単位も授与されない。

2 登録方法

今年度履修する研究指導（演習）および全ての授業科目を、指導教員と相談の上決定し、履修登録期間内に以下の方法で履修登録を行う。

- ・ 自専攻の授業科目・研究指導（演習）の履修登録
Campus Square for Webを利用して履修登録期間中に行う。履修登録方法の詳細については、履修登録マニュアル（大学ホームページ、または、Campus Square for Webよりダウンロード可）を参照すること。

- ・ その他の科目（他専攻・他研究科・学部開設科目等の科目）の履修登録
「大学院他専攻授業科目等履修届」に履修希望科目名等を記入し、指導教員の許可を得たうえで、履修登録期間中に教務部に提出する。

※ 学部開設科目のうち予備申請を必要とする科目の履修を希望する場合は、「履修登録科目登録・訂正申請書」に記入の上、教務部に提出すること。提出期限については、巻頭の『大学院 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること（予備申請を必要とする科目については、学部の「履修の手引」を参照のこと）。

3 履修登録期間

巻頭の『大学院 履修登録等に関する日程一覧』を参照すること。

ただし、履修登録中に受講者数の調整を行う科目の抽選処理のため、全ての科目の登録が出来ない期間がある。

※ 後期開講時に後期開講科目についてのみ追加履修登録することができる。

4 登録時の注意点

- ① 登録締切日以降は、授業科目の追加や、履修した科目の訂正・取り消しを行うことはできない。なお、指導教員の指示があった場合は、その指示に従い履修訂正を行うこと。
- ② 病気等、やむを得ない理由により履修登録期間内に登録できない場合は、事前に教務部に相談し、指示を受けること。

IV

成績

1 成績評価

成績評価基準は授業科目によって異なるので詳細はシラバスを参照すること。なお、成績評価は以下のように表示される。

【2018年度以降入学者】

	合 格				不合格	
素 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	評価不能
成績評価	秀	優	良	可	不可	／
成績証明書						
英文成績証明書	E	V	G	S	F	／

【2017年度以前入学者】

	合 格						不合格	
素 点	100～90	89～80	79～75	74～70	69～65	64～60	59～0	評価不能
成績評価	AA	A	BB	B	B-	C	D	／
成績証明書	優		良			可	表記せず	
英文成績証明書	A		B			C	D	／

注1) 〃(斜線)は、評価不能場合、即ち出席不良・定期試験未受験・レポート未提出等で評価できない場合に表示される。

注2) 経済学研究科の研究指導(演習)については、通常の成績評価とは異なり、合格であれば「合」(英文成績証明書は「P」)と表示される。

2 成績評価の開示

成績評価はCampus Square for Webで開示する。前期成績開示日は**9月中旬頃**、学年(後期)成績開示日は3月下旬頃を予定しているが、詳細については、後日Campus Square for Web等で周知する(保証人から成績の開示を求められた場合、教務部では事情を確認した上で、開示する場合がある)。

3 成績評価問い合わせ制度

本制度は、本人の成績評価に疑問がある場合、科目担当者に問い合わせの申請をすることができ、その回答および結果を申請者本人に開示する制度である。

なお、対象科目・申請条件・手続き等は以下のとおりである。

■ 申請および回答窓口

1号館1階 教務部

■ 対象科目

授業科目および研究指導

■ 申請の条件

- ① 当該科目の授業、研究指導に3分の1以上欠席していないこと。
- ② 当該科目の試験・課題・レポート等を全て受験・提出していること。
- ③ 成績評価の基準(科目担当者がシラバスの「成績評価の基準と方法」に記載している条件)を満たしていること。

■ 申請の手続き

申請者本人が「成績評価問い合わせ書」を受け取り、申請理由を詳細に記入し、下記の受付期間内に提出すること。この期間を過ぎたものは一切受け付けしないので注意すること。

■ 「成績評価問い合わせ書」の受付期間

- ・ 当該年度前期成績：6月にCampus Square for Web等で発表する。
- ・ 当該年度学年(後期)成績：12月にCampus Square for Web等で発表する。

■ 回答方法

申請者には受付時に指定した期間内に、成績評価問い合わせに関する回答および成績結果を開示する。

※ 学部科目の成績評価問い合わせについては、該当する学部の履修の手引を参照すること。

1 制度の概要と目的

2022年度入学者より成績評価の方法として、GPA (grade point average) 制度を実施している。

GPAは、単なる成績評価の平均ではなく、授業科目ごとの単位数の違い（＝学修に要した時間の差異）が反映された、単位修得に向けた努力や学修計画の的確さ等を映し出す総合的な成績評価の指標である。この制度を通じて、学生自身が、自分にとって必要とする授業科目が何であるかを考え、履修を自己管理し、学修成果がどのレベルに位置するかを把握し、さらなる勉学意欲を高めるための指標とすることが重要である。なお、今後、GPAは、学修状況に関する総合的な判断等にも活用される見込みである。

2 GPと成績評価との対応およびGPA値の算定方法

GPA値は、以下のとおり、履修した個々の授業科目の成績評価に対応したGP (grade point) に基づいて算定する。

	合 格				不 合 格	
素 点	100～90	89～80	79～70	69～60	59～0	評価不能
成績評価	秀	優	良	可	不可	/
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0	

$$\text{GPA値} = \frac{4.0 \times \text{「秀」の総修得単位数} + 3.0 \times \text{「優」の総修得単位数} + 2.0 \times \text{「良」の総修得単位数} + 1.0 \times \text{「可」の総修得単位数}}{\text{総履修登録単位数（「不可」および「/」の単位数を含む。）}}$$

※GPA値は、小数第3位を四捨五入し、小数第2位まで表示する。

※GP (grade point) は「成績評定点」を、GPA (grade point average) は「成績評定点平均」をそれぞれ意味する。

3 GPA値算定から除外する授業科目

- ① カリキュラム上修了要件単位として認められていない授業科目
- ② 成績評価を合否によって行う授業科目。ただし、この授業科目が不合格の場合、その単位数は総履修登録単位数に含まれる。
- ③ 認定によって単位修得が認められた授業科目

4 GPA値の表示

各年度および通算のGPA値をCampus Square for Webの成績閲覧画面に表示し、成績表（保証人宛含む）および成績証明書に記載する。

5 留 意 事 項

不合格科目の履修登録単位数はGPA値の算定に含まれる。従って、履修している授業科目を途中で放棄するなど不合格科目が増えるとGPA値は低くなる。よって、履修登録に当たっては、むやみに行うことなく、よく考えた上で履修する授業科目を決めることが肝要である。

VI 長期履修学生制度

A 制度の概要

長期履修学生制度とは、職業を有している場合や育児・介護を行う等の事情がある場合、標準修業年限（博士課程前期2年、博士課程後期3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認める制度である。

B 申請について

1 対象の課程 全研究科 博士課程前期1年次生・後期1・2年次生

2 申請資格 研究科により申請資格が異なるので、教務部に問い合わせること。

3 履修期間 在学年限の範囲内（博士課程前期4年、博士課程後期6年）で、1年単位で長期履修期間を定めることができる。

- ・休学期間は、上記期間に含まれない。
- ・長期履修適用の有無にかかわらず、在学年限内に修了することができない場合は除籍の対象となるので注意すること。

4 長期履修期間の授業料 標準修業年限分の授業料に相当する額を、長期履修期間に応じて分割納付することが可能となる。具体的な納入額、納入時期等については、長期履修の許可時に通知する。

〈入学時適用の場合〉

長期履修による授業料年額 = 通常の授業料年額 × 標準修業年限 ÷ 長期履修許可年限

【例①】博士課程前期について、3年間の長期履修学生制度の許可を得た場合

区 分	各年度の授業料納付額			修了までの総額
一般学生 (標準修業年限2年)	1年目 570,000円	2年目 570,000円		1,140,000円
長期履修学生 (入学前に長期履修申請)	1年目 380,000円	2年目 380,000円	3年目 380,000円	
長期履修学生 (博士課程前期1年次に長期履修申請)	1年目 570,000円	2年目 380,000円	3年目 380,000円	1,330,000円

注1) 上記は最新年度の授業料年額（施設費を除く）による例である。

注2) 入学後に長期履修学生制度の適用を受ける場合は、入学前に長期履修許可を得た場合よりも授業料総額は高くなる。

【例②】博士課程後期について、5年間の長期履修学生制度の許可を得た場合

区 分	各年度の授業料納付額					修了までの総額
一般学生 (標準修業年限3年)	1年目 507,000円	2年目 507,000円		3年目 507,000円		1,521,000円
長期履修学生 (入学前に長期履修申請)	1年目 304,200円	2年目 304,200円	3年目 304,200円	4年目 304,200円	5年目 304,200円	
長期履修学生 (博士課程後期1年次に長期履修申請)	1年目 507,000円	2年目 304,200円	3年目 304,200円	4年目 304,200円	5年目 304,200円	1,723,800円

注1) 上記は最新年度入学者の授業料年額（施設費を除く）による例である。

注2) 入学後に長期履修学生制度の許可を得る場合は、入学前に長期履修許可を得た場合よりも授業料総額は高くなる。

5 申請期間

申請期間等の詳細は、Campus Square for Web等で案内する。

6 申請方法

予め指導教員に相談した上で、下記の書類を教務部に提出すること。2月下旬までに適用の可否を教務部より通知する。

- 長期履修学生制度申請書
- 長期履修計画書
- 在職証明書または在職が確認できる書類等
- その他研究科が必要と認める書類

※ 詳細については、Campus Square for Webおよび大学ホームページを確認すること。

C 長期履修期間の変更について

すでに長期履修学生制度の適用を受けた者が事情により標準修業年限の変更を希望する場合は、修業年限を変更（延長または短縮）できる。

ただし、変更は1回に限るので、指導教員と十分に相談すること。

1 申請期間

申請期間等の詳細は、Campus Square for Web等で案内する。

2 申請窓口および提出先

1号館1階 教務部

下記の書類を提出すること。2月下旬までに適用の可否を教務部より通知する。

- 長期履修学生期間変更申請書
- 長期履修計画書（変更申請用）

D その他

研究科によって年間履修単位の上限が設定されているので、申請の際に確認すること。また、長期履修学生制度に関する問い合わせは教務部にて受け付ける。

VII

秋修了制度

1 制度の概要・対象者

前年度以前に修了年次に在学し、大学院学則第20条（博士課程前期）、または第21条（博士課程後期）に規定する修了要件を満たすことができず、修了判定の結果、再び同年次に原級留置（留年）となった者が前期末に修了要件を満たした場合は、秋（9月）の修了となる。*

* 1年間の修了延期制度の適用を受けた者が、前期末をもって修了することを希望する場合については、繰上修了願の提出が必要となる。詳しくは、【Ⅷ 修了延期制度】を参照すること。

2 制度の注意点

① 秋（9月）で自動的に修了となる。

本制度の対象者（留年者）が前期末に修了要件を満たした場合、**秋（9月20日付）で自動的に修了となるので十分注意すること。**

※学位論文に係る提出期限、確定者発表日等は別途案内する。

② 年度末（3月）まで在学を希望する場合、修了延期制度適用申請を行う必要がある。

本制度の対象者で前期末に修了要件を満たす見込みの者が、秋（9月）に修了せず、**当該年度の3月まで在学を希望する場合は、7月末日までに修了延期制度適用申請を行う必要がある。**申請を行わない場合は自動的に秋修了となるので注意すること。

③ 「修了見込証明書」には「9月修了見込」と記載される。

本制度の対象者で前期末に修了要件を満たす見込みの者が「修了見込証明書」を発行した場合、証明書には「9月修了見込」と記載される。なお、「教職課程」履修者の「免許（資格）取得見込証明書」についても、通常と記載内容が異なる。

④ 秋修了者を対象とした「学位記授与式」は実施しない。

「学位記」等の交付方法については別途案内する。なお、3月に実施される「学位記授与式」に参加することは可能である。

⑤ 「教育職員免許状」は修了と同時に交付されない。

秋（9月）修了する場合は、修了後、自身で免許交付申請手続きを行うことになる。なお、上記②により修了延期し、3月まで在学する場合は、大学で免許交付申請手続きを行う。詳細は教務部教職課程担当まで問い合わせること。

⑥ 校納金納付方法は「分納」のみとなり、1年間分「全納」はできない。

校納金納付方法は、前期・後期の2回分納、あるいは、前期・後期各2回ずつの4回分納となり、1年間分を「全納」することはできない。なお、秋（9月）修了した者は後期の校納金が不要となる。

※本制度における校納金の詳細については学生課まで問い合わせること。

⑦ 秋修了は就職（活動）に重大な影響を及ぼす可能性がある。

就職内定者および就職活動中の者が本制度の対象者となった場合は、必ずキャリアセンターに相談すること。

その他、不明点については1号館1階教務部まで問い合わせること。

1 制度の概要
(目的)

修了の要件を満たす学生で、国家試験や資格試験の受験、または、就職活動等の理由により、自らの学修計画に沿って勉学を継続する目的で本学に引き続き在学を希望する場合、修了を延期し在学することを認める制度である。

修了を延期することができる期間は、1年(※)ないし半年とする。ただし、修了延期制度の適用を受けた学生(以下、「修了延期適用者」)が引き続き当該制度の適用を希望する場合は、1回を限度に、再度修了の延期を申請することができる。

※ 1年の修了延期を許可された修了延期適用者は、所定の手続きを経た上で、当該年度の前期末をもって繰り上げて修了(以下「繰上修了」)することができる。

2 対象者
(資格要件)

修了延期制度を希望する学生は、次の各号に全て該当しなければならない。

- ① 博士課程前期2年次生で、大学院学則第20条に規定する修了の要件を満たすこと。
- ② 引き続き在学することにより、在学期間が大学院学則第4条第4項に規定する年数(4年)を超えないこと。
- ③ 当該年度において授業料等の納付金を滞納していないこと。

3 申請手続き

- ① 制度の適用を希望する学生は、本来修了すべき年度(修了延期適用者にあつては、延期後の在学期間が終了する年度。以下同じ)の以下の期日(当該日が休日の場合はその前日)までに修了延期願を提出し、2月下旬ないし9月上旬の教授会で審議の上、許可を受けなければならない。

学年末をもって修了要件を満たす者 2月15日

前期末をもって修了要件を満たす者 7月末日

- ② 前項により修了の延期を許可された学生(以下「修了延期者」)に対しては、修了延期許可通知を本人および保証人に交付する。
- ③ 修了延期者が、事情変更により、本来修了すべき年度での卒業を希望する場合は、3月10日(当該日が休日の場合はその前日)までに修了延期許可取消願を提出した場合に限り、教授会で審議の上、認められる。ただし、前期末をもって修了要件を満たす修了延期者は、取消しできない。
- ④ 修了延期者が、延期期間に係る授業料等の納付金を、以下の期日(当該日が休日又は土曜日に当たるときは、その前日)までに納入しなかった場合は、修了延期の許可を取り消し、当該年度末、または前期末での修了とする。

学年末をもって修了要件を満たす者 3月20日

前期末をもって修了要件を満たす者 9月19日

- ⑤ 繰上修了を希望する学生は、7月末日までに繰上修了願を提出し、9月上旬の教授会で審議の上、許可を受けなければならない。許可が得られた場合、後述する納付金の後期分を返還する。

4 申請窓口および
提出先

1号館1階 教務部

5 申請期間

申請期間等の詳細は、掲示等で案内する。

6 その他

- ・ 修了延期期間中は、病気の理由を除き、休学は認められない。なお、休学期間中の学費の減額は認められない。
- ・ 修了延期者の延期期間に係る授業料等の納付金については、以下のとおりとする。

学年末をもって修了要件を満たした者 授業料・施設費に限り年額の7割

前期末をもって修了要件を満たした者 授業料・施設費に限り年額の3割5分

※ その他の納付金である学会費(文学研究科を除く)については、減額の対象とはならない。

経済学研究科

経済学研究科の人材育成の目的と3つの方針	18
経済学研究科 経済学専攻の人材育成の目的と3つの方針	20
経済学研究科 経営学専攻の人材育成の目的と3つの方針	22
経済学研究科 科目番号体系	24
経済学研究科 履修規定	
博士課程前期	25
博士課程後期	29
学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、 上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、 成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科 及び経営学研究科における学生交流に関する協定書	32
学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、 上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、 成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科 及び経営学研究科との間における学生交流に関する覚書	32
大学院特別聴講学生制度について	33
修士論文・課題研究報告の提出要領と審査概要	34
課程博士学位論文の提出要領と審査概要	35
論文審査基準	36

経済学研究科の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また、博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、当該専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 博士課程前期：修士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、課題研究報告または修士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程前期の課程を修了したことを認める。

- (1) 問題を発見し、探究するために必要な経済学ないし経営学の専門知識を身につけていること。
- (2) 資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を有していること。
- (3) 論文の形式および内容（論文構成・文献の網羅性・論理性）が整った修士論文、あるいは特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決などについて研究した成果をまとめた課題研究報告を作成する能力を有していること。

2. 博士課程後期：博士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程後期の課程を修了したことを認める。

- (1) 自立した研究者として活動できる、優れて高度な専門知識を身につけていること。
- (2) 専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見し、独創的な研究によって学術の水準を高める能力を有していること。
- (3) 学問の発展に貢献するため、学会発表および学術誌に論文を発表する能力を有していること。

Ⅲ 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示された能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成し、実施する。

1. 博士課程前期

- (1) 問題発見および探究に必要な専門知識を体系的に身につけることができるように、各分野の授業科目を適切に配置する。
- (2) 論文作成能力、資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

2. 博士課程後期

- (1) 高度な専門知識を身につけ、専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見することができるように、各分野の授業科目を配置する。
- (2) 論文作成能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

人材育成の目的を達成するために、次の条件を満たす人材を入学者として求める。

Ⅳ 入学者の受入れに 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

1. 博士課程前期

- (1) 広く、国内外を問わず、また大学での専攻にとらわれず、高い基礎学力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する専門知識を備えているもの。
- (3) 経済ないし経営に対する深い関心と興味を抱き、自らの研究分野に対する明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有するもの。

AP	入試制度									
	一般入試		社会人入試		シニア入試		外国人入試		卒業生 対象入試	内部推薦 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	面接試験	面接試験
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(3)		◎		◎		◎		◎	◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

2. 博士課程後期

- (1) 将来当該分野の専門研究者となるべき高い素質・能力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する高度な専門知識を備えているもの。
- (3) 独創的な研究を行う十分な意欲を有するもの。

AP	入試制度				
	一般入試		外国人入試		内部進学 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験
(1)	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

経済学研究科 経済学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

経済学専攻の教育研究は、経済学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 博士課程前期：修士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、課題研究報告または修士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程前期の課程を修了したことを認める。

- (1) 問題を発見し、探究するために必要な経済学の専門知識を身につけていること。
- (2) 資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を有していること。
- (3) 論文の形式および内容（論文構成・文献の網羅性・論理性）が整った修士論文、あるいは特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決などについて研究した成果をまとめた課題研究報告を作成する能力を有していること。

2. 博士課程後期：博士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程後期の課程を修了したことを認める。

- (1) 自立した研究者として活動できる、優れて高度な専門知識を身につけていること。
- (2) 専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見し、独創的な研究によって学術の水準を高める能力を有していること。
- (3) 学問の発展に貢献するため、学会発表および学術誌に論文を発表する能力を有していること。

Ⅲ 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示された能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成し、実施する。

1. 博士課程前期

- (1) 問題発見および探究に必要な専門知識を体系的に身につけることができるように、理論・政策・歴史・社会の各分野の授業科目を適切に配置する。
- (2) 論文作成能力、資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

2. 博士課程後期

- (1) 高度な専門知識を身につけ、専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見することができるように、理論・政策・歴史・社会の各分野の授業科目を配置する。
- (2) 論文作成能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

人材育成の目的を達成するために、次の条件を満たす人材を入学者として求める。

1. 博士課程前期

- (1) 広く、国内外を問わず、また大学での専攻にとらわれず、高い基礎学力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する専門知識を備えているもの。
- (3) 経済に対する深い関心と興味を抱き、自らの研究分野に対する明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有するもの。

AP	入試制度									
	一般入試		社会人入試		シニア入試		外国人入試		卒業生 対象入試	内部推薦 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	面接試験	面接試験
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(3)		◎		◎		◎		◎	◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

2. 博士課程後期

- (1) 将来経済学分野の専門研究者となるべき高い素質・能力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する高度な専門知識を備えているもの。
- (3) 独創的な研究を行う十分な意欲を有するもの。

AP	入試制度				
	一般入試		外国人入試		内部進学 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験
(1)	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

Ⅳ 入学者の受入れに 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

経済学研究科 経営学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

経営学専攻の教育研究は、経営学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 博士課程前期：修士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、課題研究報告または修士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程前期の課程を修了したことを認める。

- (1) 問題を発見し、探究するために必要な経営学の専門知識を身につけていること。
- (2) 資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を有していること。
- (3) 論文の形式および内容（論文構成・文献の網羅性・論理性）が整った修士論文、あるいは特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決などについて研究した成果をまとめた課題研究報告を作成する能力を有していること。

2. 博士課程後期：博士（経済学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものとみなし、博士課程後期の課程を修了したことを認める。

- (1) 自立した研究者として活動できる、優れて高度な専門知識を身につけていること。
- (2) 専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見し、独創的な研究によって学術の水準を高める能力を有していること。
- (3) 学問の発展に貢献するため、学会発表および学術誌に論文を発表する能力を有していること。

Ⅲ 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示された能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成し、実施する。

1. 博士課程前期

- (1) 問題発見および探究に必要な専門知識を体系的に身につけることができるように、経営・会計・商学・情報の各分野の授業科目を適切に配置する。
- (2) 論文作成能力、資料収集能力、プレゼンテーション能力、さらに幅広い柔軟な視点に立ったコミュニケーション能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

2. 博士課程後期

- (1) 高度な専門知識を身につけ、専門分野における重要かつ未解決な研究課題を発見することができるように、経営・会計・商学・情報の各分野の授業科目を配置する。
- (2) 論文作成能力を身につけることができるように、徹底した個人指導による演習科目を配置する。
- (3) 研究発表能力および発信能力を身につけることができるように、演習科目での発表機会を十分確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員、さらに他の院生からも助言が得られる体制を確保する。

人材育成の目的を達成するために、次の条件を満たす人材を入学者として求める。

Ⅳ 入学者の受入れに 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

1. 博士課程前期

- (1) 広く、国内外を問わず、また大学での専攻にとらわれず、高い基礎学力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する専門知識を備えているもの。
- (3) 経営に対する深い関心と興味を抱き、自らの研究分野に対する明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有するもの。

AP	入試制度									
	一般入試		社会人入試		シニア入試		外国人入試		卒業生 対象入試	内部推薦 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	面接試験	面接試験
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	◎	○	○	○
(3)		◎		◎		◎		◎	◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

2. 博士課程後期

- (1) 将来経営学分野の専門研究者となるべき高い素質・能力を持つもの。
- (2) 専門分野に関する高度な専門知識を備えているもの。
- (3) 独創的な研究を行う十分な意欲を有するもの。

AP	入試制度				
	一般入試		外国人入試		内部進学 入試
	筆記試験	面接試験	筆記試験	面接試験	筆記試験
(1)	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎	◎

注) ◎：特に対応している ○：対応している

経済学研究科 科目番号体系

〔例〕 経済学研究科 経済学専攻 博士課程前期における「経済理論研究ⅠA」

KEC **A 2 1** **5** **1 0 0 1**
 ① 教育課程 ② 分野・区分・領域 ③ 配当年次 ④ 科目の位置づけ ⑤ 識別番号

この科目番号であることにより、この科目は、経済学研究科のカリキュラム上の「経済学専攻 博士課程前期」に位置づけられ、専門科目の経済理論領域の授業科目に該当することを意味している。なお、他の分野・区分・領域等については以下分類表を参照のこと。

① 教育課程

K E C	経済学研究科 経済学専攻 博士課程前期
K B U	経済学研究科 経営学専攻 博士課程前期
D E C	経済学研究科 経済学専攻 博士課程後期
D B U	経済学研究科 経営学専攻 博士課程後期

② 分野・区分

分野	区分
(博士課程前期)	
A	1 授業科目 共通
	2 授業科目 専門科目
B	1 研究指導 演習
(博士課程後期)	
A	1 授業科目 専門科目
B	1 研究指導 演習

② 領域

経済学専攻	領域
	0 経済学研究科共通領域
	1 経済理論
	2 応用経済
	3 経済史
	4 社会政策

経営学専攻	領域
	0 経済学研究科共通領域
	1 経営学
	2 会計学
	3 商学
	4 情報
	5 金融
	6 その他

③ 配当年次

5	博士課程前期において履修できる科目
7	博士課程後期において履修できる科目

④ 科目の位置づけ

1	授業科目
2	研究指導

⑤ 識別番号

下3桁	原則として各科目に異なる番号が付与される（一部の科目を除く）。 [A] [B] に分かれている科目の場合、連番が付されている。
-----	--

経済学研究科

履修規定

経済学研究科 博士課程前期

1 コース

経済学研究科博士課程前期には、次の2つのコースを設ける。

① 研究コース

博士課程前期を修了後、博士課程後期への進学を希望する者、あるいは研究機関などにおいて研究業務に携わる人材を育成することを目的とする。

② 専修コース

博士課程前期を修了後、幅広い教養と専門的知識を兼ね備えた職業人として活躍する人材を育成することを目的とする。

2 修了要件

① 研究コース

2年以上在学し※1、指導教員のもとに、研究指導**8単位**および授業科目**24単位**の合計**32単位**以上を修得し、修士論文を作成・提出し、審査並びに最終試験に合格しなければならない。

標準 修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験※2
	研究指導	授業科目	計	
2年※1	8	24	32	修士論文の審査および最終試験に合格すること

② 専修コース

2年以上在学し※1、指導教員のもとに、研究指導**8単位**および授業科目**28単位**を含め、合計**36単位**以上を修得し、修士論文または課題研究報告※3を作成・提出し、審査並びに最終試験に合格しなければならない。

標準 修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験※2
	研究指導	授業科目	計	
2年※1	8	28	36	修士論文または課題研究報告の審査および最終試験に合格すること

※1 いずれのコースにおいても、本研究科の「成城大学経済学部在学生ののための科目等履修生制度」を利用する場合には、審査の上、大学院入学後に専攻する分野の教員（指導教員とすることを希望する教員）の担当する博士課程前期の「研究指導」を履修することを認めることがある。標準修業年限は2年であるが、本制度を利用して1年間の在籍で博士課程前期を修了することが可能である。そのためには、本学経済学部4年次に上記の「研究指導」を履修するとともに、以下の要件を全て満たす必要がある。

- (イ) 翌年度大学院入学後に「研究指導」（半期2単位）を各学期に履修すること。
- (ロ) 科目等履修生として修得し、認定された単位とあわせて修了に必要な単位を全て修得すること。
- (ハ) 研究コースにおいては修士論文を、また専修コースにおいては修士論文または課題研究報告を提出し、その審査並びに最終試験に合格すること。

※2 修士論文と課題研究報告

修士論文・課題研究報告の提出要領と審査概要（34ページ）を参照のこと。

修士論文または課題研究報告の作成に当たっては、どちらのコースに所属していても、中間報告会で修士論文・課題研究報告のテーマ、問題意識、構成等について途中経過を報告しなければならない。また、修士論文・課題研究報告の審査は、いずれも3名の審査員によって行われる。

※3 成城大学大学院学則第20条第2項に定める「特定の課題についての研究の成果」を、本研究科では「課題研究報告」という。

3 指導教員	① いずれのコースにおいても、学生は、所属する専攻の担当専任教員を指導教員として定めなければならない。 ② 学生は、指導教員の担当する授業科目および研究指導を必修とする。 ③ 研究指導は、指導教員の研究指導を在学期間を通じて履修しなければならない。 ④ 修士論文または課題研究報告は指導教員のもとで作成し、提出しなければならない。 ⑤ 学生は、毎年4月に指導教員が学生ごとに策定する研究指導計画を十分理解し、計画的に研究に取り組まなければならない。
4 研究指導計画書	大学院では、指導教員が学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の計画をあらかじめ明示することを目的に研究指導計画書を作成する。学生は、成城大学ホームページより研究指導計画書の書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、指導教員と打ち合わせを行うこと。その後指導教員は、4月28日（木）までに、研究指導計画書を記入の上、経済学研究科長に提出する。
5 学位	修了要件を満たし、論文審査および最終試験に合格した者には、修士（経済学）の学位を授与する。
6 履修上の注意点	① 授業科目の履修および修士論文または課題研究報告の作成については、指導教員の承認を得なければならない。 ② 既に単位を修得した授業科目を次年度以降履修することはできるが、修了要件単位に算入することはできない。 ③ 【2019年度以前入学者】指導教員が履修を承認した自専攻以外の授業科目の取り扱いは以下の1)～4)のとおりとする。 1) 本学経済学部専門科目 2) 本研究科他専攻の授業科目 3) 文学研究科、法学研究科および社会イノベーション研究科の博士課程前期の授業科目 4) 大学院特別聴講学生制度（33ページ）により履修する授業科目 上記1)の履修により修得した単位は、修了に必要な単位としては認めない。 上記2)～4)の履修により修得した単位は、あわせて8単位まで修了に必要な単位として認める。 ④ 【2020年度以降入学者】 ・ 自専攻の修了要件単位を16単位以上修得すること。 ・ 指導教員が履修を承認した自専攻以外の授業科目の取り扱いは以下の1)～4)のとおりとする。 1) 本学経済学部専門科目 2) 本研究科他専攻の授業科目 3) 文学研究科、法学研究科および社会イノベーション研究科の博士課程前期の授業科目 4) 大学院特別聴講学生制度（33ページ）により履修する授業科目 上記1)の履修により修得した単位は、修了に必要な単位としては認めない。 上記2)の履修により修得した単位は、研究コースは8単位まで、専修コースは12単位まで修了に必要な単位として認める。 上記3)～4)の履修により修得した単位は、あわせて8単位まで修了に必要な単位として認める。 ⑤ 本研究科の「成城大学経済学部在学学生のための科目等履修生制度」を利用して、本研究科入学前に科目等履修生として修得した当該研究科の授業科目および研究指導の単位は、修了に必要な単位として20単位まで認定することができる。 ⑥ 外国人留学生在が研究生として本研究科入学前に修得した当該研究科授業科目の単位は、修了に必要な単位として4単位まで認定することができる。 ⑦ 本研究科入学前に本学科目等履修生制度を利用して修得した大学院開設科目の単位は、修了に必要な単位として10単位まで認定することができる。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表

経済学専攻

(授業科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
経済理論研究Ⅰ A	2	医療経済論研究 B	2
経済理論研究Ⅰ B	2	※財政学研究Ⅰ A	2
経済理論研究Ⅱ A	2	※財政学研究Ⅰ B	2
経済理論研究Ⅱ B	2	※財政学研究Ⅱ A	2
国際経済学研究 A	2	財政学研究Ⅱ B	2
国際経済学研究 B	2	金融論研究 A	2
経済学史研究 A	2	金融論研究 B	2
経済学史研究 B	2	※国際金融論研究 A	2
※経済史総論研究 A	2	※国際金融論研究 B	2
※経済史総論研究 B	2	統計学研究 A	2
※アメリカ経済史研究 A	2	統計学研究 B	2
※アメリカ経済史研究 B	2	社会政策研究 A	2
※日本経済史研究 A	2	社会政策研究 B	2
※日本経済史研究 B	2	※人口理論研究 A	2
ヨーロッパ経済史研究 A	2	※人口理論研究 B	2
ヨーロッパ経済史研究 B	2	社会保障論研究 A	2
東洋経済史研究 A	2	社会保障論研究 B	2
東洋経済史研究 B	2	※経済思想史研究 A	2
経済政策研究 A	2	※経済思想史研究 B	2
経済政策研究 B	2	※社会思想史研究 A	2
※交通政策研究 A	2	※社会思想史研究 B	2
※交通政策研究 B	2	※労使関係論研究 A	2
※経済地理学研究 A	2	※労使関係論研究 B	2
※経済地理学研究 B	2	農業経済学研究 A	2
※産業経済学研究 A	2	農業経済学研究 B	2
※産業経済学研究 B	2	開発経済学研究 A	2
医療経済論研究 A	2	開発経済学研究 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(授業科目) - 経済学研究科 共通 -

授業科目	単位	授業科目	単位
税法研究 A	2	※統計解析 B	2
税法研究 B	2	グローバル・スタディーズ A	2
統計解析 A	2	グローバル・スタディーズ B	2

注1) ※印の科目は本年度休講である。

注2) 2020年度をもって「税法研究ⅠA」「税法研究ⅠB」が廃講となり、2021年度に「税法研究A」「税法研究B」が新設された。2020年度までに「税法研究ⅠA」の単位を修得している場合、「税法研究A」を履修登録することはできるが修了に必要な単位としては認めない。また、2020年度までに「税法研究ⅠB」の単位を修得している場合、「税法研究B」を履修登録することはできるが修了に必要な単位としては認めない。

(研究指導)

研究指導	単位	研究指導	単位
経済理論演習Ⅰ A	2	※財政学演習Ⅰ B	2
経済理論演習Ⅰ B	2	財政学演習Ⅱ A	2
経済理論演習Ⅱ A	2	財政学演習Ⅱ B	2
経済理論演習Ⅱ B	2	金融論演習 A	2
国際経済学演習 A	2	金融論演習 B	2
国際経済学演習 B	2	統計学演習 A	2
経済学史演習 A	2	統計学演習 B	2
経済学史演習 B	2	社会政策演習 A	2
※日本経済史演習 A	2	社会政策演習 B	2
※日本経済史演習 B	2	社会保障論演習 A	2
ヨーロッパ経済史演習 A	2	社会保障論演習 B	2
ヨーロッパ経済史演習 B	2	※経済思想史演習 A	2
東洋経済史演習 A	2	※経済思想史演習 B	2
東洋経済史演習 B	2	※社会思想史演習 A	2
経済政策演習 A	2	※社会思想史演習 B	2
経済政策演習 B	2	労使関係論演習 A	2
※産業経済学演習 A	2	労使関係論演習 B	2
※産業経済学演習 B	2	農業経済学演習 A	2
医療経済論演習 A	2	農業経済学演習 B	2
医療経済論演習 B	2	※開発経済学演習 A	2
※財政学演習Ⅰ A	2	※開発経済学演習 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

経営学専攻

（授業科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
※経営学研究 A	2	※マーケティング論研究Ⅰ A	2
※経営学研究 B	2	※マーケティング論研究Ⅰ B	2
※経営組織論研究 A	2	マーケティング論研究Ⅱ A	2
※経営組織論研究 B	2	マーケティング論研究Ⅱ B	2
※経営史研究 A	2	※証券市場論研究 A	2
※経営史研究 B	2	※証券市場論研究 B	2
※日本経営史研究 A	2	※交通論研究 A	2
※日本経営史研究 B	2	※交通論研究 B	2
※人的資源論研究 A	2	※国際経営論研究 A	2
※人的資源論研究 B	2	※国際経営論研究 B	2
※企業論研究 A	2	※経営戦略論研究 A	2
※企業論研究 B	2	※経営戦略論研究 B	2
※中小企業論研究 A	2	経営管理論研究 A	2
※中小企業論研究 B	2	経営管理論研究 B	2
※会計学研究 A	2	※商品開発論研究 A	2
※会計学研究 B	2	※商品開発論研究 B	2
※財務会計論研究 A	2	消費者行動論研究 A	2
※財務会計論研究 B	2	消費者行動論研究 B	2
※管理会計論研究 A	2	サービス・マーケティング論研究 A	2
※管理会計論研究 B	2	サービス・マーケティング論研究 B	2
※財務管理論研究 A	2	※マーケティング・サイエンス研究 A	2
※財務管理論研究 B	2	※マーケティング・サイエンス研究 B	2
※会計監査論研究 A	2	※企業評価論研究 A	2
※会計監査論研究 B	2	※企業評価論研究 B	2
※経営統計学研究 A	2	原価計算論研究 A	2
※経営統計学研究 B	2	原価計算論研究 B	2
※情報管理論研究 A	2	※経営情報論研究 A	2
※情報管理論研究 B	2	※経営情報論研究 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（授業科目）－経済学研究科 共通－

授業科目	単位	授業科目	単位
税法研究 A	2	※統計解析 B	2
税法研究 B	2	グローバル・スタディーズ A	2
統計解析 A	2	グローバル・スタディーズ B	2

注1）※印の科目は本年度休講である。

注2）2020年度をもって「税法研究ⅡA」「税法研究ⅡB」が廃講となり、2021年度に「税法研究A」「税法研究B」が新設された。2020年度までに「税法研究ⅡA」の単位を修得している場合、「税法研究A」を履修登録することはできるが修了に必要な単位としては認めない。また、2020年度までに「税法研究ⅡB」の単位を修得している場合、「税法研究B」を履修登録することはできるが修了に必要な単位としては認めない。

（研究指導）

研究指導	単位	研究指導	単位
※経営学演習 A	2	マーケティング論演習Ⅱ A	2
※経営学演習 B	2	マーケティング論演習Ⅱ B	2
※経営組織論演習 A	2	※交通論演習 A	2
※経営組織論演習 B	2	※交通論演習 B	2
※経営史演習 A	2	※財務管理論演習 A	2
※経営史演習 B	2	※財務管理論演習 B	2
※人的資源論演習 A	2	※証券市場論演習 A	2
※人的資源論演習 B	2	※証券市場論演習 B	2
※企業論演習 A	2	※国際経営論演習 A	2
※企業論演習 B	2	※国際経営論演習 B	2
※会計学演習 A	2	経営戦略論演習 A	2
※会計学演習 B	2	経営戦略論演習 B	2
※財務会計論演習 A	2	経営管理論演習 A	2
※財務会計論演習 B	2	経営管理論演習 B	2
※管理会計論演習 A	2	※商品開発論演習 A	2
※管理会計論演習 B	2	※商品開発論演習 B	2
※経営統計学演習 A	2	消費者行動論演習 A	2
※経営統計学演習 B	2	消費者行動論演習 B	2
※情報管理論演習 A	2	※企業評価論演習 A	2
※情報管理論演習 B	2	※企業評価論演習 B	2
マーケティング論演習Ⅰ A	2	※経営情報論演習 A	2
マーケティング論演習Ⅰ B	2	※経営情報論演習 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

1 修了要件

修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	研究指導	授業科目	計	
3年	12	8	20	博士論文の審査および最終試験に合格すること

博士の学位を取得するためには、3年以上在学し、指導教員のもとに、研究指導12単位を含め、合計20単位以上を修得し、博士論文を作成・提出し、審査並びに最終試験に合格しなければならない。

なお、詳細については、課程博士學位論文は35ページに記載されている「課程博士學位論文の提出要領と審査概要」を、また、論文博士學位論文については120ページに記載されている「成城大学学位規則」を参照すること。

2 指導教員

- ① 学生は、所属する専攻の担当専任教員を指導教員として定めなければならない。
- ② 学生は、指導教員の担当する授業科目および研究指導を必修とし、これをその学生の必修科目とする。
- ③ 研究指導は、指導教員の研究指導を在学期間を通じて履修しなければならない。
- ④ 学生は、毎年4月に指導教員が学生ごとに策定する研究指導計画を十分理解し、計画的に研究に取り組まなければならない。

3 研究指導計画書

大学院では、指導教員が学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の計画をあらかじめ明示することを目的に研究指導計画書を作成する。学生は、成城大学ホームページより研究指導計画書をダウンロードし、必要事項を記入の上、指導教員と打ち合わせを行うこと。その後指導教員は、4月28日（木）までに、研究指導計画書を記入の上、経済学研究科長に提出する。

4 履修上の注意点

- ① 授業科目の履修および博士論文の作成については、指導教員の承認を得なければならない。
- ② 既に単位を修得した授業科目を次年度以降履修することはできるが、**修了要件単位に算入することはできない。**
- ③ 本研究科の博士課程前期自専攻の授業科目、本研究科他専攻の博士課程前期・後期の授業科目（指示他専攻科目という）、指導教員が特に履修を指示した経済学部専門科目（指示学部科目という）、他研究科の博士課程前期・後期の授業科目、および大学院特別聴講学生制度により履修した授業科目は、**修了要件単位に算入することができない。**

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表

経済学専攻

(授業科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
経済理論特殊研究ⅠA	2	※財政学特殊研究ⅠA	2
経済理論特殊研究ⅠB	2	※財政学特殊研究ⅠB	2
経済理論特殊研究ⅡA	2	財政学特殊研究ⅡA	2
経済理論特殊研究ⅡB	2	財政学特殊研究ⅡB	2
国際経済学特殊研究A	2	金融論特殊研究A	2
国際経済学特殊研究B	2	金融論特殊研究B	2
経済学史特殊研究A	2	※国際金融論特殊研究A	2
経済学史特殊研究B	2	※国際金融論特殊研究B	2
※経済史総論特殊研究A	2	統計学特殊研究A	2
※経済史総論特殊研究B	2	統計学特殊研究B	2
※アメリカ経済史特殊研究A	2	社会政策特殊研究A	2
※アメリカ経済史特殊研究B	2	社会政策特殊研究B	2
※日本経済史特殊研究A	2	※人口理論特殊研究A	2
※日本経済史特殊研究B	2	※人口理論特殊研究B	2
ヨーロッパ経済史特殊研究A	2	社会保障論特殊研究A	2
ヨーロッパ経済史特殊研究B	2	社会保障論特殊研究B	2
東洋経済史特殊研究A	2	※経済思想史特殊研究A	2
東洋経済史特殊研究B	2	※経済思想史特殊研究B	2
経済政策特殊研究A	2	※社会思想史特殊研究A	2
経済政策特殊研究B	2	※社会思想史特殊研究B	2
※経済地理学特殊研究A	2	※労使関係論特殊研究A	2
※経済地理学特殊研究B	2	※労使関係論特殊研究B	2
※産業経済学特殊研究A	2	農業経済学特殊研究A	2
※産業経済学特殊研究B	2	農業経済学特殊研究B	2
医療経済論特殊研究A	2	開発経済学特殊研究A	2
医療経済論特殊研究B	2	開発経済学特殊研究B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

研究指導	単位	研究指導	単位
経済理論演習ⅠA	2	※財政学演習ⅠB	2
経済理論演習ⅠB	2	財政学演習ⅡA	2
経済理論演習ⅡA	2	財政学演習ⅡB	2
経済理論演習ⅡB	2	金融論演習A	2
国際経済学演習A	2	金融論演習B	2
国際経済学演習B	2	統計学演習A	2
経済学史演習A	2	統計学演習B	2
経済学史演習B	2	社会政策演習A	2
※日本経済史演習A	2	社会政策演習B	2
※日本経済史演習B	2	社会保障論演習A	2
ヨーロッパ経済史演習A	2	社会保障論演習B	2
ヨーロッパ経済史演習B	2	※経済思想史演習A	2
東洋経済史演習A	2	※経済思想史演習B	2
東洋経済史演習B	2	※社会思想史演習A	2
経済政策演習A	2	※社会思想史演習B	2
経済政策演習B	2	労使関係論演習A	2
※産業経済学演習A	2	労使関係論演習B	2
※産業経済学演習B	2	農業経済学演習A	2
医療経済論演習A	2	農業経済学演習B	2
医療経済論演習B	2	※開発経済学演習A	2
※財政学演習ⅠA	2	※開発経済学演習B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

経営学専攻

（授業科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
経営学特殊研究 A	2	※マーケティング論特殊研究 I B	2
経営学特殊研究 B	2	マーケティング論特殊研究 II A	2
経営組織論特殊研究 A	2	マーケティング論特殊研究 II B	2
経営組織論特殊研究 B	2	※証券市場論特殊研究 A	2
※経営史特殊研究 A	2	※証券市場論特殊研究 B	2
※経営史特殊研究 B	2	※交通論特殊研究 A	2
※日本経営史特殊研究 A	2	※交通論特殊研究 B	2
※日本経営史特殊研究 B	2	※国際経営論特殊研究 A	2
人的資源論特殊研究 A	2	※国際経営論特殊研究 B	2
人的資源論特殊研究 B	2	※経営戦略論特殊研究 A	2
※企業論特殊研究 A	2	※経営戦略論特殊研究 B	2
※企業論特殊研究 B	2	経営管理論特殊研究 A	2
※中小企業論特殊研究 A	2	経営管理論特殊研究 B	2
※中小企業論特殊研究 B	2	※商品開発論特殊研究 A	2
※会計学特殊研究 A	2	※商品開発論特殊研究 B	2
※会計学特殊研究 B	2	消費者行動論特殊研究 A	2
財務会計論特殊研究 A	2	消費者行動論特殊研究 B	2
財務会計論特殊研究 B	2	サービス・マーケティング論特殊研究 A	2
※管理会計論特殊研究 A	2	サービス・マーケティング論特殊研究 B	2
※管理会計論特殊研究 B	2	※マーケティング・サイエンス特殊研究 A	2
※財務管理論特殊研究 A	2	※マーケティング・サイエンス特殊研究 B	2
※財務管理論特殊研究 B	2	※企業評価論特殊研究 A	2
※経営統計学特殊研究 A	2	※企業評価論特殊研究 B	2
※経営統計学特殊研究 B	2	原価計算論特殊研究 A	2
情報管理論特殊研究 A	2	原価計算論特殊研究 B	2
情報管理論特殊研究 B	2	※経営情報論特殊研究 A	2
※マーケティング論特殊研究 I A	2	※経営情報論特殊研究 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研究指導	単位	研究指導	単位
※経営学演習 A	2	※マーケティング論演習 II A	2
※経営学演習 B	2	※マーケティング論演習 II B	2
経営組織論演習 A	2	※交通論演習 A	2
経営組織論演習 B	2	※交通論演習 B	2
※経営史演習 A	2	※財務管理論演習 A	2
※経営史演習 B	2	※財務管理論演習 B	2
人的資源論演習 A	2	※証券市場論演習 A	2
人的資源論演習 B	2	※証券市場論演習 B	2
※企業論演習 A	2	※国際経営論演習 A	2
※企業論演習 B	2	※国際経営論演習 B	2
※会計学演習 A	2	経営戦略論演習 A	2
※会計学演習 B	2	経営戦略論演習 B	2
財務会計論演習 A	2	経営管理論演習 A	2
財務会計論演習 B	2	経営管理論演習 B	2
管理会計論演習 A	2	※商品開発論演習 A	2
管理会計論演習 B	2	※商品開発論演習 B	2
※経営統計学演習 A	2	消費者行動論演習 A	2
※経営統計学演習 B	2	消費者行動論演習 B	2
情報管理論演習 A	2	※企業評価論演習 A	2
情報管理論演習 B	2	※企業評価論演習 B	2
マーケティング論演習 I A	2	※経営情報論演習 A	2
マーケティング論演習 I B	2	※経営情報論演習 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科における学生交流に関する協定書

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科は、各大学院研究科の規則に定めるところにより、学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科の間において、各大学院研究科の学生が他大学大学院研究科の授業科目を履修し、単位を取得することを相互に認めることについて合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

1. 本協定書の実施に関する細部の事項については、協定書に附属する「覚書」に記載するところによる。
2. 本協定書の実施について必要な事項は、参加大学院研究科の協議により処理するものとする。
3. 本協定書は2001年4月1日から効力を有するものとする。
4. 本協定書は参加大学院研究科の協議により、改廃することができる。

学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科、上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科との間における学生交流に関する覚書

(授業科目の履修)

第1条 本協定に参加する大学院研究科（以下「参加研究科」という。）に在籍する学生が、研究上の必要により参加研究科設置の授業科目の履修及び単位の修得を希望する場合、当該学生の所属する大学院（以下「所属大学院」という。）の定める範囲内で履修することができる。

(呼 称)

第2条 上智大学大学院経済学研究科、武蔵大学大学院経済学研究科、成城大学大学院経済学研究科、成蹊大学大学院経済学研究科及び経営学研究科が受け入れた学生は、「特別聴講学生」と呼称するものとし、学習院大学大学院経済学研究科及び経営学研究科が受け入れた学生は、「大学院交流学生」と呼称するものとする。その身分は、受け入れた大学院（受入先大学院という。）の規則に定めるところによるものとする。

(制 限)

第3条 各研究科が、特別聴講学生もしくは大学院交流学生に対して授業科目の履修を許可し認定することのできる単位の限度は、所属大学院の規則に定めるところによるものとする。

(出 願)

第4条 本協定に基づき参加研究科の授業科目を履修しようとする学生は、所属大学院の指導教員及び受入先大学院授業科目担当者の承認を得て、所定の願書を受入先大学院に提出しなければならない。

(受け入れ)

第5条 (1) 所定の手続きにより参加研究科学生の履修申し込みを受けたときは、受入先大学院は特別聴講学生もしくは大学院交流学生として受入を許可する。ただし、やむを得ない事情により受入を許可しないことがある。

(2) 受入先大学院は受入大学院生に対して、特別聴講学生証もしくは、大学院交流学生証を発行するものとする。

(成績及び単位修得の認定)

第6条 (1) 受入先大学院は特別聴講学生もしくは大学院交流学生の成績評価を当該大学院の表示方式で行ない、これを所属大学院に通知する。

- (2) 特別聴講学生もしくは大学院交流学生の単位認定は所属大学院において行ない、成績評価の表示は所属大学院の方式で行なう。

(研究施設の利用)

第7条 特別聴講学生もしくは大学院交流学生は参加研究科の認める範囲で、図書館、研究室等を利用することができる。

(聴講料)

第8条 特別聴講学生もしくは大学院交流学生の授業料は徴収しないものとする。

(運営)

第9条 (1) 当該年度に開設する授業科目の種類、内容、時間割などの資料については、当該年度の始めに参加研究科に送付するものとする。
(2) この協定に関する具体的な事務手続等については、参加研究科事務室間で行なう。

大学院特別聴講学生制度について

1. 協定先大学院
学習院大学大学院経済学研究科および経営学研究科
上智大学大学院経済学研究科
武蔵大学大学院経済学研究科
成蹊大学大学院経済学研究科および経営学研究科
2. 本研究科の学生は、指導教授の指示がある場合、上記大学院の講義科目（演習を除く）を受講することができる。
なお、講義科目名が本研究科で単位を修得する講義科目名と同じであっても認められる。
ただし、博士課程前期在籍学生は後期課程講義科目を受講することができない。
3. 受講手続は次の順序で行う。
イ. 本学教務部から大学院特別聴講学生履修届（以下、履修届）を入手する。
ロ. 本学指導教員の承認（履修届所定欄への署名捺印）を得る。
ハ. 本学教務部に履修届を提出し、受付処理された履修届（A票・B票）を受け取る。
ニ. 受入先大学院の初回授業を受講し、科目担当教員の承認（履修届所定欄への捺印）を得る。なお、科目担当教員によっては、受講の承認に当たり初回授業において面接を行う場合がある。
ホ. 受入先大学院の担当部署に履修届を提出し、受付処理された履修届（A票）を受け取る。
ヘ. 最後に、本学教務部に履修届（A票）を持参の上、受入先大学院において承認された報告を行う。
※履修届の担当印が提出期限に間に合わない場合は、履修届のコピーを各提出先に仮提出し、後日原本を提出すること。
※受入先大学院の都合により、一旦認められた受講が取り消される場合があるので注意すること。
4. 博士課程前期学生がこの制度により修得した単位は、**4単位まで修了に必要な単位として認められる**。
博士課程後期学生については、修得した単位は、Campus Square for Webの個人成績参照および成績証明書に記載されるが、修了に必要な単位としては認められない。
5. 聴講料は徴収されない。
6. 以上のほか、受入先大学院における図書館利用等大学院生としての研究活動にかかわる事項は、全て受入先大学院の定めるところに従う。
7. 各大学院の履修申請手続締切日については追って掲示する。

以上に関して質問がある場合は教務部に問い合わせること。

経済学研究科 2022年度 修士論文・課題研究報告の提出要領と審査概要

I テーマ発表会・中間報告会

修士論文または課題研究報告（以下「論文」という。）を提出しようとする者は、その作成に当たり、テーマ発表会・中間報告会で論文のテーマ、問題意識、構成等について報告しなければならない。なお、テーマ発表会は5～6月頃、中間報告会は11月頃を予定しているが、詳細については別途掲示する。

II 題 目 届

別途掲示される指示に従い、題目届を提出すること。

III 修士論文・課題研究報告提出要領

1 提出期限締切の日時

1月13日（金）16:30

※秋修了対象者の提出期限については別途掲示する。
※原則として、本人が提出し、提出期限を厳守すること。

2 提出場所

教務部

3 提出部数

論 文：正本1部、副本（コピー）3部
論文要旨：正本1部、副本（コピー）3部

- ① 論文は、A4判横書きとする。
 - ② 論文の正本1部は製本するので表紙および穴開け不要。ただし、第1ページに「とびら（中表紙）」をつけ、表紙と同じ事項を記入すること。
 - ③ 論文の副本は、表紙をつけること。なお、副本提出用ファイルは経済学部研究事務室で受け取り、修了年度、修士論文・課題研究報告を明示し、指導教員名、論文題目、所属および学籍番号、提出者氏名を明記した用紙を貼付すること。また、第1ページに「とびら（中表紙）」をつけること。
 - ④ 論文要旨は、A4判横書き、概ね4,000字とする。図表は2、3枚程度入れることができる。表紙は不要。ただし、第1ページに「とびら（中表紙）」をつけること。
- ※ なお、論文要旨は、大学院生が自主的に編集する『経済学論文集』に原則として掲載するので、教務部への提出のほかに、論文審査の際に指摘された事項を訂正したものを、経済学部研究事務室へ電子媒体形式で提出すること。詳細についての問い合わせ先は、3号館4階経済学部研究事務室。

【表紙の書き方】

右記のとおり、「必要事項」を記入した用紙（15cm×10cm 程度）を貼付すること。

（縦書の場合）

二〇二二年度 修士論文（または課題研究報告） 指導教員名 題目 （副題） 成城大学大学院 経済学研究科〇〇学専攻 学籍番号 氏 名

（横書の場合）

2022年度 修士論文（または課題研究報告） 指導教員名 題目 （副題） 成城大学大学院 経済学研究科〇〇学専攻 学籍番号 氏 名

4 製 本

審査に合格した論文の正本は図書館保存用として大学指定業者により製本するので、論文提出者は、論文に製本料4,000円を添えて教務部に提出するものとする。

IV 面接試験

期日、時間等、詳細については掲示にて知らせる。

経済学研究科 2022年度 課程博士学位論文の提出要領と審査概要

I 課程博士論文の提出要領

1 提出要件

課程博士論文を提出しその審査を申請する者は、次の2つの要件を満たしていなければならない。

① 指導教員の推薦があること。

なお、指導教員が退職等によって不在の場合には、本研究科専任教員の中で論文提出予定者の専攻科目に近い分野の担当教員が指導教員となる。

② 以下に掲げる業績が合計2点以上あること。

- 1) 『成城大学経済研究』での論文掲載
- 2) 査読つき学術雑誌での論文掲載（掲載予定を含む）
- 3) 学会発表（原則として全国大会での口頭発表）
- 4) 中間報告会での発表2回以上
- 5) その他これらと同等以上の業績

なお、共著もしくは共同報告の業績については、共著者あるいは共同報告者の人数の逆数を点数とする。（例 2名による共著の業績は、2分の1点とする。）

2 提出申し込み

6月末もしくは2月末

課程博士論文の提出者は、論文タイトル、目次、要旨等を記載した論文申込書を、指導教員の推薦書および業績を添えて、提出する。

3 審査事前報告会

10月もしくは5月

論文提出申込者は、博士論文審査事前報告会において論文概要とその主要部分について報告しなければならない。審査事前報告会は公開とする。

4 提出日

11月中旬もしくは7月中旬

論文提出申込者は、審査事前報告会終了後、必要な加筆、訂正を行い、博士論文を提出する。原則として、本人が提出し、提出期限を厳守すること。

5 提出書類等

本手引末尾の「修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領」を参照すること。

II 審査の概要

1 論文審査および最終試験

論文審査および最終試験実施日：1月下旬～2月上旬もしくは9月下旬～10月上旬
提出された論文の審査および最終試験が実施される。

2 学位授与

最終試験に合格した者は、博士（経済学）の学位を授与される。

III 博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位の授与から1年以内にその博士論文を公表しなければならない。

経済学研究科 論文審査基準

修士および博士の学位の授与の要件として提出される論文の審査基準は、次のとおりである。

（修士論文・課題研究報告に求められる基準）

1. 研究テーマの妥当性：問題設定が明確になされていること。
2. 情報収集能力：主要な専門的概念や先行研究・学説史などについて十分な知見を有し、必要に応じてそれらと批判的に対峙していること。
3. 研究方法の適切性：既存の方法による場合、その使用が適切なこと。新しい方法を開拓した場合、その方法自体に妥当性が認められること。
4. 論の展開：客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
5. 文章能力：論文にふさわしい文体であること、趣旨が明確に伝わる文章であること。
6. 論文の体裁：表紙、目次、章立て、結論、注、参考文献、資料、要旨、図版、例、引用の仕方等が正しくなされ、整っていること。
7. 総合判断：当該学問の研究対象と基本的な方法論を正しく理解し、その研究分野を過不足なく見渡すに十分な学識が認められること。その基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していること。当該論文をもって著者が今後関係領域で研究者として貢献をするための基盤が築かれていること。
8. 研究コースおよび専修コースで作成する修士論文は、概ね60,000字とし、論文としての総合性（構成、論理性、文献の質と量など）が要求される。
それに対して、専修コースで作成する課題研究報告は、概ね36,000字とし、修士論文のような論文としての総合性は要求されず、特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決等について研究した成果を報告するものである。

（博士論文に求められる基準）

1. 研究テーマの妥当性：問題設定が明確になされていること。
2. 情報収集能力：主要な専門的概念や先行研究・学説史などについて十分な知見を有し、必要に応じてそれらと批判的に対峙していること。
3. 研究方法の適切性：既存の方法による場合、その使用が適切なこと。新しい方法を開拓した場合、その方法自体に妥当性が認められること。
4. 論の展開：客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
5. 文章能力：論文にふさわしい文体であること、趣旨が明確に伝わる文章であること。
6. 論文の体裁：表紙、目次、章立て、結論、注、参考文献、資料、要旨、図版、例、引用の仕方等が正しくなされ、整っていること。
7. 総合判断：当該学問の研究対象と基本的な方法論を正しく理解し、その研究分野を過不足なく見渡すに十分な学識が認められること。その基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していること。当該論文をもって著者が今後関係領域で研究者として貢献をするための基盤が築かれていること。
8. 上記1～7の基準を満たした上で、博士論文として相応しい独自の問題提起がなされ、新しい学説や独創的な研究成果が、学会を説得できるレベルで論証されていること。当該論文から出発して、その分野においてさらに研究を発展させ、新たな知見を付け加える可能性が認められること。当該論文をもって著者が今後当該学問領域でオリジナルな貢献をするための基盤が築かれていること。

専攻分野もしくは論文テーマによっては上記の項目のほかに、以下にも十分留意することが求められる

- ・資料的研究の場合、資料の収集方法、扱い方、評価の仕方が適切であること。
- ・調査・実験を行う場合、妥当な研究方法、分析方法がとられていること。
- ・理論的研究の場合、論が思弁に陥らないこと。文章解釈が問題となる場合、解釈が独りよがりではないこと。その解釈に説得力があり、言語的に無理がないこと。
- ・研究内容をわかりやすくプレゼンテーションでき、質問に正確に答えられること。
- ・外国語の資料や文献を用いる場合、正確に当該言語を理解していること。
- ・課題研究報告の場合、特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決等について研究していること。

文学研究科

文学研究科の人材育成の目的と3つの方針	38
文学研究科 国文学専攻の人材育成の目的と3つの方針	40
文学研究科 英文学専攻の人材育成の目的と3つの方針	42
文学研究科 日本常民文化専攻の人材育成の目的と3つの方針	44
文学研究科 美学・美術史専攻の人材育成の目的と3つの方針	46
文学研究科 コミュニケーション学専攻の人材育成の目的と3つの方針	48
文学研究科 ヨーロッパ文化専攻の人材育成の目的と3つの方針	50
文学研究科 科目番号体系	52
文学研究科 履修規定	
博士課程前期	54
博士課程後期	60
成蹊大学大学院文学研究科・成城大学大学院文学研究科・武蔵大学大学院 人文科学研究科の間における単位互換に関する協定書	65
成蹊大学大学院文学研究科・成城大学大学院文学研究科・武蔵大学大学院 人文科学研究科の間における大学院特別聴講学生の手続について	66
研究計画書、研究指導計画書、研究報告書、 修士論文、課程博士論文提出要領	67
成城大学大学院文学研究科における論文審査基準	70
修士論文提出要領細則	71
課程博士論文本提出要領細則	72

文学研究科の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

文学研究科の教育研究は、幅広い教養と柔軟な思考力をもって現代の諸課題を解決し、社会貢献に積極的な人の養成を目ざすとともに、博士課程前期においては、各専攻における研究能力または高度な専門性を要する職業に必要な能力を養い、博士課程後期においては、各専攻において研究者として独自の学問領域を開拓推進しうる能力、または高度に専門的な職業に従事しうる能力を養うことを目的とする。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことを認める。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 当該分野において自律的に研究活動を展開できる能力を有していること。
- (2) 自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するための理論構築と表現方法を身につけていること。
- (3) 教育機関、文化行政機関、研究機関、その他専門知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて、適切な活動を展開する能力を身につけていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

修士の学位に必要な条件に加え、より高度な専門性を身につけ、研究者として独創的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに、学生の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (2) カリキュラム編成の基本原則として、まず、専門分野に関する高度な内容の授業を提供することにより、人間と世界に関する学生の知識と洞察を深めることを目指します。次に、学生が幅広い教養を身につけ、広く社会で活躍するに資する知見を得られるよう、専攻間の垣根をできる限り低くします。また、全研究科間での単位互換制度を導入しており、学生に大きな選択肢を与えています。
- (3) 個別の研究指導を通じて、学生の研究を導くとともに、自らの考えを的確に表現する能力を伸ばすことによって、修士論文執筆に繋がります。
- (4) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (5) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。さらに社会イノベーション研究科が提供する所定の授業を履修することにより、専門社会調査士の資格取得も可能にします。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の自律的研究能力を強化するため、授業は学生の研究発表を主体としたゼミナール形式を基本とします。
- (2) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の向上に努めます。また、発表後のディスカッションを通じて、他者の疑問を正確に把握し、的確に答える能力を養います。
- (3) カリキュラム編成の基本原則として、学問的刺激に満ちた専門科目を提供します。並行して、博士論文執筆の要件を明確化するとともに、指導教員による定期的な研究指導を行い、在学中の博士論文提出を促します。
- (4) 国内だけでなく、海外での学会発表を推奨し、それに向けた研究指導を行うとともに、本研究科独自の支援制度により、発表を容易にする環境を整備します。
- (5) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (6) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。さらに社会イノベーション研究科が提供する所定の授業を履修することにより、専門社会調査士の資格取得も可能にします。

IV

入学者の受入に関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための基礎学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) 文学研究科の学問について、旺盛な関心と探究心を有する人。
- (3) 自らの個性を自覚し、それを伸長させることに意欲的である人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 国文学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

国文学専攻では、古代から現代に至る国文学、国語学、漢文学に加えて、西欧およびアジアとの比較文学といった関連領域の授業も設け、あらゆる時代、ジャンルの文学の研究に対応できる態勢を整えている。これにより、基礎的かつ広範な学識を身につけた人材を養成し、高度な能力を有する研究者あるいは専門的知識を備えた教員などを育成する。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 国文学の研究において自律的に研究活動を展開できる能力を有していること。
- (2) 自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するための理論構築と表現方法を身につけていること。
- (3) 教育機関、文化行政機関、研究機関、その他専門知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて、適切な活動を展開する能力を身につけていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

修士の学位に必要な条件に加え、より高度な専門性を身につけ、研究者として独創的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の国文学研究に関する自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに、学生の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (2) カリキュラム編成の基本原則として、まず、専門分野に関する高度な内容の授業を提供することにより、人間と世界に関する学生の知識と洞察を深めることを目指します。次に、学生が幅広い教養を身につけ、広く社会で活躍するに資する知見を得られるよう、専門分野間の垣根をできる限り低くします。また、全研究科間での単位互換制度を導入しており、学生に大きな選択肢を与えています。
- (3) 個別の研究指導を通じて、学生の研究を導くとともに、自らの考えを的確に表現する能力を伸ばすことによって、修士論文執筆に繋がります。
- (4) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (5) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の国文学研究に関する自律的研究能力を強化するため、授業は学生の研究発表を主体としたゼミナール形式を基本とします。
- (2) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の向上に努めます。また、発表後のディスカッションを通じて、他者の疑問を正確に把握し、的確に答える能力を養います。
- (3) カリキュラム編成の基本原則として、学問的刺激に満ちた専門科目を提供します。並行して、博士論文執筆の要件を明確化するとともに、指導教員による定期的な研究指導を行い、在学中の博士論文提出を促します。
- (4) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (5) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。

IV 入学者の受入に 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための基礎学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) 国文学研究について、旺盛な関心と探究心を有する人。
- (3) 研究の徒として自らの個性と能力を自覚し、人格の陶冶に努める人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 英文学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

英文学専攻では、イギリス、アメリカ等の英語圏の言語・文学・文化の3つの領域を専攻する。主な研究内容は、現代英語の文法、英語教育学、イギリス文学、アメリカ文学、地域文化、現代文化、比較文化などである。博士課程前期では、中学・高校の英語教員をはじめ、様々な分野で活躍する、高い専門的知識と国際的な視野を備えた人を育て、博士課程後期では、専攻した分野の研究者を育成することを目的とする。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 英語の運用に十分に習熟し、英語学、英語文学、英語文化に関する専門的な内容についての的確な理解力・表現力を備えていること。
- (2) 英語学、英語文学、英語文化に関する専門的な知識を修得し、それらの研究方法に実践的に習熟し、各自の研究に応用できること。
- (3) 英語学、英語文学、英語文化の各分野において、最先端の知識の十分な理解のうえに、独自の調査・分析・考察に基づく研究を構築し、遂行することができること。
- (4) 歴史的・国際的視野のもと、専門的な職に従事する社会人としての責任を自覚し、専門家として社会の発展に創造的に貢献する志を養っていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

- (1) 英語の運用にきわめて習熟し、英語学、英語文学、英語文化に関する高度な専門的な内容についての理解力・表現力を備えていること。
- (2) 英語学、英語文学、英語文化に関する高度な専門的な知識を修得し、それらの研究方法に実践的に習熟し、各自の研究に応用できること。
- (3) 英語学、英語文学、英語文化の各分野において、独創的な調査・分析・考察に基づいて、最先端の知識の創造・応用のための研究を構築し、遂行することができること。
- (4) 歴史的・国際的視野のもと、高度な専門的な職に従事する社会人としての責任を自覚し、専門家として社会の発展に創造的に貢献する志を養っていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 修業年限の2年間、授業を通して専門的な知識を教授するとともに、研究指導担当教員の定期的な個別指導によって、個々の課題に取り組み、修士論文の作成を行う指導を行います。
- (2) 自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに、受講者の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (3) 英語学、英語文学、英語文化に関する専門的な研究を行うための知識と方法を習得するために、質量ともに十分な授業科目を配置し、受講者の個性および研究内容を尊重した

授業運営を行います。

- (4) 英語学、英語文学、英語文化に関する英語のみを用いたネイティブ・スピーカー等による専門的内容の授業科目を設けます。
- (5) 英語で修士論文を作成するためのアカデミック・ライティングの指導を行うネイティブ・スピーカー等による授業科目を設けます。
- (6) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の向上に努めます。また、発表後の質疑応答、ディスカッションの訓練を行い、専門的な議論のできる英語力やアカデミック・スキルズを養成します。
- (7) 多様化する現代世界・現代社会を理解し、受容し、広く社会で活躍するために必要な多様な知見を得られるよう、他専攻の授業科目の履修を推奨します。
- (8) 本研究科の成城大学文芸学部英文学科在学生のための科目等履修生として優秀な成績をあげた者については、一定の要件のもとに、1年間の在籍で博士課程前期を修了できる早期修了制度を設けます。
- (9) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員免許を取得する機会を与えます。

2. 博士課程後期

- (1) 修業年限の3年間、授業を通して専門的な知識を教授するとともに、研究指導担当教員の定期的な個別指導によって、博士論文の作成を行う指導を行います。毎回の研究指導では、博士論文の基となる小論文の執筆を課題とし、その批評と検討を進めます。
- (2) 自律的研究が遂行できるよう、授業は講義形式とともに、受講者の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (3) 英語学、英語文学、英語文化に関する専門的な研究を行い、将来それを生かした専門的な職業に従事できるよう、質量ともに十分な授業科目を配置し、受講者の個性および研究目的、研究内容を尊重した授業運営を行います。
- (4) 英語学、英語文学、英語文化に関する英語のみを用いたネイティブ・スピーカー等による専門的内容の授業科目を設けます。
- (5) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の向上に努めます。また、発表後の質疑応答、ディスカッションの訓練を行い、高度な専門的議論に耐える英語力やアカデミック・スキルズを養成します。
- (6) 国内及び海外での学会、研究会、会議等での発表を推奨し、そのための指導を行います。
- (7) 教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員免許を取得する機会を与えます。

IV

入学者の受入れに関する方針

(アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たすものを入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための専門的学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) 英語学、英語文学、英語文化の各分野について、旺盛な関心と探究心を有する人。
- (3) 自らの個性を自覚し、それを伸長させることに意欲的である人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 日本常民文化専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

日本常民文化専攻では、日本を中心に、日本内外の社会と文化に関して、日本史学・民俗学・文化人類学のいずれか一つを専門としつつも、それらを理論と実践の両面において有機的に結びつけながら超領域的に研究していく。大学教育に携わることができる研究教育者を育てるとともに、地域の文化行政に携わる公務員や博物館学芸員等、「文化の専門家」として、修得した知識や技法を活用して国や地方行政担当者と地域住民、研究者・専門家と一般の人々等の間の「文化メディエーター（文化の仲介者）」ないし「文化コーディネーター（文化の調整者）」となる人を育てる。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 当該分野において自律的に研究活動を展開できる能力を有していること。
- (2) 自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するための理論構築と表現方法を身につけていること。
- (3) 教育機関、文化行政機関、研究機関、その他専門知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて、適切な活動を展開する能力を身につけていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

修士の学位に必要な条件に加え、より高度な専門性を身につけ、研究者として独創的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の自律的研究を強化する目的で、授業は講義形式とともに、基本的に学生の積極的参加に基づくゼミナール形式を重視します。
- (2) カリキュラム編成の基本原理は、専門分野に関しては深く、関連分野に関しては広く知識を吸収することであり、そのため他専攻の科目を積極的に履修するよう指導し、幅広い教養を身につけることを目指します。それとともに指導教員による研究指導を充実させ、修士論文の執筆を具体化させます。
- (3) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。
- (4) 必要に応じ、教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の自律的研究を完成させる目的で、授業は講義形式とともに、基本的に学生の積極的参加に基づくゼミナール形式を基本とします。
- (2) 外国語によるものをも含めた自由で活発な議論を促し、発表能力の養成に努めます。
- (3) 各人のテーマに即した博士論文執筆へと至る指導を行うとともに、在学中の提出を促します。
- (4) カリキュラム編成の基本原理は、専門分野に関しては深く、関連分野に関しては広く知識を吸収することであり、そのため他専攻の科目を積極的に履修するよう指導し、幅広い教養を身につけることを目指します。それとともに指導教員による研究指導を充実させ、博士論文の執筆を具体化させます。
- (5) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。
- (6) 必要に応じ、教職課程および学芸員課程の履修を可能にし、教員免許および学芸員資格を取得する機会を与えます。

IV

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を、入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための基礎学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) 自らの個性を自覚し、それを伸長させることに意欲的である人。
- (3) 日本史学・民俗学・文化人類学のいずれか一つを専門としつつも、それらを理論と実践の両面において有機的に結びつけて超領域的に研究していこうとする人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 美学・美術史専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

美学・美術史専攻では、美学、芸術学、美術史学の諸分野を総合的かつ体系的に研究している。このような研究と芸術の鑑賞を通じて、鋭敏な感性と、歴史的コンテキストの中で本質をとらえる思考力を養い、それを基にした歴史認識によって、ますます多様化、複雑化する社会において、自律的な対応のできる人物を育てることを目的としている。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 美学・美術史の専門的研究能力を修得し、自律的に研究を継続できること。
- (2) 教育機関、文化行政機関、研究機関、美術館・博物館その他の、美学・美術史関係の専門的知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて適切な活動を展開する能力を身につけていること。
- (3) 美学・美術史の領域における自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するための、理論構築力と表現方法を身につけ、また必要に応じて外国語の十分な運用能力を身につけていること。
- (4) 自らの専門分野のみならず、他の美学・美術史の研究分野についても関心を持ち、十分な理解を有すること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

- (1) 美学・美術史の分野における博士課程前期の修了に必要な条件を満たした上で、一層高度な専門性を身につけ、自立した専門家として信頼される人材であること。
- (2) 独創的な知見をもって学界に寄与できること。
- (3) 学会などで日本国内の研究者等と交流することはもちろん、必要な場合には外国語を使用して、海外の研究者等とも交流し、自己の研究成果を内外に発信できること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに学生の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。例えば、多様な専門領域に属する学生がともに学び、議論しあえる総合ゼミナールを設けます。自身の発表をおこなうのはもちろん、他者の発表にも理解と関心をもち、的確な質疑応答ができるようになることを目指します。
- (2) カリキュラム編成の基本原則として、まず、専門分野に関する高度な内容の授業を提供しつつ、同時に美学・諸芸術学・美術史の諸分野を幅広く学べるようにすることにより、人間と世界に関する学生の知識と洞察を深めることを目指します。次に、学生が幅広い教養を身につけ、広く社会で活躍するに資する知見を得られるよう、専門分野の垣根をできる限り低くします。
- (3) クラスに出席して学ぶ授業科目の他に、個別の研究指導科目を設けます。そこでは、美学・諸芸術学・美術史関係の修士論文の作成に向け、学生が自らのテーマに関する研究情勢をすみやかに把握し、自力で方法論を発展させ、かつその成果を的確な文章で表現できるように指導します。

- (4) 授業は研究指導を含め基本的にセメスター制とし、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (5) 国内はもちろん、専門分野によっては早くから海外の学会にも参加して、刺激と動機づけを得るように支援します。関連して、できるかぎり海外から客員教員を招聘し、英語による授業の機会を設けます。
- (6) 必要に応じ、学芸員課程の履修を可能にし、学芸員資格を取得する機会を与えます。実態に即した意識と、即戦力となる応用力を養成するために、美術館学芸部門等でのインターンシップを一定条件のもと修了単位として認め、積極的に推奨します。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の自律的研究能力を強化するため、授業は学生の研究発表と議論を主体としたゼミナール形式を基本とします。例えば、多様な専門領域に属する学生がともに学び、議論しあえる総合ゼミナールを設けます。
- (2) 授業では、発表能力の向上を目指すことはもちろん、発表後のディスカッションを通じて、他者の疑問を正確に把握し、的確に答える能力を養います。さらに他者の発表にも理解と関心をもち、有意義な質疑ができるようになることを目指します。
- (3) カリキュラム編成の基本原則として、学問的刺激に満ちた専門科目を提供します。並行して、指導教員による定期的な研究指導を行い、在学中の博士論文提出を促します。そのさい研究の客観化を促し、博士論文執筆の要件を明確化するため、一定数の審査付き媒体における発表を条件とします。
- (4) 個別の研究指導科目では、美学・諸芸術学・美術史関係の博士論文の作成に向けて、学生が自らのテーマに関する最先端の研究情勢を把握したうえで独創的な研究を遂行するように指導します。国内はもちろん、専門分野によっては海外での学会発表を行い、同世代の研究者の国際的なネットワークをもつように支援します。関連して、できるかぎり海外から客員教員を招聘し、英語による授業の機会を設けます。
- (5) 授業は研究指導を含め基本的にセメスター制とし、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (6) 必要に応じ、学芸員課程の履修を可能にし、学芸員資格を取得する機会を与えます。

IV

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 芸術の諸分野に大きな関心を有し、個々の作品や作家について研究したいと思う人、あるいは、諸芸術がいかにして歴史の中で生まれてきたか、人間にとって美的価値はどのような意義を持つのか、各時代の感性的認識とはどのようなものか、といった知的関心を抱き、それを研究したいと思う人。
- (2) 美学・美術史の専門的研究能力を修得することを通じて、将来、研究教育機関、文化活動や文化財に関する行政機関、美術館・博物館など広く社会の中で活躍しようという志を持っている人。
- (3) 美学・美術史に関する専門文献の読解能力を有し、また自らの思考を明確に表現する可能性を有する人。必要に応じて外国語文献を読みこなす可能性を持っている人。
- (4) 教員および他の学生と、必要な研究・教育上のコミュニケーションを十分に取ることができ、相互研鑽の中で自他ともに成長できる人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、研究者としての自覚と展望を持ち、博士論文作成に向けて邁進できる人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 コミュニケーション学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

コミュニケーション学専攻では、現代社会におけるマスコミュニケーション・対人コミュニケーションやマスメディアの働きを、社会心理学、社会学的な視点から理論的かつ実証的に研究する。主な研究方法は、実験、質問紙サーヴェイ調査、社会科学調査における質的方法などである。博士課程前期は専門的知識を生かした職業人を育てることを目的とし、博士課程後期は教育研究職で活躍する人や、専門的知識を有する高度の職業人を育てることを目的とする。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 当該分野において自律的に研究活動を展開できる能力を有していること。
- (2) 自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するための理論構築と表現方法を身につけていること。
- (3) 教育機関、文化行政機関、研究機関、その他専門知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて、適切な活動を展開する能力を身につけていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

修士の学位に必要な条件に加え、より高度な専門性を身につけ、研究者として独創的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに、学生の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (2) カリキュラム編成の基本原則として、まず、専門分野に関する高度な内容の授業を提供することにより、人間と世界に関する学生の知識と洞察を深めることを目指します。次に、学生が幅広い教養を身につけ、広く社会で活躍するに資する知見を得られるよう、他研究科・他専攻の科目を含めた履修の選択肢を与えます。
- (3) 個別の研究指導を通じて、学生の研究を導くとともに、自らの考えを的確に表現する能力を伸ばすことによって、修士論文執筆に繋がります。
- (4) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (5) 学生指導の必要に応じ、社会調査・社会心理学実験等への関心にも対応した指導をします。研究方法に関する理解を深め、分析技術を向上させることができるようにします。
- (6) 専門社会調査士の資格取得の要件充足のために、社会イノベーション研究科開講科目の履修ができるようにしています。
- (7) 学生指導の必要に応じ、学芸員課程の履修を可能にし、学芸員資格を取得する機会を与

えます。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の自律的研究能力を強化するため、授業は学生の研究発表を主体としたゼミナール形式を基本とします。
- (2) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の向上に努めます。また、発表後のディスカッションを通じて、他者の疑問を正確に把握し、的確に答える能力を養います。
- (3) カリキュラム編成の基本原則として、学問的刺激に満ちた専門科目を提供します。並行して、博士論文執筆の要件を明確化するとともに、指導教員による定期的な研究指導を行い、在学中の博士論文提出を促します。
- (4) 国内だけでなく、海外での学会発表を推奨し、それに向けた研究指導を行うとともに、本研究科独自の支援制度により、発表を容易にする環境を整備します。
- (5) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (6) 学生指導の必要に応じ、社会調査・社会心理学実験等の計画・実施やデータ処理を学生が自ら円滑に行えるよう、環境を整え、指導をします。
- (7) 専門社会調査士の資格取得の要件充足のために、社会イノベーション研究科開講科目の履修ができるようにしています。
- (8) 学生指導の必要に応じ、学芸員課程の履修を可能にし、学芸員資格を取得する機会を与えます。

IV

入学者の受入れに関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための基礎学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) 現代社会におけるマスコミュニケーション・対人コミュニケーションの諸問題や、マスメディアの働きについて、理論的かつ実証的に探究できる人。
- (3) 自らの個性を自覚し、それを伸長させることに意欲的である人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

文学研究科 ヨーロッパ文化専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

ヨーロッパ文化専攻は、ドイツ、フランスを中心としたヨーロッパ諸国について西洋古典、哲学、言語学、文学、文化、芸術、歴史学などの多分野にわたる視点から研究を深め、博士課程前期では研究者や独語・仏語教員をはじめ教育・研究・翻訳・出版などに携わりうる人を育て、同後期では留学能力を備え、高度な研究・教育を行いうる研究者を養成する。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

次の条件を満たした者には、当該課程を修了したことが認められる。

1. 博士課程前期：修士（文学）

- (1) 当該分野において自律的に研究活動を展開できる能力を有していること。
- (2) 自らの知見を他者に客観的かつ説得的に伝達するために十分な学識と論理的な表現力を身につけていること。
- (3) 教育機関、文化行政機関、研究機関、その他専門知識を必要とする諸方面において、自らの学問的営為や成果を踏まえて、適切な活動を展開する能力を身につけていること。

2. 博士課程後期：博士（文学）

修士の学位に必要な条件に加え、より高度な専門性を身につけ、研究者として独創的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

ディプロマ・ポリシーに示した能力を身につけるため、次の方針で教育課程を編成し、実施します。

1. 博士課程前期

- (1) 学生の自律的研究能力を養成する目的で、授業は講義形式とともに、学生の積極的発表と議論に基づくゼミナール形式を重視します。
- (2) カリキュラム編成の基本原則として、まず、専門分野に関する高度な内容の授業を提供することにより、人間と世界に関する学生の知識と洞察を深めることを目指します。次に、学生が幅広い教養を身につけ、広く社会で活躍するに資する知見を得ることを目指し、他専攻、他研究科の科目も積極的に履修するよう、学生に推奨しています。カリキュラムは、言語学、西洋古典学、哲学思想（独・仏）、歴史学（独・仏）、文学（独・仏）、広域芸術論、オーストリア文化論、ドイツ口承文芸論、文献学の各分野から構成されています。
- (3) 個別の研究指導を通じて、学生の研究を導くとともに、自らの考えを的確に表現する能力を伸ばすことによって、修士論文執筆に繋がります。
- (4) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。
- (5) 将来語学教員を目指す場合、教職課程の履修により、ドイツ語、フランス語の教員免許の取得を可能にしています。さらに学芸員課程の履修により学芸員の資格取得を可能にしています。また、長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。

2. 博士課程後期

- (1) 学生の自律的研究を強化するため、授業は学生の研究発表を主体としたゼミナール形式を基本とします。
- (2) 授業内での研究発表を通じて、発表能力の養成に努めます。また、発表後のディスカッションを通じて、他者の疑問を正確に把握し、的確に答える能力を養います。
- (3) カリキュラム編成の基本原理として、学問的刺激に満ちた専門科目を提供します。並行して、博士論文執筆の要件を明確化するとともに、指導教員による定期的な研究指導を行い、在学中の博士論文提出を促します。カリキュラムは、言語学、西洋古典学、哲学思想（独・仏）、歴史学（独・仏）、文学（独・仏）、広域芸術論、オーストリア文化論、ドイツ口承文芸論、文献学の各分野から構成されています。
- (4) 国内だけでなく、海外での学会発表を推奨し、それに向けた研究指導を行なうとともに、本研究科独自の支援制度により、発表を容易にする環境を整備します。
- (5) 授業は研究指導を含め、基本的にセメスター制とし、学生の興味関心に柔軟に対応するとともに、留学を容易にします。長期履修学生制度により、多様な学修形態を可能にします。
- (6) 将来語学教員を目指す場合、教職課程の履修により、ドイツ語、フランス語の教員免許の取得を可能にしています。さらに学芸員課程の履修により学芸員の資格取得を可能にしています。

IV

入学者の受入に 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

次の条件を満たす人材を入学者として求めます。

1. 博士課程前期

- (1) 学術論文を執筆するための基礎学力、柔軟かつ批判的に思考する能力および自律的に研究する能力を有する人。
- (2) ヨーロッパ文化専攻の学問である、言語学、西洋古典学、哲学思想（独・仏）、歴史学（独・仏）、文学（独・仏）、広域芸術論、オーストリア文化論、ドイツ口承文芸論のうちのいずれかについて、旺盛な関心と探究心を有する人。
- (3) 自らの個性を自覚し、それを伸長させることに意欲的である人。

2. 博士課程後期

博士課程前期への入学に必要な条件に加え、より高度で独創的な研究を遂行する素質に富み、その実現に熱意を持って取り組む人。

※今後、3つの方針が改定された場合には、大学ホームページに公表するので確認してください。

美学・ 美術史専攻	識別番号				
	1	美学	科目識別の番号として付番して おり、特段の意味を有しない。	1	科目名にAの付く科目
	2	芸術学		2	科目名にBの付く科目
	3	日本美術史		3	通年科目、その他
	4	東洋美術史			
	5	西洋美術史			
	6	比較美術史			
	9	美学・美術史インターンシップ			
日本常民 文化専攻	識別番号				
	1	民俗学	科目識別の番号として付番して おり、特段の意味を有しない。	1	科目名にAの付く科目
	2	日本史学		2	科目名にBの付く科目
	3	文化人類学		3	通年科目、その他
コミュニケー ション専攻	識別番号				
	1	コミュニケーション	科目識別の番号として付番して おり、特段の意味を有しない。	1	科目名にAの付く科目
	2	マスコミュニケーション		2	科目名にBの付く科目
		3		通年科目、その他	
ヨーロッパ 文化専攻	識別番号				
	10	西洋古典学	1	科目名にAの付く科目	
	23	歴史言語学	2	科目名にBの付く科目	
	24	一般言語学	3	通年科目、その他	
	30	ヨーロッパ思想			
	40	ヨーロッパ史			
	51	ドイツ語文学			
	52	フランス語文学			
	53	オーストリア文化論			
	54	ドイツ口承文芸論			
	80	広域芸術論			

文学研究科

履修規定

文学研究科 博士課程前期

1 修了の要件

修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
2年	28	8	36	修士論文の審査および最終試験に合格すること

〈授業科目の修了要件単位数の内訳と履修上の注意点〉

授業科目（注⑥）	自専攻の授業科目（注①）			14単位以上	28単位	
	その他の授業科目（注⑤）	他専攻の授業科目				合計して 上限14単位
		他研究科の授業科目		上限4単位		
		他大学院等の授業科目（注②）	上限10単位	合計して 上限10単位		
		科目等履修生制度により 修得した授業科目（注③）	上限8単位			
		文芸学部の授業科目（注④）				

(注1) 指導教員が担当する同一授業科目を年度を重ねて履修する場合も**修了要件単位に含めることができる**。

(注2) 本研究科において必要と認めた他の大学院 (外国の大学院を含む)、もしくはこれに相当する教育研究機関の授業科目およびインターンシップをいう。

国文学専攻開設の「文学館演習」および美学・美術史専攻開設の「美学・美術史インターンシップ」の修得単位は「他大学院等の授業科目」に含まれる。

外国人留学生在が研究生として本研究科入学前に当該研究科授業科目の単位を修得した場合、4単位を限度として「他大学院等の授業科目」に含まれる。

(注3) 「科目等履修生制度により修得した授業科目」には、本研究科入学前に「成城大学科目等履修生制度」により修得した授業科目の他、本学文芸学部在籍者対象の「成城大学大学院文学研究科英文学専攻への進学を希望する成城大学文芸学部英文学科在学のための科目等履修生制度」、「成城大学大学院文学研究科美学・美術史専攻への進学を希望する成城大学文芸学部芸術学科在学のための科目等履修生制度」、「成城大学大学院文学研究科コミュニケーション学専攻への進学を希望する成城大学文芸学部マスコミュニケーション学科在学のための科目等履修生制度」および「成城大学大学院文学研究科ヨーロッパ文化専攻への進学を希望する成城大学文芸学部ヨーロッパ文化学科在学のための科目等履修生制度」により修得した授業科目を含む。

(注4) 指導教員が必要と認めるときは、学生は本学文芸学部の開設科目を履修することができる。ただし、**修得した単位を修了要件単位に算入することはできない**。

(注5) 「科目等履修生制度により修得した授業科目」を除き、「その他の授業科目」の履修に当たっては、指導教員の承認を受けなければならない。また、**指導教員が認めた場合のみ、規定の単位数まで修了要件単位に算入することができる**。

(注6) 指導教員が必要と認めるときは、**同一授業科目を年度を重ねて履修することができ、修得した単位は修了要件単位に算入することができる**。

2 指導教員

- ① 学生は、原則として所属する専攻の研究指導担当専任教員を指導教員として、その研究指導を在学期間を通じて履修するものとする。
- ② 授業科目の選択および修士論文の作成については、指導教員の承認を得なければならない。修士論文の作成手続き等については69ページを参照。

3 授業科目と単位数

- ① 授業科目は、授業科目配当表を参照すること。
- ② 授業科目、研究指導ともに半期開講1科目2単位である。

4 特別な手続等が必要とする科目

- ① 「文学館演習」(国文学専攻博士課程前期)
 - 形態：夏期集中講義 (2単位) 1日4コマ (1コマ90分)、計20コマ
8月中旬～下旬の5日間
 - 場所：日本近代文学館 〒153-0041 東京都目黒区駒場4-3-55
Tel. 03 (3468) 4181
 - 評価：レポート・実習などによる。
- 日本近代文学館のホームページに詳細な期間・受講料・申込方法等が記載されているので、各自確認のこと。
- ※ この科目の履修については、指導教員に相談すること。

②「美学・美術史インターンシップ」(美学・美術史専攻博士課程前期)

形態：博物館・美術館等へのインターンシップ。前期1コマ、後期1コマ。なお、履修は4単位を上限とし、**2単位までを修了要件単位として算入できる。**

評価：インターンシップ終了後に提出する「指導責任者の評価」、「研修日誌」の内容等で評価する。なお、成績評価は、科目の特性上、合格の場合は「合」(英文成績証明書は「P」)、不合格の場合は「不可」もしくは「／」(評価不能)で表示する。

履修登録の方法：履修登録期間中に履修登録を行う。

※ この科目の履修については、指導教員に相談すること。

5 英文学専攻
早期修了制度

標準修業年限は2年であるが、英文学専攻においては、本研究科の「成城大学文芸学部英文学科在学生のための科目等履修生制度」を利用して、本研究科入学前に科目等履修生として優秀な成績をあげた者については、下記の要件を全て満たすことにより、1年間の在籍で博士課程前期を修了することができる。

(イ) 科目等履修生として修得し、認定された単位とあわせて修了に必要な単位を1年次終了時まで全て修得(修了要件に含まれる科目のうち、「秀」と「優」(80点以上)の科目数が80%以上であること)すること。

(ロ) 修士論文の評価が「秀」もしくは「優」であること。

なお、出願資格・日程等については、掲示により周知する。

6 博士課程前期に
おける教員早期
修了制度

文学研究科の全専攻では、本研究科入学前に「成城大学科目等履修生制度」(以下「科目等履修生制度」という)を利用した者で、博士課程前期の1年次に在籍し、所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した学校教員を対象に博士課程前期1年次終了時に大学院文学研究科教授会での審議の上、修士の学位が与えられる。

なお、申請には、事前に手続きを教務部で行った上で、下記の資格と要件を満たすことが必要となる。

① 出願資格

- 1) 博士課程前期の1年次に在籍していること。
- 2) 「科目等履修生制度」により当該専攻の修了要件単位のうち10単位を上限として修得していること。

② 申請手続き

「科目等履修生制度」を利用して修得した単位の認定および研究指導単位への認定申請を5月末日までに教務部で行うこと。

③ 修了の認定基準

修士論文題目届を期日(12月下旬)までに提出した上で、1月の提出期限までに修士論文を提出し、修士論文審査に合格すること。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表

国文学専攻

(授業科目)

授業科目	単位
上代文学研究 A	2
上代文学研究 B	2
中古文学研究 A	2
中古文学研究 B	2
中世文学研究 A	2
中世文学研究 B	2
近世文学研究 A	2
近世文学研究 B	2
近代文学研究 I A	2
近代文学研究 I B	2
※近代文学研究 II A	2
※近代文学研究 II B	2
漢文学研究 A	2
漢文学研究 B	2
国語学研究 A	2
国語学研究 B	2
※国語国文学研究 I A	2
※国語国文学研究 I B	2
※国語国文学研究 II A	2
※国語国文学研究 II B	2
※国語国文学研究 III A	2
※国語国文学研究 III B	2
※国語国文学研究 IV A	2
※国語国文学研究 IV B	2
比較文学研究 A	2
比較文学研究 B	2
文学館演習	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

英文学専攻

(授業科目)

授業科目	単位
英語学研究 I A	2
英語学研究 I B	2
英語学研究 II A	2
英語学研究 II B	2
英語学研究 III A	2
英語学研究 III B	2
英語文学研究 I A	2
英語文学研究 I B	2
英語文学研究 II A	2
英語文学研究 II B	2
英語文学研究 III A	2
英語文学研究 III B	2
英語文学研究 IV A	2
英語文学研究 IV B	2
英語文学研究 V A	2
英語文学研究 V B	2
英語文化研究 I A	2
英語文化研究 I B	2
※英語文化研究 II A	2
※英語文化研究 II B	2
Academic Writing for Graduate Students in English Literature A	2
Academic Writing for Graduate Students in English Literature B	2
※英語比較研究 A	2
※英語比較研究 B	2

注1) ※印の科目は本年度休講である。

注2) 2022年度に「アングロ・アメリカ研究 A・B」は「英語比較研究 A・B」に科目名称が変更された。

(研究指導)

研究指導	単位
上代文学研究指導 A	2
上代文学研究指導 B	2
中古文学研究指導 A	2
中古文学研究指導 B	2
中世文学研究指導 A	2
中世文学研究指導 B	2
近世文学研究指導 A	2
近世文学研究指導 B	2
近代文学研究指導 I A	2
近代文学研究指導 I B	2
※近代文学研究指導 II A	2
※近代文学研究指導 II B	2
漢文学研究指導 A	2
漢文学研究指導 B	2
国語学研究指導 A	2
国語学研究指導 B	2
※国語国文学研究指導 I A	2
※国語国文学研究指導 I B	2
※国語国文学研究指導 II A	2
※国語国文学研究指導 II B	2
※国語国文学研究指導 III A	2
※国語国文学研究指導 III B	2
※国語国文学研究指導 IV A	2
※国語国文学研究指導 IV B	2
比較文学研究指導 A	2
比較文学研究指導 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

研究指導	単位
英語学研究指導 I A	2
英語学研究指導 I B	2
英語学研究指導 II A	2
英語学研究指導 II B	2
※英語学研究指導 III A	2
※英語学研究指導 III B	2
英語文学研究指導 I A	2
英語文学研究指導 I B	2
英語文学研究指導 II A	2
英語文学研究指導 II B	2
英語文学研究指導 III A	2
英語文学研究指導 III B	2
英語文学研究指導 IV A	2
英語文学研究指導 IV B	2
英語文学研究指導 V A	2
英語文学研究指導 V B	2
英語文化研究指導 I A	2
英語文化研究指導 I B	2
※英語文化研究指導 II A	2
※英語文化研究指導 II B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

日本常民文化専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
日本常民文化研究Ⅰ A	2
日本常民文化研究Ⅰ B	2
日本常民文化研究Ⅱ A	2
日本常民文化研究Ⅱ B	2
日本民俗学研究Ⅰ A	2
日本民俗学研究Ⅰ B	2
日本民俗学研究Ⅱ A	2
日本民俗学研究Ⅱ B	2
日本民俗学研究Ⅲ A	2
日本民俗学研究Ⅲ B	2
日本常民文化史研究Ⅰ A	2
日本常民文化史研究Ⅰ B	2
日本文化史研究Ⅰ A	2
日本文化史研究Ⅰ B	2
日本文化史研究Ⅱ A	2
日本文化史研究Ⅱ B	2
日本文化史研究Ⅲ A	2
日本文化史研究Ⅲ B	2
日本思想史研究Ⅰ A	2
日本思想史研究Ⅰ B	2
文化人類学研究Ⅰ A	2
文化人類学研究Ⅰ B	2
文化人類学研究Ⅱ A	2
文化人類学研究Ⅱ B	2
文化人類学研究Ⅲ A	2
文化人類学研究Ⅲ B	2
※文化政策論研究	2
公共文化学	2

注）※印の科目は本年度休講である。

美学・美術史専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
美学研究Ⅰ A	2
美学研究Ⅰ B	2
美学研究Ⅱ A	2
美学研究Ⅱ B	2
美学研究Ⅲ A	2
美学研究Ⅲ B	2
芸術学研究Ⅰ A	2
芸術学研究Ⅰ B	2
芸術学研究Ⅱ A	2
芸術学研究Ⅱ B	2
芸術学研究Ⅲ A	2
芸術学研究Ⅲ B	2
日本美術史研究Ⅰ A	2
日本美術史研究Ⅰ B	2
日本美術史研究Ⅱ A	2
日本美術史研究Ⅱ B	2
※日本美術史研究Ⅲ A	2
※日本美術史研究Ⅲ B	2
東洋美術史研究Ⅰ A	2
東洋美術史研究Ⅰ B	2
東洋美術史研究Ⅱ A	2
東洋美術史研究Ⅱ B	2
西洋美術史研究Ⅰ A	2
西洋美術史研究Ⅰ B	2
西洋美術史研究Ⅱ A	2
西洋美術史研究Ⅱ B	2
西洋美術史研究Ⅲ A	2
西洋美術史研究Ⅲ B	2
比較美術史研究Ⅰ A	2
比較美術史研究Ⅰ B	2
美学・美術史インターンシップ	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
日本常民文化研究指導Ⅰ A	2
日本常民文化研究指導Ⅰ B	2
※日本常民文化研究指導Ⅱ A	2
※日本常民文化研究指導Ⅱ B	2
※日本民俗学研究指導Ⅰ A	2
※日本民俗学研究指導Ⅰ B	2
※日本民俗学研究指導Ⅱ A	2
※日本民俗学研究指導Ⅱ B	2
日本民俗学研究指導Ⅲ A	2
日本民俗学研究指導Ⅲ B	2
※日本常民文化史研究指導Ⅰ A	2
※日本常民文化史研究指導Ⅰ B	2
日本文化史研究指導Ⅰ A	2
日本文化史研究指導Ⅰ B	2
日本文化史研究指導Ⅱ A	2
日本文化史研究指導Ⅱ B	2
日本文化史研究指導Ⅲ A	2
日本文化史研究指導Ⅲ B	2
※日本思想史研究指導Ⅰ A	2
※日本思想史研究指導Ⅰ B	2
文化人類学研究指導Ⅰ A	2
文化人類学研究指導Ⅰ B	2
文化人類学研究指導Ⅱ A	2
文化人類学研究指導Ⅱ B	2
※文化人類学研究指導Ⅲ A	2
※文化人類学研究指導Ⅲ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
美学研究指導Ⅰ A	2
美学研究指導Ⅰ B	2
※美学研究指導Ⅱ A	2
※美学研究指導Ⅱ B	2
※美学研究指導Ⅲ A	2
※美学研究指導Ⅲ B	2
※芸術学研究指導Ⅰ A	2
※芸術学研究指導Ⅰ B	2
芸術学研究指導Ⅱ A	2
芸術学研究指導Ⅱ B	2
芸術学研究指導Ⅲ A	2
芸術学研究指導Ⅲ B	2
※日本美術史研究指導Ⅰ A	2
※日本美術史研究指導Ⅰ B	2
日本美術史研究指導Ⅱ A	2
日本美術史研究指導Ⅱ B	2
※日本美術史研究指導Ⅲ A	2
※日本美術史研究指導Ⅲ B	2
※東洋美術史研究指導Ⅰ A	2
※東洋美術史研究指導Ⅰ B	2
東洋美術史研究指導Ⅱ A	2
東洋美術史研究指導Ⅱ B	2
西洋美術史研究指導Ⅰ A	2
西洋美術史研究指導Ⅰ B	2
西洋美術史研究指導Ⅱ A	2
西洋美術史研究指導Ⅱ B	2
※西洋美術史研究指導Ⅲ A	2
※西洋美術史研究指導Ⅲ B	2
※比較美術史研究指導Ⅰ A	2
※比較美術史研究指導Ⅰ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

コミュニケーション学専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
コミュニケーション学研究Ⅰ A	2
コミュニケーション学研究Ⅰ B	2
※コミュニケーション学研究Ⅱ A	2
※コミュニケーション学研究Ⅱ B	2
コミュニケーション学研究Ⅲ A	2
コミュニケーション学研究Ⅲ B	2
※コミュニケーション学研究Ⅳ A	2
※コミュニケーション学研究Ⅳ B	2
※コミュニケーション学研究Ⅴ A	2
※コミュニケーション学研究Ⅴ B	2
マスコミュニケーション学研究Ⅰ A	2
マスコミュニケーション学研究Ⅰ B	2
※マスコミュニケーション学研究Ⅱ A	2
※マスコミュニケーション学研究Ⅱ B	2
マスコミュニケーション学研究Ⅲ A	2
マスコミュニケーション学研究Ⅲ B	2
マスコミュニケーション学研究Ⅳ A	2
マスコミュニケーション学研究Ⅳ B	2
マスコミュニケーション学研究Ⅴ A	2
マスコミュニケーション学研究Ⅴ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
コミュニケーション学研究指導Ⅰ A	2
コミュニケーション学研究指導Ⅰ B	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅱ A	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅱ B	2
コミュニケーション学研究指導Ⅲ A	2
コミュニケーション学研究指導Ⅲ B	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅳ A	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅳ B	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅴ A	2
※コミュニケーション学研究指導Ⅴ B	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅰ A	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅰ B	2
※マスコミュニケーション学研究指導Ⅱ A	2
※マスコミュニケーション学研究指導Ⅱ B	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅲ A	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅲ B	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅳ A	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅳ B	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅴ A	2
マスコミュニケーション学研究指導Ⅴ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

ヨーロッパ文化専攻

（授業科目）

授業科目	単位	授業科目	単位
西洋古典学研究 A	2	ドイツ語学文学研究Ⅰ A	2
西洋古典学研究 B	2	ドイツ語学文学研究Ⅰ B	2
歴史言語学研究 A	2	ドイツ語学文学研究Ⅱ A	2
歴史言語学研究 B	2	ドイツ語学文学研究Ⅱ B	2
ヨーロッパ思想研究Ⅰ A	2	※ドイツ語学文学研究Ⅲ A	2
ヨーロッパ思想研究Ⅰ B	2	※ドイツ語学文学研究Ⅲ B	2
※ヨーロッパ思想研究Ⅱ A	2	※オーストリア文化論研究 A	2
※ヨーロッパ思想研究Ⅱ B	2	※オーストリア文化論研究 B	2
※ヨーロッパ思想研究Ⅲ A	2	ドイツ口承文芸論研究 A	2
※ヨーロッパ思想研究Ⅲ B	2	ドイツ口承文芸論研究 B	2
ヨーロッパ思想研究Ⅳ A	2	フランス語学文学研究Ⅰ A	2
ヨーロッパ思想研究Ⅳ B	2	フランス語学文学研究Ⅰ B	2
ヨーロッパ史研究Ⅰ A	2	※フランス語学文学研究Ⅱ A	2
ヨーロッパ史研究Ⅰ B	2	※フランス語学文学研究Ⅱ B	2
※ヨーロッパ史研究Ⅱ A	2	フランス語学文学研究Ⅲ A	2
※ヨーロッパ史研究Ⅱ B	2	フランス語学文学研究Ⅲ B	2
ヨーロッパ史研究Ⅲ A	2	広域芸術論研究 A	2
ヨーロッパ史研究Ⅲ B	2	広域芸術論研究 B	2
※ヨーロッパ史研究Ⅳ A	2	一般言語学研究 A	2
※ヨーロッパ史研究Ⅳ B	2	一般言語学研究 B	2

注1) 必修科目について

「西洋古典学研究 A・B」、「歴史言語学研究 A・B」および「一般言語学研究 A・B」のうちいずれか一つを必修とする。

注2) ※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研究指導	単位	研究指導	単位
西洋古典学研究指導 A	2	ドイツ語学文学研究指導Ⅰ A	2
西洋古典学研究指導 B	2	ドイツ語学文学研究指導Ⅰ B	2
歴史言語学研究指導 A	2	ドイツ語学文学研究指導Ⅱ A	2
歴史言語学研究指導 B	2	ドイツ語学文学研究指導Ⅱ B	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅰ A	2	※ドイツ語学文学研究指導Ⅲ A	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅰ B	2	※ドイツ語学文学研究指導Ⅲ B	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅱ A	2	※オーストリア文化論研究指導 A	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅱ B	2	※オーストリア文化論研究指導 B	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅲ A	2	ドイツ口承文芸論研究指導 A	2
※ヨーロッパ思想研究指導Ⅲ B	2	ドイツ口承文芸論研究指導 B	2
ヨーロッパ思想研究指導Ⅳ A	2	※フランス語学文学研究指導Ⅰ A	2
ヨーロッパ思想研究指導Ⅳ B	2	※フランス語学文学研究指導Ⅰ B	2
ヨーロッパ史研究指導Ⅰ A	2	フランス語学文学研究指導Ⅱ A	2
ヨーロッパ史研究指導Ⅰ B	2	フランス語学文学研究指導Ⅱ B	2
※ヨーロッパ史研究指導Ⅱ A	2	フランス語学文学研究指導Ⅲ A	2
※ヨーロッパ史研究指導Ⅱ B	2	フランス語学文学研究指導Ⅲ B	2
ヨーロッパ史研究指導Ⅲ A	2	広域芸術論研究指導 A	2
ヨーロッパ史研究指導Ⅲ B	2	広域芸術論研究指導 B	2
※ヨーロッパ史研究指導Ⅳ A	2	一般言語学研究指導 A	2
※ヨーロッパ史研究指導Ⅳ B	2	一般言語学研究指導 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

文学研究科 博士課程後期

1 修了の要件	修了要件単位数			論文・最終試験
	修業年限	授業科目	研究指導	
	3年	8	12	20
				博士論文の審査および最終試験に合格すること
2 指導教員	① 学生は、原則として所属する専攻の研究指導担当専任教員を指導教員として、その研究指導を在学期間を通じて履修するものとする。 ② 授業科目の選択および博士論文の作成については、指導教員の承認を得なければならない。博士論文の作成手続き等については69ページを参照。			
3 授業科目と単位数	① 授業科目は、授業科目配当表を参照すること。 ② 授業科目、研究指導ともに半期開講1科目2単位である。			
4 履修上の注意点	① 指導教員が必要と認めるときは、他専攻・他研究科・他大学院・文芸学部・博士課程前期自専攻の授業科目を履修できるが、修了要件単位に算入することはできない。 ② 指導教員が担当する同一名称の授業科目を年度を重ねて履修し、修得した単位を修了要件単位に算入することができる。 ※在学中に指導教員が変更となった場合、変更前の上記②の単位は修了要件に算入することができる。また、変更後は新たな指導教員が担当する同一名称の授業科目を年度を重ねて履修し、修得した単位を修了要件に算入することができる。 ③ 指導教員以外が担当する同一授業科目も年度を重ねて履修することができるが、その修得単位は修了要件単位数に算入することができない。			

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表

国文学専攻

(授業科目)

授業科目	単位
上代文学特殊研究 A	2
上代文学特殊研究 B	2
中古文学特殊研究 A	2
中古文学特殊研究 B	2
中世文学特殊研究 A	2
中世文学特殊研究 B	2
近世文学特殊研究 A	2
近世文学特殊研究 B	2
近代文学特殊研究 I A	2
近代文学特殊研究 I B	2
※近代文学特殊研究 II A	2
※近代文学特殊研究 II B	2
漢文学特殊研究 A	2
漢文学特殊研究 B	2
国語学特殊研究 A	2
国語学特殊研究 B	2
※国語国文学特殊研究 I A	2
※国語国文学特殊研究 I B	2
※国語国文学特殊研究 II A	2
※国語国文学特殊研究 II B	2
※国語国文学特殊研究 III A	2
※国語国文学特殊研究 III B	2
※国語国文学特殊研究 IV A	2
※国語国文学特殊研究 IV B	2
比較文学特殊研究 A	2
比較文学特殊研究 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

英文学専攻

(授業科目)

授業科目	単位
英語学特殊研究 I A	2
英語学特殊研究 I B	2
英語学特殊研究 II A	2
英語学特殊研究 II B	2
英語学特殊研究 III A	2
英語学特殊研究 III B	2
英語文学特殊研究 I A	2
英語文学特殊研究 I B	2
英語文学特殊研究 II A	2
英語文学特殊研究 II B	2
英語文学特殊研究 III A	2
英語文学特殊研究 III B	2
英語文学特殊研究 IV A	2
英語文学特殊研究 IV B	2
英語文学特殊研究 V A	2
英語文学特殊研究 V B	2
英語文化特殊研究 I A	2
英語文化特殊研究 I B	2
※英語文化特殊研究 II A	2
※英語文化特殊研究 II B	2
※英語比較特殊研究 A	2
※英語比較特殊研究 B	2

注1) ※印の科目は本年度休講である。

注2) 2022年度に「アングロ・アメリカ特殊研究A・B」は「英語比較特殊研究A・B」に科目名称が変更された。

(研究指導)

研究指導	単位
上代文学特殊研究指導 A	2
上代文学特殊研究指導 B	2
中古文学特殊研究指導 A	2
中古文学特殊研究指導 B	2
中世文学特殊研究指導 A	2
中世文学特殊研究指導 B	2
近世文学特殊研究指導 A	2
近世文学特殊研究指導 B	2
近代文学特殊研究指導 I A	2
近代文学特殊研究指導 I B	2
※近代文学特殊研究指導 II A	2
※近代文学特殊研究指導 II B	2
漢文学特殊研究指導 A	2
漢文学特殊研究指導 B	2
国語学特殊研究指導 A	2
国語学特殊研究指導 B	2
※国語国文学特殊研究指導 I A	2
※国語国文学特殊研究指導 I B	2
※国語国文学特殊研究指導 II A	2
※国語国文学特殊研究指導 II B	2
※国語国文学特殊研究指導 III A	2
※国語国文学特殊研究指導 III B	2
※国語国文学特殊研究指導 IV A	2
※国語国文学特殊研究指導 IV B	2
比較文学特殊研究指導 A	2
比較文学特殊研究指導 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

研究指導	単位
英語学特殊研究指導 I A	2
英語学特殊研究指導 I B	2
英語学特殊研究指導 II A	2
英語学特殊研究指導 II B	2
※英語学特殊研究指導 III A	2
※英語学特殊研究指導 III B	2
英語文学特殊研究指導 I A	2
英語文学特殊研究指導 I B	2
英語文学特殊研究指導 II A	2
英語文学特殊研究指導 II B	2
英語文学特殊研究指導 III A	2
英語文学特殊研究指導 III B	2
英語文学特殊研究指導 IV A	2
英語文学特殊研究指導 IV B	2
英語文学特殊研究指導 V A	2
英語文学特殊研究指導 V B	2
英語文化特殊研究指導 I A	2
英語文化特殊研究指導 I B	2
※英語文化特殊研究指導 II A	2
※英語文化特殊研究指導 II B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

日本常民文化専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
日本常民文化特殊研究Ⅰ A	2
日本常民文化特殊研究Ⅰ B	2
日本常民文化特殊研究Ⅱ A	2
日本常民文化特殊研究Ⅱ B	2
日本民俗学特殊研究Ⅰ A	2
日本民俗学特殊研究Ⅰ B	2
日本民俗学特殊研究Ⅱ A	2
日本民俗学特殊研究Ⅱ B	2
日本民俗学特殊研究Ⅲ A	2
日本民俗学特殊研究Ⅲ B	2
日本常民文化史特殊研究 A	2
日本常民文化史特殊研究 B	2
日本文化史特殊研究Ⅰ A	2
日本文化史特殊研究Ⅰ B	2
日本文化史特殊研究Ⅱ A	2
日本文化史特殊研究Ⅱ B	2
日本文化史特殊研究Ⅲ A	2
日本文化史特殊研究Ⅲ B	2
日本思想史特殊研究 A	2
日本思想史特殊研究 B	2
文化人類学特殊研究Ⅰ A	2
文化人類学特殊研究Ⅰ B	2
文化人類学特殊研究Ⅱ A	2
文化人類学特殊研究Ⅱ B	2
文化人類学特殊研究Ⅲ A	2
文化人類学特殊研究Ⅲ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

美学・美術史専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
美学特殊研究Ⅰ A	2
美学特殊研究Ⅰ B	2
美学特殊研究Ⅱ A	2
美学特殊研究Ⅱ B	2
美学特殊研究Ⅲ A	2
美学特殊研究Ⅲ B	2
芸術学特殊研究Ⅰ A	2
芸術学特殊研究Ⅰ B	2
芸術学特殊研究Ⅱ A	2
芸術学特殊研究Ⅱ B	2
芸術学特殊研究Ⅲ A	2
芸術学特殊研究Ⅲ B	2
日本美術史特殊研究Ⅰ A	2
日本美術史特殊研究Ⅰ B	2
日本美術史特殊研究Ⅱ A	2
日本美術史特殊研究Ⅱ B	2
※日本美術史特殊研究Ⅲ A	2
※日本美術史特殊研究Ⅲ B	2
東洋美術史特殊研究Ⅰ A	2
東洋美術史特殊研究Ⅰ B	2
東洋美術史特殊研究Ⅱ A	2
東洋美術史特殊研究Ⅱ B	2
西洋美術史特殊研究Ⅰ A	2
西洋美術史特殊研究Ⅰ B	2
西洋美術史特殊研究Ⅱ A	2
西洋美術史特殊研究Ⅱ B	2
西洋美術史特殊研究Ⅲ A	2
西洋美術史特殊研究Ⅲ B	2
比較美術史特殊研究 A	2
比較美術史特殊研究 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
日本常民文化特殊研究指導Ⅰ A	2
日本常民文化特殊研究指導Ⅰ B	2
※日本常民文化特殊研究指導Ⅱ A	2
※日本常民文化特殊研究指導Ⅱ B	2
※日本民俗学特殊研究指導Ⅰ A	2
※日本民俗学特殊研究指導Ⅰ B	2
※日本民俗学特殊研究指導Ⅱ A	2
※日本民俗学特殊研究指導Ⅱ B	2
日本民俗学特殊研究指導Ⅲ A	2
日本民俗学特殊研究指導Ⅲ B	2
※日本常民文化史特殊研究指導 A	2
※日本常民文化史特殊研究指導 B	2
日本文化史特殊研究指導Ⅰ A	2
日本文化史特殊研究指導Ⅰ B	2
日本文化史特殊研究指導Ⅱ A	2
日本文化史特殊研究指導Ⅱ B	2
日本文化史特殊研究指導Ⅲ A	2
日本文化史特殊研究指導Ⅲ B	2
※日本思想史特殊研究指導 A	2
※日本思想史特殊研究指導 B	2
文化人類学特殊研究指導Ⅰ A	2
文化人類学特殊研究指導Ⅰ B	2
文化人類学特殊研究指導Ⅱ A	2
文化人類学特殊研究指導Ⅱ B	2
※文化人類学特殊研究指導Ⅲ A	2
※文化人類学特殊研究指導Ⅲ B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
美学特殊研究指導Ⅰ A	2
美学特殊研究指導Ⅰ B	2
※美学特殊研究指導Ⅱ A	2
※美学特殊研究指導Ⅱ B	2
※美学特殊研究指導Ⅲ A	2
※美学特殊研究指導Ⅲ B	2
※芸術学特殊研究指導Ⅰ A	2
※芸術学特殊研究指導Ⅰ B	2
芸術学特殊研究指導Ⅱ A	2
芸術学特殊研究指導Ⅱ B	2
芸術学特殊研究指導Ⅲ A	2
芸術学特殊研究指導Ⅲ B	2
※日本美術史特殊研究指導Ⅰ A	2
※日本美術史特殊研究指導Ⅰ B	2
日本美術史特殊研究指導Ⅱ A	2
日本美術史特殊研究指導Ⅱ B	2
※日本美術史特殊研究指導Ⅲ A	2
※日本美術史特殊研究指導Ⅲ B	2
※東洋美術史特殊研究指導Ⅰ A	2
※東洋美術史特殊研究指導Ⅰ B	2
東洋美術史特殊研究指導Ⅱ A	2
東洋美術史特殊研究指導Ⅱ B	2
西洋美術史特殊研究指導Ⅰ A	2
西洋美術史特殊研究指導Ⅰ B	2
西洋美術史特殊研究指導Ⅱ A	2
西洋美術史特殊研究指導Ⅱ B	2
※西洋美術史特殊研究指導Ⅲ A	2
※西洋美術史特殊研究指導Ⅲ B	2
※比較美術史特殊研究指導 A	2
※比較美術史特殊研究指導 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

コミュニケーション学専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位
コミュニケーション学特殊研究ⅠA	2
コミュニケーション学特殊研究ⅠB	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅡA	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅡB	2
コミュニケーション学特殊研究ⅢA	2
コミュニケーション学特殊研究ⅢB	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅣA	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅣB	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅤA	2
※コミュニケーション学特殊研究ⅤB	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅠA	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅠB	2
※マスコミュニケーション学特殊研究ⅡA	2
※マスコミュニケーション学特殊研究ⅡB	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅢA	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅢB	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅣA	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅣB	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅤA	2
マスコミュニケーション学特殊研究ⅤB	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位
コミュニケーション学特殊研究指導ⅠA	2
コミュニケーション学特殊研究指導ⅠB	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅡA	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅡB	2
コミュニケーション学特殊研究指導ⅢA	2
コミュニケーション学特殊研究指導ⅢB	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅣA	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅣB	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅤA	2
※コミュニケーション学特殊研究指導ⅤB	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅠA	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅠB	2
※マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅡA	2
※マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅡB	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅢA	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅢB	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅣA	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅣB	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅤA	2
マスコミュニケーション学特殊研究指導ⅤB	2

注）※印の科目は本年度休講である。

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表（つづき）

ヨーロッパ文化専攻

（授業科目）

授 業 科 目	単位	授 業 科 目	単位
西 洋 古 典 学 特 殊 研 究 A	2	ドイツ語学文学特殊研究Ⅰ A	2
西 洋 古 典 学 特 殊 研 究 B	2	ドイツ語学文学特殊研究Ⅰ B	2
歴 史 言 語 学 特 殊 研 究 A	2	ドイツ語学文学特殊研究Ⅱ A	2
歴 史 言 語 学 特 殊 研 究 B	2	ドイツ語学文学特殊研究Ⅱ B	2
ヨーロッパ思想特殊研究Ⅰ A	2	※ドイツ語学文学特殊研究Ⅲ A	2
ヨーロッパ思想特殊研究Ⅰ B	2	※ドイツ語学文学特殊研究Ⅲ B	2
※ヨーロッパ思想特殊研究Ⅱ A	2	※オーストリア文化論特殊研究 A	2
※ヨーロッパ思想特殊研究Ⅱ B	2	※オーストリア文化論特殊研究 B	2
※ヨーロッパ思想特殊研究Ⅲ A	2	ドイツ口承文芸論特殊研究 A	2
※ヨーロッパ思想特殊研究Ⅲ B	2	ドイツ口承文芸論特殊研究 B	2
ヨーロッパ思想特殊研究Ⅳ A	2	フランス語学文学特殊研究Ⅰ A	2
ヨーロッパ思想特殊研究Ⅳ B	2	フランス語学文学特殊研究Ⅰ B	2
ヨーロッパ史特殊研究Ⅰ A	2	※フランス語学文学特殊研究Ⅱ A	2
ヨーロッパ史特殊研究Ⅰ B	2	※フランス語学文学特殊研究Ⅱ B	2
※ヨーロッパ史特殊研究Ⅱ A	2	フランス語学文学特殊研究Ⅲ A	2
※ヨーロッパ史特殊研究Ⅱ B	2	フランス語学文学特殊研究Ⅲ B	2
ヨーロッパ史特殊研究Ⅲ A	2	広 域 芸 術 論 特 殊 研 究 A	2
ヨーロッパ史特殊研究Ⅲ B	2	広 域 芸 術 論 特 殊 研 究 B	2
※ヨーロッパ史特殊研究Ⅳ A	2	一 般 言 語 学 特 殊 研 究 A	2
※ヨーロッパ史特殊研究Ⅳ B	2	一 般 言 語 学 特 殊 研 究 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

（研究指導）

研 究 指 導	単位	研 究 指 導	単位
西 洋 古 典 学 特 殊 研 究 指 導 A	2	ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅰ A	2
西 洋 古 典 学 特 殊 研 究 指 導 B	2	ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅰ B	2
歴 史 言 語 学 特 殊 研 究 指 導 A	2	ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅱ A	2
歴 史 言 語 学 特 殊 研 究 指 導 B	2	ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅱ B	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅰ A	2	※ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅲ A	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅰ B	2	※ドイツ語学文学特殊研究指導Ⅲ B	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅱ A	2	※オーストリア文化論特殊研究指導 A	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅱ B	2	※オーストリア文化論特殊研究指導 B	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅲ A	2	ドイツ口承文芸論特殊研究指導 A	2
※ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅲ B	2	ドイツ口承文芸論特殊研究指導 B	2
ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅳ A	2	※フランス語学文学特殊研究指導Ⅰ A	2
ヨーロッパ思想特殊研究指導Ⅳ B	2	※フランス語学文学特殊研究指導Ⅰ B	2
ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅰ A	2	フランス語学文学特殊研究指導Ⅱ A	2
ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅰ B	2	フランス語学文学特殊研究指導Ⅱ B	2
※ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅱ A	2	フランス語学文学特殊研究指導Ⅲ A	2
※ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅱ B	2	フランス語学文学特殊研究指導Ⅲ B	2
ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅲ A	2	広 域 芸 術 論 特 殊 研 究 指 導 A	2
ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅲ B	2	広 域 芸 術 論 特 殊 研 究 指 導 B	2
※ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅳ A	2	一 般 言 語 学 特 殊 研 究 指 導 A	2
※ヨーロッパ史特殊研究指導Ⅳ B	2	一 般 言 語 学 特 殊 研 究 指 導 B	2

注）※印の科目は本年度休講である。

成蹊大学大学院文学研究科・成城大学大学院文学研究科・武蔵大学大学院人文科学研究科の間における単位互換に関する協定書

(趣 旨)

第 1 条 成蹊大学大学院文学研究科、成城大学大学院文学研究科及び武蔵大学大学院人文科学研究科は3大学院間の交流を促進し、大学院研究科の学生の研究上の便に供するため、単位互換に関する協定を締結する。

(授業科目の履修)

第 2 条 この協定に参加する大学院研究科（以下「参加研究科」という。）に所属する学生は、協定先大学院研究科が開設する授業科目を履修し、単位を修得することができる。

2 前項の場合において、履修することのできる授業科目の範囲及び修得することのできる単位の上限は、当該学生が所属する大学院（以下「所属大学院」という。）の学則その他諸規則の定めるところによる。

(出 願)

第 3 条 この協定に基づき協定先大学院研究科の授業科目を履修しようとする学生は、所属大学院研究科の指導教授及び当該授業科目担当者の承認を得て、所定の願書を希望する協定先大学院に提出しなければならない。

(受 入 れ)

第 4 条 所定の手続きにより協定先大学院学生の履修申込みを受けたときは、当該大学院は特別聴講学生として受入れを許可する。ただし、受入れに当たりやむを得ない事情がある場合には、これを許可しないことがある。

2 前項により特別聴講学生として受入れを許可したときは、特別聴講学生証を発行する。

(成績及び単位修得の認定)

第 5 条 特別聴講学生の成績評価及び単位認定は受入れ先大学院において行う。ただし、成績評価の表示方法は、所属大学院の方式による。

(研究施設の利用)

第 6 条 特別聴講学生は協定先大学院研究科の認める範囲で、図書館、研究室等を利用することができる。

(運 営)

第 7 条 当該年度に開設する授業科目の種類、内容、時間割等の資料については、当該年度の始めに協定先大学院研究科に送付するものとする。

2 この協定に関する具体的な事務手続き等については、参加研究科事務室間で行う。

(有効期間)

第 8 条 この協定は平成16年4月以降、特に期限を定めず、引き続き実施するものとする。

2 協定の改廃を含めて、問題が生じた場合は、協定校間において適宜協議し、解決を図るものとする。

附 則

この協定は平成16年4月1日から効力を発する。

成蹊大学大学院文学研究科・成城大学大学院文学研究科・武蔵大学大学院人文科学研究科の間における大学院特別聴講学生の手続について

1. 大学院特別聴講学生となることを希望する学生は、大学院特別聴講学生履修届を、所属校の教務担当部署にて受け取ること。また、受入校研究科の履修要覧及び時間割は所属大学院の所定の場所で閲覧すること。
2. 学生は大学院特別聴講学生履修届に必要な事項を記入し、指導教授の承認（承認印をA・B票にもらうこと）を受ける。
その後、受入校教務担当部署に立寄り、受入校当該科目担当者の承認（承認印をA・B票にもらうこと）を受け、所定の期日までに受入校教務担当部署に写真1枚（3×4cm）を添えて提出すること。
3. 学生は履修が許可されてから1週間以内に受入校教務担当部署にて特別聴講学生証の交付を受けること。
4. 万一、履修を途中でやめる場合には、速やかに科目担当者及び指導教授、所属校の教務担当部署に連絡すること。
5. 各大学院の履修申請書手続締切日については追って掲示する。

このことについて質問がある場合は、教務部に問合わせること。

文学研究科 2022年度研究計画書、研究指導計画書、研究報告書、 修士論文、課程博士論文提出要領

1 研究計画書

文学研究科では、指導教員が学生の研究計画書に基づき、研究指導の方法および内容ならびに1年間の計画について研究指導計画書を作成する。まず学生は指導教員の指導のもと、予め研究計画書を執筆する。

1 提出締切日

研究計画書 4月30日

※ 提出日が休日に当たるときは、その翌日を提出締切日とする。

締切時間は、提出締切日が平日の場合は16:30、土曜日の場合は13:00までとする。

2 提出先

指導教員

3 字数

専攻	字数
国文学	1,200字程度
英文学	1,200字程度
日本常民文化	指導教員が定める
美学・美術史	1,200字程度
コミュニケーション学	1,200字程度
ヨーロッパ文化	指導教員が定める

4 様式等

以下のとおり表紙をつけること。

(横書の場合)

○年○月○日
2022年度研究計画書
指導教員名

題目

成城大学大学院
文学研究科○○専攻
博士課程前期(後期)
学籍番号
氏名

(縦書の場合)

題目

成城大学大学院
文学研究科○○専攻
博士課程前期(後期)
学籍番号
氏名

指導教員名

○年○月○日
二〇二二年度研究計画書

※成城大学ホームページよりダウンロードすること。

2

研究指導計画書

指導教員は 1 研究計画書に基づき研究指導計画を立てるので、学生は成城大学ホームページより研究指導計画書の書式をダウンロードし、必要事項を記入の上、指導教員と打ち合わせを行うこと。指導教員が指導計画を記入後、学生は下記のとおりに研究指導計画書を提出すること。

1 提出締切日

5月31日

※ 提出日が休日に当たるときは、その翌日を提出締切日とする。

締切の時間は、提出締切日が平日の場合は16:30、土曜日の場合は13:00までとする。

2 提出場所

教務部

3 書式

成城大学ホームページよりダウンロードすること。

3

研究報告書

学生は、指導教員の指導を受け、毎年原則として、下記により、研究報告書を提出しなければならない。なお、修士論文提出者および博士論文提出者は研究報告書を提出する必要はない。

1 提出締切日

1月31日

※ 提出日が休日に当たるときは、その翌日を提出締切日とする。

締切の時間は、提出締切日が平日の場合は16:30、土曜日の場合は13:00までとする。

2 提出場所

教務部

3 字数

専攻	字数
国文学	6,000字程度
英文学	1,200字程度
日本常民文化	指導教員が定める
美学・美術史	8,000～12,000字程度
コミュニケーション学	12,000字程度
ヨーロッパ文化	指導教員が定める

4 様式等

以下のとおり表紙をつけること。

(横書の場合)

○年○月○日
2022年度研究報告書
指導教員名

題 目

成城大学大学院
文学研究科○○専攻
博士課程前期(後期)
学籍番号
氏 名

(縦書の場合)

題 目

博文成
士学城
課程研
前期大
学学大
籍期学
番(○
名号院
後専
期攻
()

二〇年
二〇月
二〇日
度
研
究
報
告
書
指
導
教
員
名

※成城大学ホームページよりダウンロードすること。

4 修士論文

修士論文を提出しようとする学生は、指導教員の指導を受けながら、下記のことを行わなければならない。

1 論文作成の意思表示

指導教員に対し、修士論文題目届提出以前に行うこと。

2 題目届の提出

2022年12月7日（水）16：30までに、文学研究科長室に提出すること。
やむをえず変更が生じた場合は、2023年1月7日（土）までに、題目変更届を提出すること。
書式は大学ホームページからダウンロードすること。
※秋修了対象者の提出期限については別途掲示する。

3 論文の提出

2023年1月10日（火）～1月17日（火）16：30の期間内に教務部に提出すること。
（秋修了対象者）2022年6月23日（木）～6月30日（木）16：30の期間内に教務部に提出すること。
提出形式は、71ページの提出要領細則に従うこと。
英文学専攻、美学・美術史専攻の修士論文を提出しようとする学生は、大学ホームページ（※）の作成要項を参照すること。
※修士論文は原則として必ず本人が提出し、提出期限を厳守すること（郵送不可）。

4 論文提出後の手続き

国文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻の修士論文提出者は、2023年1月24日（火）16：30までに要旨を文学研究科長室に提出すること。体裁は専攻によって異なる。大学ホームページを確認すること。
口述試験は2月に行う。詳細は別途掲示する。
※秋修了対象者の提出期限及び口述試験については別途掲示する。

5 課程博士論文

1 提出要件

文学研究科に博士論文を提出し、その審査を請求する者は、次の2つの要件を満たしていなければならない。
① 指導教員の推薦があること。なお、指導教員が退職等によって不在の場合には、本研究科専任教員の中で博士論文提出予定者の専攻科目に近い分野の担当教員が指導教員となる。
② 査読つき学術雑誌に掲載された論文が2点以上あること。（掲載予定の論文については証明書を提出すること。なお、共著については、共著者の人数の逆数を点数とする。（例 2名による共著の業績は2分の1点とする。））

2 論文作成の意思表示

博士論文提出予定者は、指導教員に対し、論文提出の相談をし、指導を受ける。

3 論文の仮提出

博士論文提出予定者は指導教員の指導のもとで博士論文を作成し、それが学位請求に十分な水準であると判断された場合、予備審査に必要な部数の論文を指導教員に提出する（通常は3部。学外副査がいる場合は4部）。

4 論文の本提出

博士論文提出予定者は、必要部数の博士論文と必要書類（本手引末尾の「修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領」および72ページの「課程博士論文本提出要領細則」参照）を教務部に提出する。
※博士論文は原則として必ず本人が提出し、提出期限を厳守すること（郵送不可）。

5 本審査

論文審査および最終試験（公開で行う口頭試問）を実施する。

6 学位授与

論文の審査および最終試験に合格した者は、博士（文学）の学位を授与される。
※ 提出と審査の流れについては、文学研究科ホームページに詳しく記載されているので参照すること。また、いわゆる論文博士の論文提出および審査についても、同様に参照すること。

成城大学大学院文学研究科における論文審査基準

修士および博士の学位の授与は、学位申請者が提出した論文を主査1名と副査2名から構成される審査委員会（必要に応じて外部から審査協力者を加えることもある）が審査して判定するが、その審査基準は以下のとおりである。

（修士論文および博士論文に共通する審査基準）

1. 研究テーマの妥当性：問題設定が明確になされていること。
2. 情報収集能力：主要な専門的概念や先行研究・学説史などについて十分な知見を有し、必要に応じてそれらと批判的に対峙していること。
3. 研究方法の適切性：既存の方法による場合、その使用が適切なこと。新しい方法を開拓した場合、その方法自体に妥当性が認められること。
4. 論の展開：客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
5. 文章能力：論文にふさわしい文体であること、読みやすく達意の文章であること。
6. 論文の体裁：表紙、目次、章立て、結論、注、参考文献、資料、要旨、図版、例、引用の仕方等が正しくなされ、整っていること。
7. 総合判断：当該学問の研究対象と基本的な方法論を正しく理解し、その研究分野を過不足なく見渡すに十分な学識が認められること。その基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していること。当該論文をもって著者が今後関係領域で研究者として貢献するための基盤が築かれていること。

（特に博士論文に求められる基準）

8. 上記1～7の基準を満たした上で、独自の問題提起がなされ、新しい学説や独創的な研究成果が、学界を説得できるレベルで論証されていること。当該論文から出発して、その分野においてさらに研究を発展させ、新たな知見を付け加える可能性が認められること。当該論文をもって著者が今後当の学問領域でオリジナルな貢献をするための基盤が築かれていること。

（専攻分野もしくは論文テーマにより上記の項目のほかに、さらに以下の項目も判断基準とする必要がある）

9. 資料学的研究の場合、資料の収集方法、扱い方、評価の仕方が適切であること。
10. 調査・実験を行う場合、妥当な研究方法、分析方法がとられていること。
11. 理論的研究の場合、論が思弁に陥らないこと。文章解釈が問題となる場合、解釈が独りよがりではないこと。その解釈に説得力があり、言語的に無理がないこと。
12. 文学作品や芸術作品等の作品記述がなされている場合、その記述が適切に行われていること。
13. 外国語の資料や文献を用いる場合、正確に当該言語を理解していること。

文学研究科 2022年度修士論文提出要領細則

1 提出期間

2023年1月10日（火）～1月17日（火）16：30

（秋修了対象者）2022年6月23日（木）～6月30日（木）16：30

2 提出場所

教務部

3 提出内容

論文：正本1部、副本（コピー）3部

① 論文の正本1部は製本するので黒表紙および穴開け不要。

② 副本は、1部ずつ黒表紙をつけて綴じ、必要事項を記載した用紙（後掲の図を参照）を貼付すること。

※ 英文学専攻の副本については、大学ホームページに掲載されている「英文学専攻修士論文作成・提出ガイドライン」の指示に従うこと。

論文要旨：69ページを参照。

4 用紙等

用紙は縦書、横書ともA4判とする。ただし、縦書の場合は用紙を横に使うこと。

5 製本等

① 審査に合格した論文の正本は図書館保存用として大学指定業者により製本するので、論文提出者は、論文に製本料4,000円を添えて教務部に提出するものとする。

ただし、図版など別冊がある場合は、別途4,000円が必要となる。

② 前年度までの修士論文を図書館で閲覧することができる。ただし、閲覧には研究科長の許可が必要な場合がある。

6 その他

① 正本も副本も黒表紙と同様の体裁で中表紙をつけること。

② 本人保存分は、あらかじめ提出前にコピーをとっておくこと。

③ 正本にカラーの図版がある場合は、主査用の副本1冊の図版をカラーコピーとする。

④ 論文の書式等については、指導教員に確認すること。

【副本の黒表紙の書き方】

黒表紙には「必要事項」を記入した用紙（15cm×10cm程度）を貼付すること。

（縦判・横書の場合）

2022年度 修士論文 指導教員名
題 目 (副題)
成城大学大学院 文学研究科〇〇専攻 学籍番号 氏 名

（横判・縦書の場合）

成城大学大学院 文学研究科〇〇院 学籍番号 氏 名 専攻	(副題) 題 目	二〇二二年度 修士論文 指導教員名
--	-------------	-------------------------

文学研究科 課程博士論文本提出要領細則

博士論文の執筆と提出については、指導教員の指示を仰ぐこと。

1 提出内容

論文の正本、副本の1部は製本するので綴じないこと（黒表紙および穴あけ不要。第1ページに黒表紙と同じ事項を記載した「とびら（中表紙）」をつけること）。残りの論文の副本4部は、黒表紙をつけ、綴じること。また、第1ページに「とびら（中表紙）」をつけること。論文要旨については、黒表紙は不要。ただし、第1ページに「とびら（中表紙）」をつけること。
※ 英文学専攻の副本については、大学ホームページに掲載されている「英文学専攻博士論文作成・提出ガイドライン」の指示に従うこと。

論文：正本1部、副本（コピー）5部、電子データ

論文要旨：正本1部、副本（コピー）3部、電子データ

* 電子データについては、巻末の「修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という）を参照のこと。

博士論文審査申請書（取扱要領様式1） 1通

論文目録（取扱要領様式4） 4通

履歴書（取扱要領様式5） 4通

博士論文のインターネット公表確認書（取扱要領様式6） 1通

博士論文の要約（博士論文の全文を公表できない場合のみ） 正本1部、副本（コピー）

論文審査手数料（取扱要領参照）

2 用紙等

用紙は縦書き、横書きともにA4判とする。ただし、縦書きの場合は用紙を横に使うこと。

3 製本等

論文は、合格となった場合、提出部数の2部（正本1部、副本1部）を製本することになるが、その製本代は、合格者の負担となる。

4 その他

① 論文の書式等については、指導教員に確認すること。

② 付録がある場合も論文と同じ体裁とする。ただし、題目のあとに付録とわかるよう明記すること。

【黒表紙の書き方】

黒表紙には「必要事項」を記入した用紙（15cm×10cm程度）を貼付すること。

（縦判・横書の場合）

2022年度 博士論文 指導教員名	題 目 (副題)	成城大学大学院 文学研究科〇〇専攻 学籍番号 氏 名
-------------------------	-------------	-------------------------------------

（横判・縦書の場合）

成城大学 文学研究科 学籍番号 氏 名	(題 目) (副題)	博士〇〇年度 指導教員名
------------------------------	---------------	-----------------

法学研究科

法学研究科 法律学専攻の人材育成の目的と3つの方針 …	74
法学研究科 科目番号体系 ……………	76
法学研究科 履修規定	
博士課程前期 ……………	77
博士課程後期 ……………	79
論文審査基準 ……………	81
研究指導計画書・修士論文提出要領 ……………	81
研究指導計画書・課程博士論文提出要件と審査概要 ……	83
博士論文提出要領 ……………	84

法学研究科 法律学専攻の人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

法律学専攻は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 博士課程前期：修士（法学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものと判断し、博士課程前期の課程を修了したことを認めます。

- (1) 問題を発見し、発見した問題を探究するために必要な専門知識を身につけていること。
- (2) 資料収集能力、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を有していること。
- (3) 形式（論文構成）および内容（論理性および文献網羅性）の点において十分である修士論文を作成する能力を有していること。

2. 博士課程後期：博士（法学）

所定の期間在学して所定の単位を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものと判断し、博士課程後期の課程を修了したことを認めます。

- (1) 自立した研究者として活動するために十分な専門知識を修得していること。
- (2) 専門分野において重要でありしかも未解決である研究課題を発見し、その課題に取り組む研究を通じて、共通知としての学問の水準を高からしめる能力を有していること。
- (3) 学会発表および学術誌に論文を発表することを通じて学問の発展に寄与する能力を有していること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

課程の修了の認定に関する方針に示した能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成・実施します。

1. 博士課程前期

指導教授を定め、その指導の下で修士論文を作成します。そのための基礎となる科目を基礎法学、公法学、私法学、刑事法学、政治学の領域に配置し、所定の単位を修得するものとします。

- (1) 学生それぞれの専攻分野と隣接分野に関して、前期課程における問題の発見・探究に必要な専門知識を体系的に修得するために必要な科目を、上記分野の研究科目として提供します。
- (2) 資料収集、コミュニケーション、論文作成、プレゼンテーションにかかる能力を修得し、それらを課程の目標である修士論文の完成にむけて統合することができるようするために、指導教員が担当する前期課程における研究指導科目を提供します。
- (3) 完成した修士論文の形で研究成果の発表・発信する能力を修得できるように、研究科横断的な中間発表会を設定し、発表の練習機会を確保します。

IV 入学者の受入れに 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

2. 博士課程後期

指導教授を定め、その指導の下で博士論文を作成します。そのための基礎となる科目を基礎法学、公法学、私法学、刑事法学、政治学の領域に配置し、所定の単位を修得するものとします。

- (1) 学生それぞれの専攻分野に関して、学生が後期課程にふさわしい高度な専門知識を修得し、そのうえで、それぞれの学問分野の最先端において重要でありしかも未解決な研究課題を発見することができるように、上記各分野について特殊研究科目を配置・提供します。
- (2) 発見した重要かつ未解決な研究課題について、学生が博士論文を作成する能力を獲得できるようにするために、指導教員による徹底した個人指導を行う科目として、後期課程における研究指導科目を配置・提供します。
- (3) 博士論文作成の過程で得た知見や博士論文の内容を、学生が研究発表等の形で適切に発信する能力を獲得できるように、研究指導科目での発表練習機会を確保するだけでなく、論文中間報告会を設定し、研究指導教員以外の教員や他の院生からも助言が得られる体制を調えます。

本専攻は、その教育の基本理念のもと、次のような学生を求めています。

1. 博士課程前期

- (1) 前期課程での学修に必要な基礎学力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する専門知識を備えている者。
- (3) 専攻分野に対して深い関心と興味を抱き、明確な問題意識と研究計画をもって研究に取り組む意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試		外国人入試		学内推薦入試
	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験	
(1)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(2)	◎	○	◎	○	◎	○	○
(3)		◎		◎		◎	◎

備考) ◎：特に対応している。 ○：対応している。

2. 博士課程後期

- (1) 専攻する分野において、将来、専門研究者となりうる素質・能力を持つ者。
- (2) 専攻分野に関する高度な専門知識を備えている者。
- (3) 独創的な研究を行う旺盛な意欲を有する者。

	一般入試		社会人入試	外国人入試	
	筆記試験	面接・口述試験	面接・口述試験	筆記試験	面接・口述試験
(1)	◎	○	○	◎	○
(2)	◎	○	○	◎	○
(3)		◎	◎		◎

備考) ◎：特に対応している。 ○：対応している。

法学研究科 科目番号体系

〔例〕 法学研究科 法律学専攻 博士課程前期における「憲法研究Ⅰ」

HLA - **100** - **5** - **C323**

① 教育課程 ② 分野・区分・領域 ③ 配当年次 ④ 科目分類 ⑤ 分野識別番号

この科目番号であることにより、この科目は、法学研究科法律学専攻のカリキュラムにおいて、授業科目として開設されている博士課程前期に履修可能なコースワーク科目であり、憲法の分野に該当する科目であることを意味している。

① 教育課程

H L A	法学研究科 法律学専攻 博士課程前期
R L A	法学研究科 法律学専攻 博士課程後期

② 分野・区分・領域

分野		区分		領域	
1	授業科目	0	全ての科目に共通する	0	全ての科目に共通する
2	研究指導	0	全ての科目に共通する		

③ 配当年次

5	博士課程前期において履修できる科目
7	博士課程後期において履修できる科目

④ 科目分類

C	コースワーク科目（授業科目）
R	リサーチ科目（研究指導）

⑤ 分野識別番号

310	政治学・行政学・国際政治学
321	法学・基礎法
322	法制史・外国法
323	憲法・行政法
324	民法・民事法
325	商法・会社法・経済法
326	刑法・刑事法
327	司法・手続法
328	その他の法分野
329	国際法・国際私法

法 学 研 究 科

履 修 規 定

法学研究科 博士課程前期

1 修了の要件

修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
2年※	22	8	30	修士論文の審査および最終試験に合格すること

修士の学位を得ようとする者は、2年以上在学して※、**30単位**以上を修得し、修士論文を作成・提出し、審査および最終試験に合格しなければならない。

※ 本研究科の「成城大学大学院法学研究科への進学を希望する成城大学法学部在学学生のための科目等履修生制度」を利用し、大学院入学後に専攻する分野の教員（指導教員とすることを希望する教員）の担当する博士課程前期の「研究指導」の単位を科目等履修生として修得した場合には、標準修業年限が2年であるにもかかわらず、同制度を利用して1年間の在籍で博士課程前期を修了することが可能である。そのためには、本学法学部4年次に上記の「研究指導」を履修するとともに、以下の要件を全て満たす必要がある。

- （イ）科目等履修生として「研究指導」の単位をすべて修得した上でその翌々年度までに大学院に入学し、入学後に「研究指導」（半期2単位）を各学期に履修すること。
- （ロ）科目等履修生として修得し、認定された単位とあわせて修了に必要な単位を全て修得すること。
- （ハ）修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格すること。

2 指導教員

- ① 法学研究科専任教員の中から指導教員を定め、その研究指導を、在学期間を通じて履修しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、指導教員を変更することができる。
- ② 学生は指導教員の指導のもとで、修士論文を作成すること。修士論文の提出要領については82ページを参照。
- ③ 学生は科目の履修について、指導教員の承認を得なければならない。

3 授業科目と単位数

授業科目・研究指導ともに半期開講1科目2単位である。

4 履修上の注意点

- ① 学生は、同一教員が担当する同一名称の授業科目を年度を重ねて履修し、修得した単位を修了要件単位に算入することができる。
- ② 学生は、指導教員の承認を得て、**経済学研究科、文学研究科および社会イノベーション研究科開講の授業科目を4単位**まで履修し、修得した単位を修了要件単位に算入することができる。
- ③ 指導教員が必要と認めるときは、学生は本学法学部の開設科目を履修することができる。ただし、当該科目について修得した単位を**修了要件単位に算入することはできない**。
- ④ 本研究科入学前に、本学科目等履修生制度により修得した本研究科博士課程前期授業科目の単位は、研究科教授会の議を経て、**10単位**まで修了に必要な単位として認定することができる。
- ⑤ 本研究科の「成城大学大学院法学研究科への進学を希望する成城大学法学部在学学生のための科目等履修生制度」を利用して、本研究科入学前に科目等履修生として修得した単位は、その翌々年度までに本研究科に入学した者に限り、本研究科に入学した後、博士課程前期の課程修了要件単位に含まれる単位として16単位まで認定することができる。

博士課程前期 授業科目および研究指導配当表

法律学専攻

(授業科目)

[illegible]

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

研究指導				単位	研究指導				単位
※	憲法	研究	指導 A	2	※	労働法	研究	指導 A	2
			指導 B	2				指導 B	2
			指導 I	2				指導 I	2
			指導 I	2				指導 I	2
			指導 II	2				指導 II	2
			指導 III	2				指導 III	2
			指導 III	2				指導 I	2
			指導 I	2				指導 I	2
			指導 II	2				指導 II	2
			指導 II	2				指導 III	2
※	行政	研究	指導 A	2	※	刑事訴訟法	研究	指導 B	2
			指導 B	2				指導 I	2
			指導 I	2				指導 I	2
			指導 I	2				指導 II	2
			指導 II	2				指導 II	2
			指導 II	2				指導 III	2
			指導 III	2				指導 III	2
			指導 III	2				指導 A	2
			指導 IV	2				指導 B	2
			指導 V	2				指導 B	2
※	民法	研究	指導 V	2	※	比較法	研究	指導 A	2
			指導 V	2				指導 B	2
			指導 I	2				指導 A	2
			指導 I	2				指導 B	2
			指導 II	2				指導 A	2
			指導 II	2				指導 B	2
			指導 III	2				指導 A	2
			指導 III	2				指導 B	2
			指導 IV	2				指導 A	2
			指導 V	2				指導 B	2
※	商法	研究	指導 I	2	※	ラテンアメリカ法	研究	指導 A	2
			指導 I	2				指導 B	2
			指導 II	2				指導 A	2
			指導 II	2				指導 B	2
			指導 III	2				指導 A	2
			指導 III	2				指導 B	2
			指導 III	2				指導 A	2
			指導 III	2				指導 B	2
			指導 III	2				指導 A	2
			指導 III	2				指導 B	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

1 修了の要件

修業年限	修了要件単位数			論文・最終試験
	授業科目	研究指導	計	
3年	4	12	16	博士論文の審査および最終試験に合格すること

博士の学位を得ようとする者は、3年以上在学し、**16単位**以上を修得し、博士論文を作成・提出し、審査および最終試験に合格しなければならない。

2 指導教員

- ① 法学研究科専任教員の中から指導教員を定め、その研究指導を、在学期間を通じて履修しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、指導教員を変更することができる。
- ② 学生は指導教員の指導のもとで、博士論文を作成しなければならない。博士論文の提出要領については84ページ以下を参照。
- ③ 学生は授業科目の履修について、指導教員の承認を得なければならない。

3 授業科目と単位数

授業科目・研究指導ともに半期開講1科目2単位である。

4 履修上の注意点

- ① 学生は、同一教員が担当する同一名称の授業科目を年度を重ねて履修し、修得した単位を修了要件単位に算入することができる。
- ② 指導教員が必要と認めるときは、学生は前期課程にのみ開講されている授業科目を履修することができる。ただし、当該科目について修得した単位を修了要件単位に算入することはできない。

博士課程後期 授業科目および研究指導配当表

法律学専攻

(授業科目)

授業科目	単位	授業科目	単位
※法哲学特殊研究Ⅰ	2	※商法特殊研究Ⅴ	2
※法哲学特殊研究Ⅱ	2	※商法特殊研究Ⅵ	2
※法制史特殊研究Ⅰ	2	※労働法特殊研究Ⅰ	2
※法制史特殊研究Ⅱ	2	※労働法特殊研究Ⅱ	2
※憲法特殊研究Ⅰ	2	※経済法特殊研究	2
※憲法特殊研究Ⅱ	2	※知的財産法特殊研究	2
※憲法特殊研究Ⅲ	2	民事訴訟法特殊研究Ⅰ	2
※憲法特殊研究Ⅳ	2	民事訴訟法特殊研究Ⅱ	2
※憲法特殊研究Ⅴ	2	※民事訴訟法特殊研究Ⅲ	2
※憲法特殊研究Ⅵ	2	※民事訴訟法特殊研究Ⅳ	2
行政法特殊研究Ⅰ	2	刑法特殊研究Ⅰ	2
行政法特殊研究Ⅱ	2	刑法特殊研究Ⅱ	2
※行政法特殊研究Ⅲ	2	刑法特殊研究Ⅲ	2
※行政法特殊研究Ⅳ	2	刑法特殊研究Ⅳ	2
※行政法特殊研究Ⅴ	2	刑事訴訟法特殊研究Ⅰ	2
※行政法特殊研究Ⅵ	2	刑事訴訟法特殊研究Ⅱ	2
行政学特殊研究Ⅰ	2	国際法特殊研究Ⅰ	2
行政学特殊研究Ⅱ	2	国際法特殊研究Ⅱ	2
民法特殊研究Ⅰ	2	※国際法特殊研究Ⅲ	2
民法特殊研究Ⅱ	2	※国際法特殊研究Ⅳ	2
民法特殊研究Ⅲ	2	国際私法特殊研究Ⅰ	2
民法特殊研究Ⅳ	2	国際私法特殊研究Ⅱ	2
民法特殊研究Ⅴ	2	※国際関係論特殊研究Ⅰ	2
民法特殊研究Ⅵ	2	※国際関係論特殊研究Ⅱ	2
民法特殊研究Ⅶ	2	※比較法特殊研究	2
民法特殊研究Ⅷ	2	※外国法特殊研究Ⅰ	2
民法特殊研究Ⅸ	2	※外国法特殊研究Ⅱ	2
民法特殊研究Ⅹ	2	※外国法特殊研究Ⅲ	2
※商法特殊研究Ⅰ	2	国際政治史特殊研究Ⅰ	2
※商法特殊研究Ⅱ	2	国際政治史特殊研究Ⅱ	2
※商法特殊研究Ⅲ	2	※比較政治学特殊研究	2
※商法特殊研究Ⅳ	2		

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

研究指導	単位	研究指導	単位
※法哲学研究指導ⅠA	2	※商法研究指導ⅢB	2
※法哲学研究指導ⅠB	2	※労働法研究指導ⅠA	2
※憲法研究指導ⅠA	2	※労働法研究指導ⅠB	2
※憲法研究指導ⅠB	2	民事訴訟法研究指導ⅠA	2
※憲法研究指導ⅡA	2	民事訴訟法研究指導ⅠB	2
※憲法研究指導ⅡB	2	※民事訴訟法研究指導ⅡA	2
※憲法研究指導ⅢA	2	※民事訴訟法研究指導ⅡB	2
※憲法研究指導ⅢB	2	刑法研究指導ⅠA	2
行政法研究指導ⅠA	2	刑法研究指導ⅠB	2
行政法研究指導ⅠB	2	刑法研究指導ⅡA	2
※行政法研究指導ⅡA	2	刑法研究指導ⅡB	2
※行政法研究指導ⅡB	2	刑事訴訟法研究指導ⅠA	2
行政学研究指導ⅠA	2	刑事訴訟法研究指導ⅠB	2
行政学研究指導ⅠB	2	国際法研究指導ⅠA	2
民法研究指導ⅠA	2	国際法研究指導ⅠB	2
民法研究指導ⅠB	2	※国際法研究指導ⅡA	2
民法研究指導ⅡA	2	※国際法研究指導ⅡB	2
民法研究指導ⅡB	2	国際私法研究指導ⅠA	2
民法研究指導ⅢA	2	国際私法研究指導ⅠB	2
民法研究指導ⅢB	2	※国際関係論研究指導ⅠA	2
民法研究指導ⅣA	2	※国際関係論研究指導ⅠB	2
民法研究指導ⅣB	2	※比較法研究指導ⅠA	2
民法研究指導ⅤA	2	※比較法研究指導ⅠB	2
民法研究指導ⅤB	2	※ロシア法研究指導ⅠA	2
※商法研究指導ⅠA	2	※ロシア法研究指導ⅠB	2
※商法研究指導ⅠB	2	※ラテンアメリカ法研究指導ⅠA	2
※商法研究指導ⅡA	2	※ラテンアメリカ法研究指導ⅠB	2
※商法研究指導ⅡB	2	国際政治史研究指導ⅠA	2
※商法研究指導ⅢA	2	国際政治史研究指導ⅠB	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

法学研究科 論文審査基準

法学研究科における論文審査基準は以下のとおりである。

（修士論文における論文審査基準）

1. 研究テーマが妥当なものか。
2. 先行研究の取り扱いが適切なものか。
3. 論旨展開が明確で、一貫しているか。
4. 文献、資料等の引証が適切なものか。

（博士論文における論文審査基準）

修士論文の論文審査基準に加えて、

5. 当該研究分野の発展に寄与しうる内容を有しているか。
6. 申請者が自立した研究活動能力を有していることを示しているか。

法学研究科 2022年度研究指導計画書・修士論文提出要領

I 研究指導計画書

大学院では、指導教員が学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示することを目的に研究指導計画書を作成する。

これにより、学生は当該年度における研究計画について、指導教員は個々の学生に対する研究指導計画を立てることになる。

1 提出締切日時	5月31日（火）16：30
----------	---------------

2 提出場所	別途掲示で周知する。
--------	------------

3 記入項目	学生は、研究計画欄のみ記入し、指導教員と相談の上、指導教員に研究指導計画欄を記入してもらうこと。
--------	--

4 書式	本学ホームページよりダウンロードすること。
------	-----------------------

Ⅱ

修士論文

1 題 目 届

論文を提出しようとする者は、別途掲示される指示に従い、題目届を提出すること。

2 提出締切日時

1月11日（水）16：30

※秋修了対象者の提出期限については別途掲示する

3 提 出 場 所

教務部

4 提 出 部 数

論 文：正本1部、副本（コピー）3部

論文要旨：正本1部、副本（コピー）3部

論文、論文要旨共、1部ずつ黒表紙をつけること。なお、黒表紙には修了年度、指導教員名、論文題目、所属および学籍番号、提出者氏名を明記したものを貼付すること。また第1ページに「とびら（中表紙）」をつけ、黒表紙と同じ事項を記入すること。ただし、論文正本1部は製本するので、黒表紙および穴開け不要。

論文副本3部分および論文要旨副本3部分のコピー費用は、可能な限り法学研究科で負担する。ただし、法学資料室のコピー機を使用した場合に限る。

【黒表紙の書き方】

黒表紙には、題目等を記載した次のような書式の用紙（15cm×10cm程度）を貼付すること。

（横書の場合）

2022年度 修士論文 指導教員名
題 目
成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名

（縦書の場合）

二〇二二年度 修士論文 指導教員名	題 目	成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名
-------------------------	-----	-------------------------------------

5 論文および 論文要旨の分量

論 文：40,000字以上（400字詰め原稿用紙ならば100枚以上）を、一応の目安とする。

論文要旨：2,000字程度（400字詰め原稿用紙ならば5枚程度）を目安とする。

6 用 紙

ワードプロセッサを使用する場合は、横書印字の場合A4判用紙（短辺に沿って印字すること）、縦書印字の場合B5判用紙（長辺に沿って印字すること）。

原稿用紙を使用する場合は400字詰で、縦書きはB4判、横書きはA4判のものにすること。

7 製 本

審査に合格した論文の正本は図書館保存用として大学指定業者により製本するので、論文提出者は、論文に製本料4,000円を添えて教務部に提出するものとする。

Ⅲ

口述試験

期日、時間その他詳細については、追って知らせる。

法学研究科 2022年度研究指導計画書・ 課程博士論文提出要件と審査概要

I 研究指導計画書

大学院では、指導教員が学生に対して、授業および研究指導の方法および内容並びに1年間の授業および研究指導の計画をあらかじめ明示することを目的に研究指導計画書を作成する。
これにより、学生は当該年度における研究計画について、指導教員は個々の学生に対する研究指導計画を立てることになる。

- | | |
|----------|--|
| 1 提出締切日時 | 5月31日（火）16：30 |
| 2 提出場所 | 別途掲示で周知する。 |
| 3 記入項目 | 学生は、研究計画欄のみ記入し、指導教員と相談の上、指導教員に研究指導計画欄を記入してもらうこと。 |
| 4 書式 | 本学ホームページよりダウンロードすること。 |

II 課程博士論文提出の要件

- | | |
|--------|--|
| 1 提出要件 | <p>課程博士論文を提出しその審査を請求する者は、次の要件を満たしていなければならない。</p> <p>① 指導教員の推薦があること。
なお、指導教員が退職等により不在の場合は、本研究科教員の中で論文提出予定者の専攻分野に近い分野の教員が指導教員となる。</p> <p>※ 当該論文以外に、「成城法学」掲載論文や判例研究、翻訳その他これらと同等の業績があることが望ましい。</p> |
|--------|--|

III 審査概要

以下は、3年次から6年次に在籍する学生が論文を12月に提出する場合又は3年次から5年次に在籍する学生が論文を翌年度の5月に提出する場合の概要である。
なお、法学研究科「2022年度博士論文提出要領」（84ページ）参照のこと。

- | | |
|-------------------|---|
| 1 提出申し込み | <p>① 3年次から5年次に在籍する学生の場合 7月または1月</p> <p>② 6年次に在籍する学生の場合 7月</p> |
| 2 中間報告会 | <p>① 3年次から5年次に在籍する学生の場合 9月・10月または3月</p> <p>② 6年次に在籍する学生の場合 9月または10月</p> |
| 3 提出日 | <p>① 3年次から5年次に在籍する学生の場合 12月または翌年度の5月</p> <p>② 6年次に在籍する学生の場合 12月</p> |
| 4 論文審査および最終（口頭）試験 | 試験日等については、掲示等で知らせる。 |

	提出申し込みの時期	
	7月の場合	1月の場合
提出申し込み	7月	1月
中間報告会	9月または10月	3月
博士論文の提出	12月	翌年度5月
課程修了の認定	3月	翌年度9月

法学研究科 2022年度博士論文提出要領

3年次から6年次に在籍する学生が2022年12月に論文を提出する場合又は3年次から5年次に在籍する学生が2023年5月に論文を提出する場合

以下の記載は、成城大学大学院学則第21条および成城大学学位規則第5条に基づいて博士論文を提出する場合（いわゆる課程博士の学位申請）に関するものである。

なお、提出要領に変更が生じた場合は、掲示等により周知する。

I 論文の提出

1 博士論文提出の申込

論文を提出しようとする者は、論文題目、目次、要旨等を記載した博士論文審査申込書を、指導教授の推薦書およびその他の業績があればそれらを添えて、教務部に提出すること。提出締切日は、以下のとおりである。

- ① 3年次から6年次に在籍する学生が2022年7月に提出する場合
2022年7月8日（金）16:30
- ② 3年次から5年次に在籍する学生が2023年1月に提出する場合
2023年1月10日（火）16:30

2 中間報告会

博士論文提出申込者は、論文の概要および主要部分について報告しなければならない。中間報告会の開催時期は、以下のとおりである。

- ① 3年次から6年次に在籍する学生が論文を2022年12月に提出予定の場合
2022年9月または10月
- ② 3年次から5年次に在籍する学生が論文を2023年5月に提出予定の場合
2023年3月

なお、日時の詳細は、掲示等で知らせる。

3 博士論文の提出

① 提出締切日および提出先

提出締切日は、以下のとおりである。

- 1) 3年次から6年次に在籍する学生が論文を2022年12月に提出する場合
2022年12月9日（金）16:30
- 2) 3年次から5年次に在籍する学生が論文を2023年5月に提出する場合
2023年5月8日（月）（予定）

論文提出時期が次年度である2023年度となるので、別途掲示等で知らせる。

提出先は、教務部である。

② 論文および論文要旨の分量

論文：120,000～200,000字（400字詰原稿用紙300～500枚）を一応の目安とする。

論文要旨：4,000字（400字詰原稿用紙10枚）程度を目安とする。

③ 用紙

ワードプロセッサを使用する場合は、横書き印字はA4判用紙（短辺に沿って印字すること）、縦書き印字はB5判用紙（長辺に沿って印字すること）。

原稿用紙を使用する場合は400字詰で、縦書きはB4判、横書きはA4判のものにすること。

④ 論文および論文要旨の提出部数その他

論文：正本1部、副本（コピー）5部、電子データ

論文要旨：正本1部、副本（コピー）5部、電子データ

* 論文および論文要旨は、1部ずつ黒表紙をつけて綴じ、必要事項を記載した用紙（後掲の図を参照）を貼付すること。ただし、提出部数中、論文正本1部および論文副本1部は、合格した場合に製本するので、黒表紙および穴開け不要。

電子データについては、巻末の「修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領」（以下「取扱要領」という）参照のこと。

また論文および論文要旨のコピー代は、可能な限り法学研究科で負担する。ただし、法学資料室のコピー機を使用した場合に限る。

⑤ その他の提出書類

博士論文審査申請書（取扱要領様式1）	1通
論文目録（取扱要領様式4）	4通
履歴書（取扱要領様式5）	4通
博士論文のインターネット公表確認書（取扱要領様式6）	1通
博士論文の要約（博士論文の全文を公表できない場合のみ）	正本1部、副本（コピー）3部、電子データ

⑥ 製本代の負担

論文は、合格となった場合、提出部数の2部（正本1部、副本1部）を製本することになるが、その製本代は、合格者の負担となる。

【黒表紙に貼付する用紙】

黒表紙には、題目等を記載した次のような書式の用紙（15×10cm程度）を貼付すること。

（横書の場合）

2022年度 博士論文 指導教員名 題 目 成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名
--

2022年度 博士論文要旨 指導教員名 題 目 成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名
--

（縦書の場合）

二〇二二年度 博士論文 指導教員名 題 目 成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名
--

二〇二二年度 博士論文要旨 指導教員名 題 目 成城大学大学院 法学研究科法律学専攻 学籍番号 氏名
--

Ⅱ 口述試験

口述試験は、論文提出の日から、3ヶ月以内に行われる。試験の日時等は、掲示等で知らせる。

Ⅲ 博士課程の修了および学位の授与

- ① 3年次、4年次、5年次または6年次に在籍する学生が博士論文を当該年度の12月に提出し、論文の審査および最終試験に合格した場合には、当該学生は、当該年度の3月に博士課程修了となり、博士（法学）の学位を授与される。
- ② 3年次、4年次または5年次に在籍する学生が博士論文を翌年度の5月に提出し、論文の審査および最終試験に合格した場合には、当該学生は、翌年度の9月に博士課程修了となり、博士（法学）の学位を授与される。

社会イノベーション 研究科

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻の 人材育成の目的と3つの方針	88
社会イノベーション研究科 科目番号体系	90
社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 履修規定	
博士課程前期	91
博士課程後期	93
社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程前期 2022年度研究指導計画書・修士論文／課題研究報告	95
社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程後期 2022年度研究指導計画書・博士論文	96
社会イノベーション研究科 論文審査基準	99

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻の 人材育成の目的と3つの方針

I 人材育成の目的

社会イノベーション専攻は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を養成することを、また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

II 課程の修了の 認定に関する方針 (ディプロマ・ポリシー)

1. 博士課程前期：修士（社会イノベーション学）

下記の要件を有し、本課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、中間発表を経て修士論文（あるいは課題研究報告）を作成・提出し、その審査および最終試験に合格した者について博士課程前期の課程を修了したことを認める。

- (1) イノベーションについての専門知識と理論を習得し、その問題を研究する能力を有していること。
- (2) イノベーションの創造・生成に関する理論を習得し、研究する能力、イノベーションの普及とその社会的影響を考察し、多角的・総合的に解明する能力を有していること。

2. 博士課程後期：博士（社会イノベーション学）

下記の要件を有し、本課程に3年以上在学して所定の単位を修得し、中間発表を経て博士論文を作成・提出し、その審査および最終試験に合格した者について博士課程後期の課程を修了したことを認める。

- (1) イノベーションに関する高度の専門能力を活かして、研究者として創造的な活動を展開できる能力を身につけていること。

III 教育課程の編成及び 実施に関する方針 (カリキュラム・ポリシー)

課程の修了の認定に関する方針に示す能力を身につけさせるため、以下に示す方針により教育課程を編成して実施する。

1. 博士課程前期

指導教授を定め、その指導の下で修士論文（あるいは課題研究報告）を作成する。そのための基礎となる科目を経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の領域に配置し、所定の単位を修得するものとする。

- (1) イノベーションに関する専門知識を体系的に習得できるよう、段階的なカリキュラムを提供する。
- (2) イノベーションの一連のプロセスを総合的にとらえるため、経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の4研究領域を設定する。

Ⅳ 入学者の受入に 関する方針 (アドミッション・ポリシー)

- (3) 4研究領域の相互関連を意識した、イノベーション研究の基盤となる授業科目群からなる基盤科目と、より専門に特化した授業科目群からなる発展科目という科目区分を置く。
- (4) 発展科目には、イノベーションの生成・創造・普及・影響に関して、経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の側面から解明する授業科目を配置する。
- (5) イノベーションに関する理論的・実証的な研究を進め、修士論文の作成を指導する研究指導科目を配置する。

2. 博士課程後期

指導教授を定め、その指導の下で博士論文を作成する。そのために必要な科目を経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の領域に配置し、所定の単位を修得するものとする。

- (1) イノベーションの一連のプロセスを総合的にとらえるため、経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の4研究領域を設定する。
- (2) イノベーションの生成・創造・普及・影響に関して、経済（政策）、経営（戦略）、心理、社会の側面から解明する特殊研究授業科目を配置する。
- (3) イノベーションに関する理論的・実証的な研究を進め、博士論文の作成を指導する研究指導科目を配置する。

1. 博士課程前期

本専攻は、大学で専門的教養・知識を習得した、下記のような関心や意欲を持つ人材を受け入れる。

- (1) イノベーション研究へ強い関心を抱き、研究を進めるにあたっての基本的な学力を有する人。
- (2) イノベーションおよびその関連領域についての知識の習得およびその活用に強い意欲を有する人。

なお、これには、社会の多様なニーズに応えるため、より高度の知識の習得を目指す、イノベーションに関わる分野に従事している社会人やイノベーションに関心を抱く中高年層も含まれる。

2. 博士課程後期

本専攻は、博士課程前期でイノベーション研究に関連する分野で高い専門的能力を習得した、下記のような関心や意欲を持つ人材を受け入れる。

- (1) イノベーション研究へ強い関心を抱き、研究を進めるにあたっての専門的な学力を有する人。
- (2) イノベーションおよびその関連領域についての知識の習得およびその活用に強い意欲を有する人。

社会イノベーション研究科 科目番号体系

【例】 社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程前期における「イノベーション経済論研究」

MIN - LFE - 5 - 5100

① 教育課程

② 科目区分・研究領域

③ 科目配当年次記号

④ 科目位置づけ記号

⑤ 識別番号

この科目番号であることにより、この科目は、社会イノベーション研究科社会イノベーション専攻博士課程前期の教育課程において「授業科目・基盤科目」という科目区分及び「経済（政策）」という研究領域に位置づけられており、配当年次及び科目位置づけは、いずれも「博士課程前期」に対応するものであることを示している。

① 教育課程

M I N	社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程前期
D I N	社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程後期

② 科目区分・研究領域

科目区分（第1桁）		科目区分（第2桁）	
（博士課程前期）			
L	授業科目	F	基盤科目
		A	発展科目
S	研究指導科目	X	〈すべての科目に共通する。〉
（博士課程後期）			
L	授業科目	X	〈すべての科目に共通する。〉
S	研究指導科目	X	〈すべての科目に共通する。〉

研究領域	
（博士課程前期・後期共通）	
E	経済（政策）
M	経営（戦略）
P	心理
S	社会

③ 科目配当年次記号

（博士課程前期）	
5	博士課程前期において履修できる科目
（博士課程後期）	
7	博士課程後期において履修できる科目

④ 科目位置づけ記号

（博士課程前期）	
5	博士課程前期科目
（博士課程後期）	
7	博士課程後期科目

⑤ 識別番号

（博士課程前期・後期共通）	
各科目に、原則として異なる識別番号が付与される。 ただし、共通する科目名である授業科目と研究指導科目については、共通する。 以下のように、研究領域に応じて、識別番号が付与される。	
100～299	経済（政策）
300～499	経営（戦略）
500～699	心理
700～899	社会

社会イノベーション研究科

履修規定

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程前期

1 修了要件

2年以上在学し、指導教員による指導のもとに、授業科目**24単位**及び研究指導**8単位**の合計**32単位**以上を修得し、修士論文又は課題研究報告※¹を作成して提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

標準 修業年限	修 了 要 件 単 位 数					論文・最終試験	
	授 業 科 目			研究指導	計		
2年	基盤科目※2		6	24	8	32	修士論文又は課題研究報告の審査及び最終試験に合格すること。
	発展科目※3	自研究領域	10				
		他研究領域	8				

※¹ 成城大学大学院学則第20条第2項に定める「特定の課題についての研究の成果」を、本研究科では「課題研究報告」という。

※² 基盤科目は、指導教員の所属する研究領域（自研究領域）の1科目2単位を含めて、3科目計6単位以上を修得しなければならない。

なお、基盤科目の中から6単位を超えて修得した単位は、発展科目（他研究領域）の修了要件単位の一部に充当することができる。

※³ 発展科目は、指導教員の所属する研究領域（自研究領域）から10単位、指導教員の所属する研究領域以外（他研究領域）から8単位を含めた計18単位以上を修得しなければならない。

なお、発展科目は、同一名称の科目を年度を重ねて履修し、修得した単位を修了要件単位に算入することができる。

2 指導教員

① 学生は、社会イノベーション研究科専任教員の中から指導教員を定め、その研究指導を在学期間を通じて履修しなければならない。

なお、指導教員が指名する副指導教員による指導も併せて受けるものとする。

② 学生は、授業科目の選択及び修士論文又は課題研究報告（以下「論文」という。）の作成について、指導教員の承認を得なければならない。

論文提出予定者は、提出予定年度の前期と後期の各1回、合計2回開催される中間発表会で論文のテーマ、問題意識、構成等について途中経過を発表しなければならない。

* 修士論文

論文としての総合性（構成、論理性、文献の質と量など）が要求される。

* 課題研究報告

特定の課題における調査・分析・レビュー・実務的な問題解決等について研究した成果を報告するものである。

※ 修士論文及び課題研究報告の提出要領については、95ページ以降を参照すること。

3 履修上の注意点

① 授業科目は、半期開講1科目2単位、研究指導は、通年開講1科目4単位である。

② 指導教員が特に履修を指示した**経済学研究科、文学研究科及び法学研究科の博士課程前期の授業科目**（指示経済学研究科科目、指示文学研究科科目及び指示法学研究科科目という）は、修了に必要な**発展科目・他研究領域の単位**として**4単位**まで認める。

③ 指導教員が必要と認めるとき、学生は、本学社会イノベーション学部の開設科目を履修することができる。ただし、当該科目について修得した単位を**修了要件単位に算入することはできない**。

④ 本研究科入学前に修得した大学院開設科目の単位については、修了に必要な単位として認定することができる場合がある。詳細については、研究科事務室において確認すること。

博士課程前期 授業科目及び研究指導配当表

社会イノベーション専攻

〈基盤科目〉

(授業科目)

領 域	授 業 科 目	単位
経 済 (政策)	イノベーション経済論研究	2
経 営 (戦略)	イノベーション戦略論研究	2
心 理	イノベーション心理論研究	2
社 会	イノベーション社会論研究	2

〈発展科目〉

領 域	授 業 科 目	単位
経 済 (政策)	※産 業 組 織 論 研 究	2
	※知 識 経 済 論 研 究	2
	イノベーション政策論研究	2
	※グローバルガバナンス論研究	2
	金 融 シ ス テ ム 論 研 究	2
	金融イノベーション論研究	2
経 営 (戦略)	※経 営 戦 略 論 研 究	2
	現 代 企 業 論 研 究	2
	ロジスティクス論研究	2
	企 業 評 価 論 研 究	2
	経 営 組 織 論 研 究	2
	グローバル・イノベーション・マネジメント論研究	2
	研 究 開 発 管 理 論 研 究	2
	市 場 調 査 論 研 究	2
心 理	社 会 心 理 学 研 究	2
	認 知 心 理 学 研 究	2
	意 思 決 定 論 研 究	2
	メ デ ィ ア 心 理 論 研 究	2
	パ ー ソ ナ リ テ ィ 心 理 学 研 究	2
	ヒューマンインターフェイス論研究	2
	心 理・社 会 調 査 論 研 究 I	2
社 会	心 理・社 会 調 査 論 研 究 II	2
	※社 会 変 動 論 研 究	2
	社 会 シ ス テ ム 論 研 究	2
	生 活 福 祉 論 研 究	2
	環 境 社 会 論 研 究	2
	※社 会 文 化 論 研 究	2
	地 域 文 化 論 研 究	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

領 域	研 究 指 導	単位
経 済 (政策)	※イノベーション経済論演習	4
	イノベーション政策論演習	4
	※グローバルガバナンス論演習	4
	金 融 シ ス テ ム 論 演 習	4
	金融イノベーション論演習	4
経 営 (戦略)	※イノベーション戦略論演習	4
	※現 代 企 業 論 演 習	4
	※ロジスティクス論演習	4
	企 業 評 価 論 演 習	4
	経 営 組 織 論 演 習	4
	グローバル・イノベーション・マネジメント論演習	4
	研 究 開 発 管 理 論 演 習	4
心 理	イノベーション心理論演習	4
	認 知 心 理 学 演 習	4
	意 思 決 定 論 演 習	4
	メ デ ィ ア 心 理 論 演 習	4
	パ ー ソ ナ リ テ ィ 心 理 学 演 習	4
	ヒューマンインターフェイス論演習	4
社 会	※イノベーション社会論演習	4
	社 会 シ ス テ ム 論 演 習	4
	生 活 福 祉 論 演 習	4
	環 境 社 会 論 演 習	4
	※社 会 文 化 論 演 習	4
	地 域 文 化 論 演 習	4

注) ※印の科目は本年度休講である。

1 修了要件

3年以上在学し、指導教員による指導のもとに、授業科目**8単位**及び研究指導**12単位**の合計**20単位**以上を修得し、博士論文を作成して提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

標準 修業年限	修了要件単位数				論文・最終試験	
	授業科目※1		研究指導	計		
3年	自研究領域	4	8	12	20	博士論文の審査及び最終試験に合格すること。
	他研究領域	4				

※1 授業科目は、指導教員の所属する研究領域（自研究領域）から4単位、指導教員の所属する研究領域以外（他研究領域）から4単位を含めた計8単位以上を修得しなければならない。

なお、授業科目は、同一名称の科目を年度を重ねて履修することはできるが、修得した単位を重複して修了要件単位に算入することはできない。

2 指導教員

- ① 学生は、社会イノベーション研究科専任教員の中から指導教員を定め、その研究指導を原則として在学期間を通じて履修しなければならない。
なお、指導教員が指名する副指導教員による指導も併せて受けるものとする。
- ② 学生は、授業科目の選択及び博士論文の作成について、指導教員の承認を得なければならない。博士論文の提出要領については、97ページ以降を参照すること。

3 履修上の注意点

- ① 授業科目は、半期開講1科目2単位、研究指導は、通年開講1科目4単位である。
- ② 社会イノベーション専攻博士課程前期では、イノベーションに関する共通認識を修得するため、各研究領域の総論的な科目として「基盤科目」を開設している（92ページ参照）。その趣旨を踏まえて、博士課程後期から入学する学生については、基盤科目を自主的に聴講することが望ましい。
- ③ 本研究科入学前に修得した大学院開設科目の単位については、修了に必要な単位として認定することができる場合がある。詳細については、研究科事務室において確認すること。

博士課程後期 授業科目及び研究指導配当表

社会イノベーション専攻

(授業科目)

領 域	授 業 科 目	単位
経 済 (政策)	イノベーション経済論特殊研究	2
	イノベーション政策論特殊研究	2
	※グローバルガバナンス論特殊研究	2
	金融システム論特殊研究	2
	金融イノベーション論特殊研究	2
経 営 (戦略)	※イノベーション戦略論特殊研究	2
	※現代企業論特殊研究	2
	※ロジスティクス論特殊研究	2
	企業評価論特殊研究	2
	経営組織論特殊研究	2
心 理	イノベーション心理論特殊研究	2
	認知心理学特殊研究	2
	メディア心理論特殊研究	2
	パーソナリティ心理学特殊研究	2
	ヒューマンインターフェイス論特殊研究	2
社 会	※イノベーション社会論特殊研究	2
	社会システム論特殊研究	2
	生活福祉論特殊研究	2
	環境社会論特殊研究	2
	※社会文化論特殊研究	2

注) ※印の科目は本年度休講である。

(研究指導)

領 域	研 究 指 導	単位
経 済 (政策)	※イノベーション経済論特殊演習	4
	イノベーション政策論特殊演習	4
	※グローバルガバナンス論特殊演習	4
	金融システム論特殊演習	4
	金融イノベーション論特殊演習	4
経 営 (戦略)	※イノベーション戦略論特殊演習	4
	※現代企業論特殊演習	4
	※ロジスティクス論特殊演習	4
	企業評価論特殊演習	4
	経営組織論特殊演習	4
心 理	イノベーション心理論特殊演習	4
	認知心理学特殊演習	4
	メディア心理論特殊演習	4
	パーソナリティ心理学特殊演習	4
	ヒューマンインターフェイス論特殊演習	4
社 会	※イノベーション社会論特殊演習	4
	社会システム論特殊演習	4
	生活福祉論特殊演習	4
	環境社会論特殊演習	4
	※社会文化論特殊演習	4

注) ※印の科目は本年度休講である。

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程前期 2022年度研究指導計画書・修士論文／課題研究報告

I 研究指導計画書

大学院では、指導教員が学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示することを目的として研究指導計画書を作成する。
これにより、学生は、当該年度における研究計画について、指導教員は、個々の学生に対する研究指導計画を立てることになる。

1 提出期限 5月31日(火) 16:30

2 提出場所 教務部

3 記入項目 学生は、研究計画欄のみ記入し、指導教員と相談の上、指導教員に研究指導計画欄を記入してもらうこと。

4 用紙入手方法 本学インターネット・サイトより所定のファイル(用紙)をダウンロードすること。

II 中間発表会

2022年度に修士論文又は課題研究報告(以下「論文」という。)を提出しようとする者は、その作成に当たり、当該年度の前・後期各1回開催される中間発表会において途中経過を報告しなければならない。中間発表会は公開とし、原則として本学の教員及び学生が出席できるものとする。詳細については、別途掲示するが、各回の中間発表会において求められる報告内容は、下記の通りである。

【中間発表会において求められる報告内容】

第1回 中間発表会 問題意識、先行研究のレビュー、論点整理等を含むもの

第2回 中間発表会 方法論的検討、仮説や理論枠組みの提示、論文構成と概要等を含むもの

III 題目届

別途掲示される指示に従い、題目届を提出すること。

IV 修士論文／課題研究報告提出要領

1 提出期限 1月13日(金) 16:30
原則として本人が提出すること(郵送不可)。

2 提出場所 教務部

3 提出書類等 題目届: 1通
修士論文又は課題研究報告(特定の課題についての研究の成果)(以下、単に「論文」という.):
正本1部、副本(コピー)3部
論文の内容の要旨: 正本1部、副本(コピー)3部
① 論文の正本は、製本することから、これに黒表紙を付けたり穿孔して綴じることが、不要である。なお、論文の本体の前に扉(中表紙)を付け、扉(中表紙)には、論文題目・氏名等所定事項(課程修了予定年度、「修士論文」又は「課題研究報告」の別、指導教員名、題目(副題を含む。))、「成城大学大学院」、「社会イノベーション研究科」、「社会イノベー

ション専攻」、学籍番号、氏名)を記載すること。

- ② 論文の副本はいずれも、黒表紙を付けて綴じること。なお、黒表紙には、論文題目・氏名等所定事項を記載した用紙を貼付すること。また、論文の本体の直前に扉(中表紙)を付け、扉(中表紙)にも論文題目・氏名等所定事項を記載すること。
- ③ 論文の内容の要旨は、概ね4,000字程度で、A4判横書とする。これに黒表紙を付けて綴じること、不要である。なお、論文の内容の要旨の前に扉(中表紙)を付け、扉(中表紙)にも論文題目・氏名等所定事項を記載すること。

【黒表紙の作成方法】

黒表紙には、以下に示す様式にあるように、論文題目・氏名等所定事項を記載した用紙(15cm×10cm程度)を貼付すること。

(横書の場合)	(縦書の場合)
2022年度 修士論文(又は課題研究報告) 指導教員名 題 目 成城大学大学院 社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 学籍番号 氏 名	二〇二二年度 修士論文(又は課題研究報告) 指導教員名 題 目 成城大学大学院 社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 学籍番号 氏 名

4 製 本

審査に合格した論文の正本は、図書館保存用として大学指定業者により製本するので、論文提出者は、論文に製本料4,000円を添えて教務部に提出するものとする。

V 面接試験

1月下旬～2月上旬を予定している。期日、時間等、詳細については、1月25日(水)までに3号館4階社会イノベーション研究科掲示板にて告知する。

社会イノベーション研究科 社会イノベーション専攻 博士課程後期 2022年度研究指導計画書・博士論文

I 研究指導計画書

大学院では、指導教員が学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示することを目的として研究指導計画書を作成する。

これにより、学生は、当該年度における研究計画について、指導教員は、個々の学生に対する研究指導計画を立てることになる。

1 提出期限 5月31日(火) 16:30

2 提出場所 教務部

3 記入項目 学生は、研究計画欄のみ記入し、指導教員と相談の上、指導教員に研究指導計画欄を記入してもらうこと。

4 用紙入手方法

本学インターネット・サイトより所定のファイル（用紙）をダウンロードすること。

II

博士論文提出要領

1 提出要件

博士課程後期に在学する者が博士論文を提出しその審査を申請するときは、次の2つの要件を満たしていなければならない。

- ① 指導教員の同意があること。
- ② 以下に掲げるいずれかの業績があること。
 - 1) 『成城大学社会イノベーション研究』での論文掲載（掲載予定を含む）
 - 2) 査読つき学術雑誌での論文掲載（掲載予定を含む）
 - 3) 学会発表（原則として全国大会での口頭発表）
 - 4) その他これらと同等以上の業績

2 論文提出申込 (審査予備申請)

6月末又は11月末

課程博士論文を提出しようとする者は、論文題目、目次、要旨等を記載した論文審査予備申請書を、業績及び指導教員の同意書を添えて、研究科事務室に提出する。

3 中間発表会

7月～11月又は12月～3月の間に2回以上

論文提出申込者は、博士論文中間発表会において論文概要とその主要部分について報告しなければならない。中間発表会は公開とし、原則として本学の教員及び学生が出席できる。

4 論文提出及び 審査申請

11月又は4月

論文提出申込者は、中間発表会終了後、必要な加筆・訂正を行い、博士論文審査申請書及び博士論文を提出し、論文の内容の要旨も添えて、博士論文の審査を申請する。

論文は、原則として本人が提出すること（郵送不可）。

5 論文提出及び 審査申請場所

教務部

6 審査延期の 申請

11月又は4月

この段階で、1回に限り、博士論文の審査を次回に延期する申請を行うことができる。なお、詳細については、研究科事務室において確認すること。

7 提出書類等

博士論文審査申請書： 1通

博士論文： 正本1部、副本（コピー）5部、電子データ

論文の内容の要旨： 正本1部、副本（コピー）3部、電子データ

論文目録： 4通

履歴書： 4通

博士論文のインターネット公表確認書：

1通

- ① 本「履修の手引」末尾に所収されている「修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に関する取扱要領」も参照し、電子データの形式等を確認するとともに、要すれば、さらに所定の書類も提出すること。
- ② 論文の正本及び副本のうちの1部は、製本することから、これに黒表紙を付けたり穿孔して綴じることが、不要である。なお、論文の本体の前に扉（中表紙）を付け、扉（中表紙）には、論文題目・氏名等所定事項（課程修了予定年度、「博士論文」、指導教員名、題目（副題を含む。）、「成城大学大学院」、「社会イノベーション研究科」、「社会イノベーション専攻」、学籍番号、氏名）を記載すること。
- ③ 論文の副本のうちの残り4部はいずれも、黒表紙を付けて綴じること。なお、論文題目・氏名等所定事項を記載した用紙を貼付すること。また、論文の本体の直前に扉（中表紙）を付け、扉（中表紙）にも論文題目・氏名等所定事項を記載すること。
- ④ 論文の内容の要旨は、3,000字以内とし、A4判とする。これに黒表紙を付けて綴じることが、不要である。なお、論文の内容の要旨の前に扉（中表紙）を付け、扉（中表紙）にも論文題目・氏名等所定事項を記載すること。

【黒表紙の作成方法】

黒表紙には、以下に示す様式にあるように、論文題目・氏名等所定事項を記載した用紙（15cm×10cm程度）を貼付すること。

（横書の場合）

2022年度 博士論文
指導教員名

題 目

社会イノベーション研究科
社会イノベーション専攻
学籍番号
氏 名

（縦書の場合）

二〇二二年度 博士論文
指導教員名

題 目

社会イノベーション
研究科
学籍番号
氏 名

申請書類等に関して、不明の点がある場合は、教務部又は研究科事務室において確認すること。

Ⅲ 審査の概要

1 論文審査及び最終試験

論文審査及び最終試験：1月又は6月
提出された論文の審査及び最終試験が実施される。

2 課程修了の判定

課程修了の判定：2月又は9月
課程修了要件を満たした者には、博士（社会イノベーション学）の学位が授与される。

課程博士論文 審査日程の概要

	提出申込（審査予備申請）の時期	
	6月末の場合	11月末の場合
(1) 論点提出申込（審査予備申請）	6月末	11月末
(2) 中間発表会（2回以上の報告）	7月～11月	12月～3月
(3) 論文提出及び審査申請又は審査延期申請	11月	4月
(4) 論文審査及び最終試験の実施	1月	6月
(5) 課程修了の判定	2月	9月

Ⅳ 博士論文の公表

博士の学位を授与された者は、学位が授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。

社会イノベーション研究科 論文審査基準

(修士論文審査基準)

1. 修士論文は、当該学問の研究対象と基本的な方法論を正しく理解し、その研究分野を過不足なく見渡すに十分な学識が認められること、そしてその基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していることが必要とされる。
2. 審査は、以下の項目について行われる。
 - (1) 研究テーマの妥当性： 問題意識および問題設定が明確であること。
 - (2) 情報収集・分析能力： 主要な専門的概念や先行研究・学説などについて十分な知見を有し、必要に応じてそれらと批判的に対峙していること。
 - (3) 研究方法の適切性： 設定した研究テーマに即した、適切な研究方法、あるいは論証方法が使用されていること。
 - (4) 論の展開： 客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
 - (5) 文章能力： 論文にふさわしい文体であること。

(課題研究報告審査基準)

1. 課題研究報告は、研究テーマについての的確な分析を行い、当該研究分野について十分な学識が認められること、そしてその基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していることが必要とされる。
2. 審査は、以下の項目について行われる。
 - (1) 研究テーマの妥当性： 問題意識および問題設定が明確であること。
 - (2) 情報収集・分析能力： 研究テーマである特定の課題について関連する情報を十分に収集し、的確な分析を行っていること。
 - (3) 研究方法の適切性： 設定した研究テーマに即した、適切な研究方法、あるいは論証方法が使用されていること。
 - (4) 論の展開： 客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
 - (5) 文章能力： 課題研究報告にふさわしい文体であること。

(博士論文審査基準)

1. 博士論文は、当該学問の研究対象と基本的な方法論を正しく理解し、その研究分野を過不足なく見渡すに十分な学識が認められ、その基礎の上に、独自の視点によって研究テーマを設定していること、および学術的な水準の高さに加え、独自の問題提起がなされ、独創的な研究成果が提示されていること、当該論文から出発して、その分野においてさらに研究を発展させ、新たな知見を付け加える可能性が認められること、そして当該論文をもって著者が今後当該の学問領域でオリジナルな貢献をするための基盤が築かれていることが必要とされる。
2. 審査は、以下の項目について行われる。
 - (1) 研究テーマの妥当性： 問題意識および問題設定が明確であること。
 - (2) 情報収集・分析能力： 主要な専門的概念や先行研究・学説などについて十分な知見を有し、必要に応じてそれらと批判的に対峙していること。
 - (3) 研究方法の適切性： 設定した研究テーマに即した、適切な研究方法、あるいは論証方法が使用されていること。
 - (4) 論の展開： 客観的かつ説得的に書かれていること。論の展開に矛盾や飛躍がないこと。
 - (5) 文章能力： 論文にふさわしい文体であること。

教職課程【2019年度以降入学者用】

1 本学大学院 教職課程の理念

本学大学院では、高度にして専門的な学術の理論とその応用とを研究し、それらの深奥を究めるとともに人間の尊厳を自覚した社会人として、文化の進展と人類の福祉とに寄与すべき人物を養成することを目的としている。

専門的知識と高い研究能力をもって社会に貢献できる人物として、研究者のみならず教員を養成することは各研究科の重要な社会的使命の一つであり、教職課程においてはその使命を全うすべく、自らの学びを深める中で教育への関心・意識をもさらに深め、幅広い教養を基盤として、真摯に各教科の指導に当たることのできる教員の養成を目指している。

2 大学院で取得できる免許の種類と教科

第1表 大学院で取得できる免許の種類と教科

研究科名	専攻名	免許の種類と教科
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（地理歴史科） 高等学校教諭専修免許（公民科）
文学研究科	国文学専攻	中学校教諭専修免許（国語科） 高等学校教諭専修免許（国語科）
	英文学専攻	中学校教諭専修免許（英語科） 高等学校教諭専修免許（英語科）
	日本常民文化専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（地理歴史科）
	ヨーロッパ文化専攻	中学校教諭専修免許（ドイツ語科） 高等学校教諭専修免許（ドイツ語科） 中学校教諭専修免許（フランス語科） 高等学校教諭専修免許（フランス語科）
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（公民科）

3 免許取得の条件

第2表 免許取得の条件

免許の種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数 教科及び教職に関する科目
中学校教諭専修 高等学校教諭専修		修士の学位を有すること	83

① 一種免許を取得済みの場合

一種免許を取得済みの者は、既に「教科及び教職に関する科目」のうち59単位分を修得したものとみなされるため、博士課程前期を修了し、教職課程対象授業科目を24単位以上修得することにより、専修免許を取得できる。ただし、その場合、取得済みの一種免許と、取得を希望する専修免許の教科が同一であることが条件となる。なお、**教職課程対象授業科目については、必ず教務部に確認すること。**

修了時に専修免許の取得を希望する者は、**開講時に既取得免許状の写し（両面）を持参の上、教務部に必ず申し出ること**（申し出た後については、次ページの4・5を参照のこと）。

② 一種免許が未取得の場合

大学院在学中に学部開設の教職課程関連科目を履修し、一種免許状取得の所要資格を満たしたうえで、大学院において教職課程対象授業科目を24単位修得し、博士課程前期を修了することで、専修免許を取得できる。この場合、学部在学中の単位修得状況により、修得すべき学部開設科目が異なるため、本学の大学院で新たに免許を取得しようとする者は、必ず各自の出身大学で発行する「学力に関する証明書」を持参のうえ、教務部に問い合わせること。

なお、成城大学で教職課程登録を行っていない者は、教職課程費が必要となる。履修に当たっては、大学ホームページに公開されている、学部の「履修の手引」の教職課程部分を熟読のこと。

4 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付について (修了年次生)

第2表に定められた所要資格を有する見込みの3月修了年次生は、本学を通して東京都教育委員会にて教員免許取得に必要な単位数の審査を受けることができる。この審査に合格した者については、学位記授与式当日に免許状が交付される。

免許取得に必要な単位を修得し、3月に修了が確定した者については、修了確定者発表と同時に免許取得者の名簿を掲示する。

本件に関する関連事項の手続きとおおよその日程は下記のとおりである。詳細は、Campus Square for Webや教職課程掲示板にて別途案内する。

免許状記載項目等の確認作業(修了年次の11月)

また、秋(9月)修了する学生については、修了後に個人申請にて免許状を取得する必要がある。そのため、学位記授与日当日に免許状が交付されない。詳しくは教務部教職課程担当に確認すること。

5 教育職員免許状取得見込証明書等の発行について

教員採用試験等に必要な教育職員免許状取得見込証明書は、教務部にて発行する。

なお、免許取得後における教育職員免許状授与証明書の発行、免許状の書き換え、再交付等の申請は、免許状授与権者である東京都教育委員会に各人が行うこと。問い合わせ先は、下記のとおりである。

東京都教育庁人事部選考課 免許担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎14階
TEL: 03-5320-6788
メールアドレス: S9000017@section.metro.tokyo.jp

6 教育職員免許状の有効期間について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入され、2009年4月以降に授与された免許状には、10年間の有効期間が定められている。そのため、2010年3月の修了生から、有効期間付の免許状となっている。

教職課程【2018年度以前入学者用】

1 本学大学院 教職課程の理念

本学大学院では、高度にして専門的な学術の理論とその応用とを研究し、それらの深奥を究めるとともに人間の尊厳を自覚した社会人として、文化の進展と人類の福祉とに寄与すべき人物を養成することを目的としている。

専門的知識と高い研究能力をもって社会に貢献できる人物として、研究者のみならず教員を養成することは各研究科の重要な社会的使命の一つであり、教職課程においてはその使命を全うすべく、自らの学びを深める中で教育への関心・意識をもさらに深め、幅広い教養を基盤として、真摯に各教科の指導に当たることのできる教員の養成を目指している。

2 大学院で取得できる免許の種類と教科

第1表 大学院で取得できる免許の種類と教科

研究科名	専攻名	免許の種類と教科
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（地理歴史科） 高等学校教諭専修免許（公民科）
	経営学専攻	高等学校教諭専修免許（商業科）
文学研究科	国文学専攻	中学校教諭専修免許（国語科） 高等学校教諭専修免許（国語科）
	英文学専攻	中学校教諭専修免許（英語科） 高等学校教諭専修免許（英語科）
	日本常民文化専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（地理歴史科）
	ヨーロッパ文化専攻	中学校教諭専修免許（ドイツ語科） 高等学校教諭専修免許（ドイツ語科） 中学校教諭専修免許（フランス語科） 高等学校教諭専修免許（フランス語科）
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許（社会科） 高等学校教諭専修免許（公民科）

3 免許取得の条件

第2表 免許取得の条件

免許の種類	所要資格	基礎資格	最低修得単位数	
			教職に関する科目	教科に関する科目
中学校教諭専修 高等学校教諭専修		修士の学位を有すること	31	60

- ① 教科に関する科目の修得単位数とは、大学で36単位、大学院で24単位、計60単位をいう。
- ② 大学院での教科に関する科目の単位修得方法は、免許教科ごとに指定されている科目群から24単位以上修得すること。なお、**教職課程対象授業科目については、必ず教務部に確認すること。**

4 免許の取得について

① 一種免許を取得済みの場合

一種免許を取得済みの者は、博士課程前期を修了し、教科に関する科目の規定単位数を修得することにより、免許取得の申請手続きを行えば、専修免許を取得できる。ただし、その場合、取得済みの一種免許と、取得を希望する専修免許の教科が同一であることが条件となる。

修了時に専修免許の取得を希望する者は、**開講時に既取得免許状の写しを持参の上、教務部に必ず申し出ること**（申し出た後については、次ページの5・6を参照のこと）。

② 一種免許が未取得の場合

学部在学中に一種免許を取得していない場合、大学院在学中に学部開設科目を履修し、所定の単位を修得することにより所要資格を満たすことができる。この場合、教職に関する科目および教科に関する科目の双方またはいずれかについて単位を修得しなければならないケースと、一部の不足単位（科目）を修得するだけで済むケースとがある。いずれも学部在学中に修得した単位が、免許取得に必要な単位としてどの程度認められるか、事前に各自の出身大学で発行される「学力に関する証明書」で確認・把握すること。本学の大学

院で新たに免許を取得しようとする者は必ず、「学力に関する証明書」を持参の上、教務部に問い合わせること。

なお、成城大学で教職課程登録を行っていない者は、教職課程費が必要となる。履修に当たっては、大学ホームページに公開されている、学部の「履修の手引」の教職課程部分を熟読のこと。

**5 教育職員免許状の申請手続・免許状の交付について
(修了年次生)**

第2表に定められた所要資格を有する見込みの3月修了年次生は、本学を通して東京都教育委員会にて教員免許取得に必要な単位数の審査を受けることができる。この審査に合格した者については、学位記授与式当日に免許状が交付される。

免許取得に必要な単位を修得し、3月に修了が確定した者については、修了確定者発表と同時に免許取得者の名簿を掲示する。

本件に関する関連事項の手続きとおおよその日程は下記のとおりである。詳細は、Campus Square for Webや教職課程掲示板にて別途案内する。

免許状記載項目等の確認作業（修了年次の11月）

また、秋（9月）修了する学生については、修了後に個人申請にて免許状を取得する必要がある。そのため、学位記授与日当日に免許状が交付されない。詳しくは教務部教職課程担当に確認すること。

6 教育職員免許状取得見込証明書等の発行について

教員採用試験等に必要な教育職員免許状取得見込証明書は、教務部にて発行する。

なお、免許取得後における教育職員免許状授与証明書の発行、免許状の書き換え、再交付等の申請は、免許状授与権者である東京都教育委員会に各人が行うこと。問い合わせ先は、下記のとおりである。

東京都教育庁人事部選考課 免許担当
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二本庁舎14階
TEL：03-5320-6788
メールアドレス：S9000017@section.metro.tokyo.jp

7 教育職員免許状の有効期間について

2007年6月の改正教育職員免許法の成立により、2009年4月より教員免許更新制が導入され、2009年4月以降に授与された免許状には、10年間の有効期間が定められている。そのため、2010年3月の修了生から、有効期間付の免許状となっている。

学芸員課程（文学研究科のみ対象）

I

学芸員資格

1 博物館と学芸員

「博物館」とは、博物館法第2条の定義によれば、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」であり、美術館、資料館、郷土館、動物園、水族館等も含んでいる。

このような「博物館」は、博物館相当施設まで加えると国公立あわせて全国に1,000以上あり、図書館や公民館などとともに社会教育上欠かせない施設となっている。また、我が国の学術や文化の向上発展にも重要な役割を果たしている。

「学芸員」とは、これらの博物館・美術館等に勤務し、博物館資料の収集や保管・展示、および調査研究、さらにはそれらに関連する事業を担当する専門職員のことである。

博物館には、博物館法第4条第3項、および第4項に規定されている「学芸員」を置くことが義務付けられている。

博物館に学芸員として勤務するためには、学芸員の資格が必要である。

学芸員資格を取得するには、文部科学省の行う試験に合格するという方法もあるが、大学における学芸員の養成課程を履修して取得する方法が一般的である。

2 学芸員資格取得の条件

本学では、文芸学部において、博物館法第5条第1項の規定に従い、その養成を目的として**第1表**（必修科目）および**第2表**（選択科目）に示す授業科目を開設している。

学芸員となる資格を取得するにあたっては、学士の学位を有していることを前提に、必要な登録手続きを行い、学芸員課程として規定されている単位数を修得することが条件となっている。

3 学芸員資格証明書の交付

本課程に登録し、所定の単位を修得した者は、教務部で学芸員資格証明書を交付する。

学芸員課程に取り組むにあたっては、以下の説明会・ガイダンス等に必ず出席すること。なお、説明会・ガイダンス等に出席する際は、学生証を必ず持参すること（出席確認を行う）。

1 学芸員課程登録説明会

学芸員資格取得のために学芸員課程必修科目の履修を希望する学生は、下記日程で開催される「学芸員課程登録説明会」に出席し、指示に従って登録手続きを完了させなければならない。また、学芸員課程必修科目担当教員から博物館学芸員としての心構えや現状と将来などについての講演が行われるので、課程登録希望者は、必ず出席すること。

日 時	3月下旬開催予定。別途掲示等にて連絡する。
場 所	未定

〈学芸員課程費〉

※登録費として5,000円を所定の期間に納付しなければならない（納付方法については説明会当日に説明を行う）。一度納付した登録費は、いかなる事情があっても返還しない。また、課程登録後、やむを得ず辞退する場合は、必ず教務部まで申し出ること。

なお、「博物館実習」履修年度には、別途実習費として10,000円が必要となる。

詳細は後述する「博物館実習先開拓ガイダンス」にて説明する。

2 博物館実習先開拓ガイダンス

博物館実習をするためには、学生自ら実習館園を開拓しなければならない。そのため、実習をする前年度後期から希望する館園先を調査・決定し、応募要項に従って手続きを進める必要がある。

本ガイダンスでは、講師による博物館実習の意義、博物館実習開拓における心構え、博物館実習で学べきこと等の講演と、教務部による実習館園への連絡方法、応募手順、選考方法等についての説明を行う予定である。対象者（翌年度「博物館実習」科目履修予定者）は必ず出席すること。

日 時	11月頃開催予定。別途掲示等にて連絡する。
場 所	未定
対 象	翌年度「博物館実習」科目履修予定者

〈博物館実習費〉

※実習館園が決定した学生は、実習費として10,000円を所定の期間に納付しなければならない（納付方法についてはガイダンス当日に説明を行う）。一度納付した実習費は、いかなる事情があっても返還しない。

3 博物館実習直前ガイダンス

本ガイダンスは授業の一環であり、博物館実習に関する事前指導のひとつである。講師からは博物館実習に臨む際に必要な心構えや全般の諸注意、教務部からは実習日誌の記入方法、実習に関する事務連絡を行う。本年度の博物館実習予定者は、必ず出席すること。

日 時	5月開催予定。別途掲示等にて連絡する。
場 所	未定
対 象	本年度「博物館実習」科目履修者

※直前ガイダンスのほか、別途「マナー講座」を開催予定であるので、あわせて出席すること。詳細は別途掲示等にて連絡する。

※他大学で修得した学芸員課程科目について

他大学で学芸員課程科目の一部を修得している場合は、学芸員課程登録の際に教務部まで相談すること。他大学での修得単位は、本学での修得単位として大学院設置基準に基づき10単位まで認定することが可能である。

なお、学芸員資格については、複数の大学で修得した単位を合算して資格の有無を認めることもできるため、本学では不足している科目の修得のみを行うことも可能である。この場合、前ページに記載する「学芸員資格証明書」は発行できず、単位を修得した全ての大学の成績証明書を提示することにより、資格を有することの証明を行うこととなる。

- 1 必修科目 第1表右欄の「本学開設の授業科目」に従い、19単位を修得すること。

第1表 必修科目

博物館法施行規則に基づく科目		本学開設の授業科目			
科目名	単位数	授業科目名	単位数	配当年次	備考
生涯学習概論	2	生涯学習概論	2	2年	半期科目
博物館概論	2	博物館概論	2	2年	
博物館経営論	2	博物館経営論	2	2年	
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2年	
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2年	
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2年	
博物館教育論	2	博物館教育論	2	2年	
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2年	
博物館実習	3	博物館実習（美術史）	3	3年	1科目を必修とする
		博物館実習（民俗学）			
		博物館実習（考古学）			

2 履修上の注意

第1表に示す必修科目は、修了に必要な単位には算入されない。
なお、学芸員課程登録の手続きをした者のみが履修できる。

3 「博物館資料論」・
「博物館資料保存論」
の履修

この科目はセットで履修することになっている。また、機材を使用する実習を含む授業であるため、履修者数に定員を設けている。
履修を希望する学生は、巻頭の『大学院 履修登録等に関する日程一覧』を参照し、学部開設予備申請科目申請期限までに教務部に申し出ること。なお、「博物館資料論」「博物館資料保存論」のいずれかの単位をすでに修得している者で、本年度にもう一方の科目の履修を希望する場合も、同様の日程で教務部に申し出ること。

4 「博物館実習」
の履修

- ① 法定基準にある「博物館実習」について、本学では、美術史、民俗学、考古学の3分野にわたって開設する。その中から1科目を修得すること。
- ② この科目は、美術館や博物館等での実習を含む授業であり、担当教員等の引率による実地研修もあるため、履修者数に定員を設けている。
履修を希望する学生は、巻頭の『大学院 履修登録等に関する日程一覧』を参照し、学部開設予備申請科目申請期限までに教務部に申し出ること。
- ③ 実習先の開拓については履修する前年度後期に行う「博物館実習先開拓ガイダンス」にて説明する。ガイダンスの詳細は掲示等によって周知する。

1 選 択 科 目

第2表に示す系列（A～D）から2系列以上にわたって8単位（1つの系列について最低4単位）以上を修得すること。

第2表 選択科目

系 列		単位数	本学開設の授業科目	
			授業科目名	単位数
A	文化史	4	文化史概論Ⅰ a	2
			文化史概論Ⅰ b	2
			文化史概論Ⅱ a	2
			文化史概論Ⅱ b	2
			文化史概論Ⅲ a	2
			文化史概論Ⅲ b	2
			日本文化史 a	2
			日本文化史 b	2
			東洋文化史 a	2
			東洋文化史 b	2
			西洋文化史 a	2
			西洋文化史 b	2
			文化史特殊講義Ⅰ a	2
			文化史特殊講義Ⅰ b	2
			文化史特殊講義Ⅱ a	2
			文化史特殊講義Ⅱ b	2
			文化史特殊講義Ⅲ a	2
			文化史特殊講義Ⅲ b	2
			文化史特殊講義Ⅳ a	2
			文化史特殊講義Ⅳ b	2
B	美術史	4	美術史入門 a	2
			美術史入門 b	2
			日本美術史一般講義 a	2
			日本美術史一般講義 b	2
			東洋美術史一般講義 a	2
			東洋美術史一般講義 b	2
			西洋美術史一般講義Ⅰ a	2
			西洋美術史一般講義Ⅰ b	2
			西洋美術史一般講義Ⅱ a	2
			西洋美術史一般講義Ⅱ b	2
			美術史特殊講義Ⅰ	2
			美術史特殊講義Ⅱ	2
			美術史特殊講義Ⅲ	2
			美術史特殊講義Ⅳ	2
			美術史特殊講義Ⅴ	2
C	考古学	4	考 古 学 a	2
			考 古 学 b	2
D	民俗学	4	民俗学特殊講義Ⅰ a	2
			民俗学特殊講義Ⅰ b	2
			民俗学特殊講義Ⅱ a	2
			民俗学特殊講義Ⅱ b	2
			民俗学特殊講義Ⅲ a	2
			民俗学特殊講義Ⅲ b	2

2 履修上の注意

第2表の科目は修了要件単位として算入することはできないが、教職課程における教科に関する科目と重複している場合、学芸員と教職双方の課程における必要単位に算入される。

学則・その他

成城大学大学院学則	110
成城大学学位規則	120
修士論文及び博士論文の審査の申請並びに 博士の学位の申請に関する取扱要領	125
成城学園配置図・大学校舎案内	131

成城大学大学院学則

昭和42年3月29日 制定
(文部大臣認可)

第1章 総 則

(目的)

第1条 成城大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、適切な項目を設け適当な態勢を整えて、点検及び評価を行う。

2 前項の規定による点検及び評価を実施するために必要な事項は、別に定める。

(研究科の組織及び人材育成の目的)

第3条 本大学院に、次の研究科及び専攻並びに課程を置く。

経済学研究科	
経済学専攻	博士課程
経営学専攻	博士課程
文学研究科	
国文学専攻	博士課程
英文学専攻	博士課程
日本常民文化専攻	博士課程
美学・美術史専攻	博士課程
コミュニケーション学専攻	博士課程
ヨーロッパ文化専攻	博士課程
法学研究科	
法律学専攻	博士課程
社会イノベーション研究科	
社会イノベーション専攻	博士課程

2 本大学院各研究科の人材育成の目的は次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科の教育研究は、経済学・経営学の各専攻における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、各専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。
- (2) 文学研究科の教育研究は、幅広い教養と柔軟な思考力をもって現代の諸課題を解決し、社会貢献に積極的な人の養成を目指すとともに、博士課程前期においては、各専攻における研究能力または高度な専門性を要する職業に必要な能力を養い、博士課程後期においては、各専攻において研究者として独自の学問領域を開拓推進しうる能力又は高度に専門的な職業に従事しうる能力を養うことを目的とする。
- (3) 法学研究科の教育研究は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。
- (4) 社会イノベーション研究科の教育研究は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を養成することを、また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

3 本大学院各専攻の人材育成の目的は別表1のとおりとする。

(標準修業年限)

第4条 博士課程の標準修業年限は5年とし、これを前期2年及び後期3年の課程に区分する。

2 博士課程前期2年の課程は、修士課程として取り扱う。

3 削除

4 博士課程前期の在学年限は、4年とする。

5 削除

6 博士課程後期の在学年限は、6年とする。

7 研究科が、その定めるところにより、職業を有している等の事情により、第1項の標準修業年限を超えて長期にわたる計画的な教育課程の履修の申出を受け、これが認められた者の標準修業年限は、許可された当該年限とする。

第5条 削除

(収容定員)

第6条 本大学院の収容定員は、別表1の2のとおりとする。

第2章 教員組織及び運営組織

(教員組織)

第7条 本大学院の教員は、研究科教授会が大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に規定する資格に該当すると認めた、成城大学（以下「本学」という。）専任教員をもって充てる。

2 学長は、必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て本学専任教員以外の者を教員に充てることができる。

(学長)

第8条 学長は、成城大学学則（以下「大学学則」という。）第9条第2項各号に掲げる事項につき、大学学則第9条の3に定める評議会の議を経て決するものとする。

第8条の2 学長は、次の各号に掲げる事項につき、第12条に定める大学院協議会の議を経て決するものとする。

(1) 成城大学学位規則第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与に関する事項

(2) 博士の学位授与の取消しに関する事項

第9条 学長は、大学学則第9条第3項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項につき、第13条に定める研究科教授会の議を経て決するものとする。

(1) 専攻及び課程の新設改廃に関する事項

(2) 規定の制定改廃に関する事項

(3) 研究科長の選出に関する事項

(4) 試験に関する事項

(5) 学生の生活指導及び賞罰に関する事項

(6) 予算に関する事項

(7) 自己点検・評価に関する事項

(8) その他学長が別に定める当該研究科の教育研究及びこれに伴う運営に関する重要な事項

2 学長は、前項に規定するものの他、学長のつかさどる教育研究に関する事項について、研究科教授会に意見を求めることができる。

(研究科長)

第10条 研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に所属する専任教授の中から当該研究科教授会が選出する。

3 研究科長の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

4 研究科長は研究科教授会の議長となり、当該研究科の運営に当たる。

5 研究科長に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(専攻主任)

第11条 研究科専攻に、専攻主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻に所属する専任教授の中から、研究科教授会で定める。

3 専攻主任の任期は2年とし、1回に限り再任されることができる。

4 専攻主任に関する規則は、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(大学院協議会)

第12条 本大学院に、成城大学学位規則（以下「学位規則」という。）第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与及び学位規則第22条の規定による博士の学位授与の取消しに関する事項を協議するために大学院協議会を置く。

2 大学院協議会に関する規則は、別に定める。

(研究科教授会)

第13条 各研究科に、教育研究に関する事項を審議するために研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関する規則は、別に定める。

第3章 授業科目及び研究指導の履修方法等

(教育方法)

第14条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

第14条の2 前条の授業及び研究指導は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業及び研究指導を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(授業科目及び研究指導並びに単位数等)

第15条 各研究科の授業科目及び研究指導、授業の方法並びに単位数は、別表2のとおりとする。

(指導教員の承認)

第16条 学生は、授業科目の選択及び学位論文の作成について、指導教員の承認を得なければならない。

(他大学院等における履修)

第17条 研究科において必要と認めたときは、当該研究科の基礎をなす学部、他の研究科又は他の大学院（外国の大学院を含む。）若しくはこれに相当する教育研究機関の授業科目を学生に履修させ、修得した単位を課程修了に必要な単位に充当させることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 研究科において必要と認めたときは、研究科教授会の議を経て、本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目につい

て修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院への再入学の場合も、前項の規定に準じる。

第4章 課程修了及び学位授与

(単位修得の認定)

第18条 授業科目及び研究指導の単位修得の認定は、試験その他の方法によって担当教員が行う。

2 筆記試験で不正行為を行った者は、当該学期に選択した授業科目及び研究指導について、単位修得の認定を受けることができない。

(成績の評価)

第19条 授業科目及び研究指導の成績の評価は、秀・優・良・可・不可とし、秀・優・良・可を合格とする。

2 合格した科目については、単位を与える。

(博士課程前期の修了)

第20条 学生は、博士課程前期を修了するためには、2年以上在学し、その所属する研究科及び専攻又は履修上の区分に応じて別表2の2に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該博士課程前期の目的に応じて適当と認められるときには、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程後期の修了)

第21条 学生は、博士課程後期を修了するためには、3年以上在学し、その所属する研究科及び専攻に応じて別表2の3に定める単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の授与)

第22条 博士課程前期を修了した者に対しては修士の学位を授与し、博士課程後期を修了した者に対しては博士の学位を授与する。

2 学位の授与に関する必要な事項は、本学則の他、成城大学学位規則の定めるところによる。

(論文提出による博士の学位の授与)

第23条 本大学院の博士課程後期を経ない者が、学位論文を提出してその審査と試験に合格し、本大学院の博士課程後期を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認されたときは、成城大学学位規則の定めるところにより、その者に博士の学位を授与することができる。

本大学院の博士課程後期に修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで学位論文を提出したときも同様とする。

第5章 教職課程

(中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格の取得)

第24条 中学校又は高等学校教諭一種免許授与の所要資格を有する者が、当該免許教科に係る中学校又は高等学校教諭専修免許授与の所要資格を取得しようとするときは、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院研究科において取得できる中学校及び高等学校教諭専修免許状の種類及び教科は、別表3のとおりとする。

第6章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第25条 学年、学期及び休業日については、大学学則第5章の規定を準用する。

第7章 入学、休学、退学及び除籍

(入学の時期)

第25条の2 本大学院の入学の時期は、原則として学年の始めとする。

(博士課程前期の入学資格)

第26条 本大学院の博士課程前期に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第102条第1項本文の規定により前号と同等以上の学力があると認められる者

(博士課程後期の入学資格)

第27条 本大学院の博士課程後期に入学することができる者は、次のとおりとする。

- (1) 修士の学位又は学校教育法第104条第3項に定める学位を有する者
- (2) 学校教育法第102条第1項ただし書の規定により前号と同等以上の学力があると認められる者

(入学者の選考と入学手続)

第28条 博士課程前期及び博士課程後期の入学者の出願及び選考並びに入学手続は、別に定める。

(休学及び退学)

第29条 学生が疾病その他やむを得ない事由により、休学又は退学を願い出たときは、これを学長は許可することができる。

2 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出な

なければならない。病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

- 3 休学期間は、博士課程前期にあつては2年、博士課程後期にあつては3年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第4条第4項又は第6項に規定する在学年限に算入しない。
- 5 休学中の者が復学を願い出たとき又は休学期間中であってもその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 6 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の上、学長に願い出なければならない。病気を理由とする退学願には、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、その者が在籍する研究科の教授会の議を経て、学長が除籍することができる。なお、第3号により除籍された者は、別に定めるところにより、教授会の議を経て、学長が復籍させることができるものとする。

- (1) 第4条第4項又は第6項に規定する在学年限を超えた者
- (2) 死亡した者又は行方不明の者
- (3) 授業料その他の校納金を督促しても納入しない者

(再入学)

第30条の2 退学した者又は除籍された者が再入学を願い出たときは、審査の上、退学時又は除籍時に所属していた研究科・専攻に限り、所属を希望する研究科の教授会の議を経て、学長が入学を許可することができる。

第8章 聴講生、科目等履修生、大学院研究生及び留学生

(聴講生及び科目等履修生)

第31条 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目の聴講を希望する者（以下この条において「聴講生」という。）があるときは、審査の上、学長は聴講を許可することができる。

- 2 本大学院の学生以外の者で研究科の開設する特定の授業科目を履修し単位を修得することを希望する者（以下この条において「科目等履修生」という。）があるときは、審査の上、学長は履修を許可することができる。
- 3 聴講生及び科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

(大学院研究生)

第31条の2 本大学院の学生以外の者で研究科において教員の指導の下に特定の事項に関する研究を行うことを希望する者（以下この条において「大学院研究生」という。）があるときは、審査の上、学長は研究を許可することができる。

- 2 大学院研究生について必要な事項は、別に定める。

(留学生)

第32条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって本邦に入学し、本大学院に留学することを希望する者があるときは、審査の上、外国人留学生として、学長はこれを許可することができる。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本学と外国の大学院との協定（大学間の協定において、大学院への受入れを認める場合を含む。）に基づき本大学院への受入れを希望する者があるときは、当該協定に基づき、受入交換留学生として、学長は受入れを許可するものとする。

第32条の2 本大学院の学生で外国における留学を希望する者については、別に定める。

第9章 学 費 等

(入学検定料)

第33条 本大学院への入学を志願する者には、別表4に定める入学検定料を納付させるものとする。

(入学金)

第34条 本大学院への入学を許可された者は、別表4に定める入学金を納付しなければならない。

(授業料等)

第35条 本大学院の学生は、別表4に定める授業料その他の校納金を納付しなければならない。

(学費等の徴収)

第36条 入学検定料及び入学金、授業料その他の校納金の徴収については、別に定める。

(退学者等の校納金の徴収)

第36条の2 退学をした者、除籍された者、退学を命じられた者及び停学中の者は、当該年度の授業料その他の校納金を納付しなければならない。

(休学者の校納金の徴収)

第36条の3 休学中の者は、当該年度の授業料及びその他の校納金を納付しなければならない。ただし、休学の期間が学期の全期間にわたる場合にはその学期について納付すべき授業料を免除することがある。

(再入学者の入学検定料、入学金及び校納金等の徴収)

第36条の4 再入学の場合の入学検定料は別表4のとおりとし、その他必要な手続は、別に定める。

- 2 再入学の場合の入学金、授業料及びその他の校納金は、別表4のとおりとし、再入学して配属される学年の学生に現に適用されている入学金、授業料及びその他の校納金に準ずる。なお、授業料及びその他の校納金の未納のために除籍されて再入学を許可された者は、所定の期日までに、除籍以前に滞納した授業料及びその他の校納金相当額を納入しなければならない。

第10章 奨学制度

(奨学制度)

第37条 本大学院の奨学制度については、別に定める。

第11章 賞 罰

(賞罰)

第38条 学生の賞罰については、大学学則第13章の規定を準用する。

第12章 本学則の改正

第39条 本学則の改正は、研究科教授会及び大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

(中略)

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、平成17年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成29年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

3 前項の規定にかかわらず、この学則第17条の2の規定は、平成29年度以前の入学者についても適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第39条の改正規定については、平成28年11月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和元年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和2年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 令和3年度以前の入学者については、この改正前の学則の定めるところによる。

別表1（第3条関係）各専攻の人材育成の目的

研 究 科	専 攻	人 材 育 成 の 目 的
経済学研究科	経済学専攻	経済学専攻の教育研究は、経済学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また、博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、当該専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。
	経営学専攻	経営学専攻の教育研究は、経営学における教育研究を通して、博士課程前期においては将来、高度職業人として活躍するための高度の専門的知識と幅広い素養を具えた人材を育成し、また、博士課程後期に進学し研究者の途を歩もうとするものには、必要な専門知識・研究能力を養成する。また、博士課程後期においては、当該専攻において高い研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成する。
文学研究科	国文学専攻	国文学専攻では、古代から現代に至る国文学、国語学、漢文学に加えて、西欧およびアジアとの比較文学といった関連領域の授業も設け、あらゆる時代、ジャンルの文学の研究に対応できる態勢を整えている。これにより、基礎的かつ広範な学識を身につけた人材を養成し、高度な能力を有する研究者あるいは専門的知識を備えた教員などを育成する。
	英文学専攻	英文学専攻では、イギリス、アメリカ等の英語圏の言語・文学・文化の3つの領域を専攻する。主な研究内容は、現代英語の文法、英語教育学、イギリス文学、アメリカ文学、地域文化、現代文化、比較文化などである。博士課程前期では、中学・高校の英語教員をはじめ、様々な分野で活躍する、高い専門的知識と国際的な視野を備えた人を育て、博士課程後期では、専攻した分野の研究者を育成することを目的とする。
	日本常民文化専攻	日本常民文化専攻では、日本を中心に、日本内外の社会と文化に関して、日本史学・民俗学・文化人類学のいずれか一つを専門としつつも、それらを理論と実践の両面において有機的に結びつけながら超領域的に研究していく。大学教育に携わることができる研究教育者を育てるとともに、地域の文化行政に携わる公務員や博物館学芸員等、「文化の専門家」として、修得した知識や技法を活用して国や地方行政担当者と地域住民、研究者・専門家と一般の人々等との「文化メディーター（文化の仲介者）」ないし「文化コーディネーター（文化の調整者）」となる人を育てる。
	美学・美術史専攻	美学・美術史専攻では、美学、芸術学、美術史学の諸分野を総合的かつ体系的に研究している。このような研究と芸術の鑑賞を通じて、鋭敏な感性と、歴史的コンテクストの中で本質をとらえる思考力を養い、それを基にした歴史認識によって、ますます多様化、複雑化する社会において、自律的な対応のできる人物を育てることを目的としている。
	コミュニケーション学専攻	コミュニケーション学専攻では、現代社会におけるマスメディア・対人コミュニケーションやマスメディアの働きを、社会心理学、社会学的な視点から理論的かつ実証的に研究する。主な研究方法は、実験、質問紙サーベイ調査、社会科学調査における質的方法などである。博士課程前期は専門的知識を生かした職業人を育てることを目的とし、博士課程後期は教育研究職で活躍する人や、専門的知識を有する高度の職業人を育てることを目的とする。
	ヨーロッパ文化専攻	ヨーロッパ文化専攻は、ドイツ、フランスを中心としたヨーロッパ諸国について西洋古典、哲学、言語学、文学、文化、芸術、歴史学などの多分野にわたる視点から研究を深め、博士課程前期では研究者や独語・仏語教員をはじめ教育・研究・翻訳・出版などに携わりうる人を育て、同後期では留学能力を備え、高度な研究・教育を行いうる研究者を養成する。
法学研究科	法律学専攻	法律学専攻は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。
社会イノベーション研究科	社会イノベーション専攻	社会イノベーション専攻は、社会に持続した発展をもたらす人間の創造活動であるイノベーションの学問横断的な教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学を希望する学生に対して必要な専門知識・能力を育成するほか、高度職業人として活躍するための高度な専門的知識と幅広い教養を具えた人材を養成することを、また、博士課程後期においては、高度な研究能力と豊かな創造性を涵養し、自立した研究者として学問の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。

※最新の成城大学大学院学則については、成城大学ホームページをご覧ください。

別表1の2（第6条関係）本大学院の収容定員は次のとおりとする。

研 究 科	専 攻	博士課程前期		博士課程後期		博士課程
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	10	20	5	15	35
	経営学専攻	10	20	5	15	35
文学研究科	国文学専攻	10	20	5	15	35
	英文学専攻	10	20	5	15	35
	日本常民文化専攻	10	20	5	15	35
	美学・美術史専攻	10	20	5	15	35
	コミュニケーション学専攻	10	20	5	15	35
	ヨーロッパ文化専攻	10	20	5	15	35
	法学研究科	10	20	5	15	35
社会イノベーション研究科	社会イノベーション専攻	10	20	4	12	32

別表2（第15条関係）（省略）

別表2の2（第20条関係）博士課程前期の課程修了要件単位数

（1）経済学研究科

経済学専攻、経営学専攻

研究コース

授業科目	24単位
研究指導	8単位
課程修了要件単位数合計	32単位

専修コース

授業科目	28単位
研究指導	8単位
課程修了要件単位数合計	36単位

（2）文学研究科

国文学専攻、英文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻

授業科目	28単位
うち自専攻の授業科目	14単位
研究指導	8単位
課程修了要件単位数合計	36単位

（3）法学研究科

法律学専攻

授業科目	22単位
研究指導	8単位
課程修了要件単位数合計	30単位

（4）社会イノベーション研究科

社会イノベーション専攻

授業科目	基盤科目	6単位
	発展科目	10単位
	自研究領域	8単位
	他研究領域	8単位
研究指導		8単位
課程修了要件単位数合計		32単位

別表2の3（第21条関係）博士課程後期の課程修了要件単位数

（1）経済学研究科

経済学専攻、経営学専攻

授業科目	8単位
研究指導	12単位
課程修了要件単位数合計	20単位

（2）文学研究科

国文学専攻、英文学専攻、日本常民文化専攻、美学・美術史専攻、コミュニケーション学専攻、ヨーロッパ文化専攻

授業科目	8単位
研究指導	12単位
課程修了要件単位数合計	20単位

（3）法学研究科

法律学専攻

授業科目	4単位
研究指導	12単位
課程修了要件単位数合計	16単位

（4）社会イノベーション研究科

社会イノベーション専攻

授業科目	自研究領域	4単位
	他研究領域	4単位
研究指導		12単位
課程修了要件単位数合計		20単位

別表3（第24条関係）教員免許の種類及び教科

経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史科） 高等学校教諭専修免許状（公民科）
文学研究科	国文学専攻	中学校教諭専修免許状（国語科） 高等学校教諭専修免許状（国語科）
	英文学専攻	中学校教諭専修免許状（英語科） 高等学校教諭専修免許状（英語科）
	日本常民文化専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（地理歴史科）
	ヨーロッパ文化専攻	中学校教諭専修免許状（ドイツ語科） 高等学校教諭専修免許状（ドイツ語科） 中学校教諭専修免許状（フランス語科） 高等学校教諭専修免許状（フランス語科）
法学研究科	法律学専攻	中学校教諭専修免許状（社会科） 高等学校教諭専修免許状（公民科）

別表4（第33条、第34条、第35条、第36条の4 関係）入学検定料及び校納金

入 学 検 定 料 35,000円

校納金

ア．博士課程前期

種 目	年 額	納 入 時
入 学 金 学外者 学内者	150,000円 免 除	入学年度のみ
授 業 料	570,000円	毎 年
施 設 費	65,000円	1、2年次

（ア）前期末で修了すること（以下「秋修了」という。）が見込まれる者の校納金については別に定める。

（イ）本学則第4条第7項に規定する長期にわたる計画的な教育課程の履修が認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料（年額）は、この表に示す額に本学則第4条第1項に規定する標準修業年限を乗じ、当該長期履修学生について入学時に許可された標準修業年限で除した額とする。また、長期履修学生が在学途中でその標準修業年限を短縮することが認められた場合及び本学則第4条第1項に規定する標準修業年限の学生が在学途中で長期履修学生となる場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。ただし、施設費（年額）については、入学後2年間で納入することとする。

イ．博士課程後期

種 目	年 額	納 入 時
入 学 金 学外者 学内者	150,000円 免 除	入学年度のみ
授 業 料	507,000円	毎 年
施 設 費	65,000円	1、2年次

（ア）秋修了が見込まれる者の校納金については別に定める。

（イ）長期履修学生の授業料（年額）は、この表に示す額に本学則第4条第1項に規定する標準修業年限を乗じ、当該長期履修学生について入学時に許可された標準修業年限で除した額とする。また、長期履修学生が在学途中でその標準修業年限を短縮することが認められた場合及び本学則第4条第1項に規定する標準修業年限の学生が在学途中で長期履修学生となる場合の授業料の額は、成城大学大学院長期履修学生規則の定めるところによる。ただし、施設費（年額）については、入学後2年間で納入することとする。

（ウ）本学則第21条に規定する「在学の期間を満たし、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学後、3年以上経た」者で、研究指導を受け、博士論文の執筆及び論文審査の申請を目的として再入学する者の校納金については、別に定める。

成城大学学位規則

(目 的)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項並びに成城大学学則（以下「大学学則」という。）第27条及び成城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第22条の規定に基づき、成城大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 学士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学部	経済学
文芸学部	文学
法 学 部	法学
社会イノベーション学部	社会イノベーション学

3 修士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科	経済学
文 学 研 究 科	文学
法 学 研 究 科	法学
社会イノベーション研究科	社会イノベーション学

4 博士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記する。

経済学研究科	経済学
文 学 研 究 科	文学
法 学 研 究 科	法学
社会イノベーション研究科	社会イノベーション学

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則第27条の定めるところにより、本学の学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件及び論文の提出)

第4条 修士の学位は、大学院学則第20条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程前期を修了した者に授与する。

2 大学院学則第20条第2項の定めにより、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代える場合において、この規則の「修士論文」を、「特定の課題についての研究の成果」と読み替える。

3 修士論文は、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

4 前項の修士論文は、各研究科博士課程前期の在学年限内に限り提出することができる。

(博士の学位授与の要件及び論文の提出)

第5条 博士の学位は、大学院学則第21条の定めるところにより、本学大学院研究科博士課程後期を修了した者に授与する。

2 各研究科博士課程後期に在学する者が博士論文の審査を申請するときは、博士論文審査申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨を添えて、各研究科の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。

第6条 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても、博士論文を提出してその審査と試験に合格し、本学大学院の博士課程を修了して学位を授与された者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者には、これを授与することができる。

2 前項による博士の学位の授与の申請に当たっては、学位申請書及び博士論文に、論文の内容の要旨、論文目録、履歴書、論文審査手数料を添え、博士論文の審査を受けようとする研究科を指定して、学長に提出するものとする。

3 本学大学院各研究科博士課程に所定の標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請するときも、前2項の規定を準用する。ただし、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

4 学長は、前2項の規定による学位の授与の申請を受理したときは、学位の専攻分野に応じて、当該研究科教授会の審査に付さなければなら

ない。

5 第2項又は第3項の規定により提出された博士論文及び納付された論文審査手数料は、還付しない。

6 第2項又は第3項の規定にいう論文審査手数料の額は別に定める。

第7条 （削除）

（修士論文及び博士論文）

第8条 修士論文及び博士論文は1篇とし、当該論文の提出方法等について必要な事項は、別に定める。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型又は標本等の材料を提出させることができる。

（審査委員）

第9条 修士論文及び博士論文の審査は、当該研究科教授会が所属教員の中から委嘱する審査委員によって行う。

2 前項の審査委員は、次のとおりとする。

(1) 第4条の規定による修士の学位及び第5条の規定による博士の学位については、指導教員を主査とし、専攻科目及び関連科目の授業担当教員の中から2名以上を副査とする。

(2) 第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位については、当該専門分野の授業担当教員の中から1名を主査とし、専攻分野及び関連分野の授業担当教員2名以上を副査とする。

3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、他の研究科教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

（修士論文及び博士論文の審査、試験及び学力の確認）

第10条 修士論文及び博士論文の審査委員は、論文の審査のほか、第4条及び第5条に規定する最終試験又は第6条に規定する試験と学力の確認を行う。

2 最終試験及び試験は、修士論文及び博士論文を中心として、これに関連のある科目について行う。

3 学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻分野及び外国語について行う。

4 前項に規定する外国語については、原則として2か国語を課する。

5 第6条第3項の規定により学位の授与を申請する者が、退学してから5年以内に博士論文を提出したときは、第3項に規定する学力の確認を行わないことができる。

（審査期間）

第11条 審査委員は、修士論文については各研究科の定める期日までに、博士論文については論文の提出があった日から1年以内に、所定の審査の終了を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、研究科教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

（審査委員の報告）

第12条 第4条の規定による修士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第13条 第5条の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

第14条 第6条第1項又は第3項の規定による博士論文の審査委員は、論文の審査、試験及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、合否についての意見を添えて、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。

2 審査委員は、前項の博士論文の審査の結果、その内容が著しく不良であると認めるときは、試験及び学力の確認を省略して、審査報告を行うことができる。

（研究科教授会の審議）

第15条 研究科教授会は、第12条及び第13条に定める報告に基づいて審議し、課程修了の可否について議決する。

2 研究科教授会は、第14条に定める報告に基づいて審議し、学位授与の可否について議決する。

3 前2項の議決には、当該研究科教授会構成員の3分の2以上の出席を要し、課程を修了できるあるいは学位を授与できるものと議決するには、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。

（研究科長の報告）

第16条 研究科教授会が、前条第3項に定める議決をしたときは、当該研究科長は博士論文に、論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨、最終試験又は試験の結果の要旨及び学力の確認の結果の要旨を添えて、課程修了又は学位授与の可否について文書で学長に報告しなければならない。

ない。ただし、試験及び学力の確認を経ないで、学位を授与できないものと議決したときは、試験の結果の要旨及び学力の確認の要旨を添付することを要しない。

（修士及び博士の学位の授与）

第17条 学長は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位授与について決定する。ただし、第6条第1項及び第3項の規定による博士の学位授与については、大学院協議会を経て、決定する。

第18条 学長は、修士及び博士の学位を授与すべき者には所定の学位記を交付し、当該学位を授与できない者にはその旨通知する。

2 修士の学位授与の時期は毎年3月及び9月とする。

3 博士の学位授与の時期は、その都度定める。

（博士論文の要旨、審査の結果の要旨及び博士論文の公表）

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

第20条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむをえない事由がある場合には、当該学位を授与された者は、本学の承認を受けて、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により博士論文の全文又はその要約を公表する場合には、本学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

4 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

（学位の名称）

第21条 学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

（博士の学位授与の取消し）

第22条 博士の学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚す行為をしたときは、学長は当該研究科教授会の議決に基づき、大学院協議会の協議を経て、その学位を取り消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 前項の研究科教授会の議決は、第15条第2項の規定を準用する。

（登 録）

第23条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は学位簿に登録し、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の学位（博士）授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

（学位記の再交付）

第24条 学位記の再交付を受けようとする者は、その事由を記載した申請書に手数料5,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

（学位記及び書類の様式）

第25条 学位記の様式は、別表のとおりとする。

第26条 学位申請関係書類等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和57年10月26日から施行する。

（中略）

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、平成16年度以前に入学した者は従前の規則の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年2月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年1月31日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表2及び別表2の2については、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に本学大学院博士課程後期に入学又は進学した者については、別表2、別表2の2及び別表3は、従前の規則の定めるところによるものとする。なお、この場合には、「ただし書き」とあるものを「ただし書」と読み替え、「および」とあるものを「及び」と書き換えるものとする。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別 表（第25条関係）

1. 第3条の規定により授与する学位記の様式

○第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学○○学部○○学科所定の
課程を修めたことを認める

成城大学○○学部長 氏名 印

本学○○学部長の認定により
学士（ ）の学位を授与する

年 月 日

成城大学学長 氏 名 印

（様式1）

2. 第4条及び第5条の規定により授与する修士及び博士（課程）の学位記の様式

○研第 号
甲第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日生

本学大学院○○研究科○○専攻の
博士課程前期
博士課程後期
修得し修士論文
博士論文
において所定の単位を
の審査及び最終試験に
合格したことにより所定の課程を修めたことを認める

成城大学大学院
○○研究科長 氏 名 印

本学大学院○○研究科長の認定により
修士
博士
（○○学）の学位を授与する

年 月 日

成城大学学長 氏 名 印

（様式2）

注 第4条の規定による場合は上段を、第5条の規定による場合は下段とする。

2の2. (削除)

3. 第6条第1項及び第3項の規定により授与する博士（論文）の学位記の様式

(様式3)

学 位 記		乙第	号
氏 名			
年	月	日	生
本学に下記の論文を提出して学位を請求し 本研究科教授会の審査及び試験に合格した ことを認める			
論文題目 ○○○○			
成城大学大学院		氏 名	印
○○ 研究科長			
本学大学院○○研究科長の認定により 博士（○○学）の学位を授与する			
年		月	日
成城大学学長		氏 名	印

成城大学大学院修士論文及び博士論文の審査の申請並びに 博士の学位の申請に関する取扱要領

平成25年12月17日 制定
平成26年3月18日 改正
平成27年1月30日 改正

1. 申請書類等

修士論文及び博士論文の審査の申請並びに博士の学位の申請に必要な申請書類等は、本学の学位規則（以下「学位規則」という。）第4条第3項及び第5条第2項並びに第6条第2項に基づき、以下のとおりとする。なお、提出方法、提出時期等の詳細については、大学院各研究科の「履修の手引」を参照すること。

(1) 修士論文の審査の申請（学位規則第4条関係）

①題 目 届 1部（修士論文提出の場合のみ）

②修士論文（又は「特定の課題についての研究の成果」）
正本1部、副本（コピー）3部

③論文の内容の要旨 正本1部、副本（コピー）3部

(2) 博士論文の審査の申請（学位規則第5条による場合）又は博士の学位の申請（学位規則第6条による場合）

①博士論文審査申請書（学位規則第5条による場合）又は学位申請書（学位規則第6条による場合） 1通

②博士論文 正本1部、副本（コピー）5部、電子データ^(注)

③博士論文の全文に代えてその内容を要約したもの（以下「博士論文の要約」と記す。）（「やむを得ない事由」により博士論文（全文）の公表ができない場合のみ提出する。）

正本1部、副本（コピー）3部、電子データ^(注)

④論文の内容の要旨（3千字以内）

正本1部、副本（コピー）3部、電子データ^(注)

⑤論文目録 4通

⑥履 歴 書 4通

⑦博士論文のインターネット公表確認書 1通

⑧論文審査手数料 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請する場合、学位規則第6条第6項に基づき、論文審査手数料として50,000円を納入する。また、本学大学院各研究科博士課程に所定の標準年限以上在学し、所定の単位を修得したのみで退学した者が、再入学しないで博士の学位の授与を申請する場合も同様とする。ただし、その場合、退学後3年以内に博士論文を提出するときは、学位規則第6条第3項の規定により、不要とする。

（注）上記（2）②博士論文、③博士論文の要約、④論文の内容の要旨の正本は、当該電子データから印刷したものを提出すること。（ただし、次の「2. 電子データについて」にいう形式等での提出が困難な場合については、この限りではない。）

2. 電子データについて（博士論文の審査の申請又は博士の学位の申請の場合）

電子データについては、下記の形式等により提出すること。

なお、下記の形式にて電子データを提出することが困難な場合は、申請時に教務部に申し出ること。その場合、教務部において、上記1.（2）②③④にて提出された正本を基に、大学指定業者により下記形式のファイルを作成することとするが、当該作成に要する費用は、博士論文の審査の申請者又は博士の学位申請者が負担するものとする。

(1) 提出する電子媒体はCD-Rとすること（「氏名」及び「論文題目」を、裏面に傷がつかないようにサインペン等で記入すること）

(2) PDF（PDF/A（ISO 19005））とすること

(3) 外部情報源（外部フォント等）を参照していないこと（フォントを埋め込んだファイルとすること）

(4) 暗号化、パスワードの設定、印刷制限等を行わないこと（文書を開くパスワードの設定及び印刷を制限するパスワードの設定は行わないこと）

3. 博士論文の審査申請関係書類及び博士の学位申請関係書類の様式について

博士の学位申請に伴う関係書類の様式は、学位規則第26条に基づき、以下のとおりとする。

(1) 博士論文審査申請書又は学位申請書

①学位規則第5条第2項の規定によるもの（課程博士）（様式1）

②（削除）

③学位規則第6条第2項又は第3項本文の規定によるもの（論文博士）（様式3）

④学位規則第6条第3項ただし書の規定によるもの（論文博士）（様式3の2）

(2) 論文目録（様式4）

(3) 履歴書（様式5）

4. 博士論文等の公表及び公開について

博士の学位を授与した大学（本学）及び博士の学位を授与された者は、学位規則第19条及び第20条に基づき、以下の方法で当該論文等をインターネット（本学が定めた成城大学リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。））の利用により公表する。また、国立国会図書館においても、博士論文の全文が公開される。

(1) 博士の学位を授与された者が公表するもの（学位規則第20条関係）

- ① 公表内容 博士論文の全文
(ただし、「やむを得ない事由」により全文の公表ができない場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものの（以下「博士論文の要約」という。）とする)
- ② 公表時期 博士の学位を授与された日から1年以内
- ③ 公表方法 本学の協力を得て本学リポジトリの利用により公表する。
- ④ 「やむを得ない事由」により博士論文の全文を公表することができない場合
博士論文のインターネット公表確認書（様式6）により、公表ができない理由を記し、本学の承認が得られた場合は、博士論文の要約を公表することができる。
ただし、この場合、本学においては当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。また、「やむを得ない事由」が無くなった場合には、その旨を文書にて本学に報告し、当該論文の全文を、本学の協力を得て本学リポジトリの利用により公表するものとする。

(2) 本学が公表するもの（学位規則第19条関係）

- ① 公表内容 博士の学位授与に係る論文の内容の要旨
博士の学位授与に係る論文審査の結果の要旨
- ② 公表時期 博士の学位を授与した日から3か月以内
- ③ 公表方法 本学リポジトリの利用により公表する

(3) 国立国会図書館による博士論文の公開について

博士の学位を授与された者が「やむを得ない事由」により博士論文の全文を公表することができない場合であっても、国立国会図書館においては、博士論文の全文が公開されることになるが、当該図書館での利用に関して条件を設ける必要がある場合は、1.(2)の申請書類と併せてその旨を文書にて申し出ること。その場合、本学から国立国会図書館あてに博士論文の全文を送付する際に、当該文書についても併せて送付する。

(4) 著作権について

本学リポジトリ等による博士論文の公表にあたり、以下に該当する場合については、博士の学位を授与された者の責任において、著作権が帰属する個人や団体・組織等の承諾を受ける必要があるため、十分に留意すること。

- ① 博士の学位授与に係る論文の内容の一部又は全部が共同研究によるものである場合
- ② 博士の学位授与に係る論文において、学術雑誌の論文を引用している場合、画像（図版・写真等）を掲載する場合等、著作権が博士の学位を授与された者以外の者、あるいは博士の学位を授与された者を含む複数の者に帰属している場合
- ③ その他、上記に準ずる場合

5. 論文の製本について

(1) 修士論文の場合

修士の学位審査に合格した論文の正本（上記1.(1)②にて提出した修士論文）は、本学図書館の保存用として大学指定業者により製本するため、修士の学位授与が確定した者は、上記1.(1)の申請時に、製本料を添えて教務課に提出するものとする。なお、製本料については、修士論文を提出する年度に発行される「履修の手引」により周知する。

(2) 博士論文の場合

博士論文の審査又は学位審査に合格し、博士の学位授与が確定した者は、上記1.(2)②にて提出した博士論文について2部（正本と副本の1部）を、本学図書館の閲覧用と保存用として製本し、博士の学位の授与が確定した日から1か月以内に教務課へ提出するものとする。なお、当該製本に要する費用は、当該博士の学位授与が確定した者が負担する。

附 則

この取扱要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年3月31日以前に本学大学院博士課程後期に入学または進学した者については、3.(1)に限り、従前の取扱要領の定めるところによる。なお、この場合には、「および」、「ただし書き」、「または」とあるものをそれぞれ「及び」、「ただし書」、「又は」と読み替え又は書き換えるものとする。

附 則

この取扱要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表（様式3）については、平成26年4月1日から施行する。

別 表

1. 学位規則第5条第2項の規定による博士論文審査申請書の様式（課程博士）（様式1）

博 士 論 文 審 査 申 請 書	
年 月 日 〇〇研究科長 〇〇 〇〇 殿 〇〇研究科〇〇専攻博士課程後期 学籍番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏 名 印 学位規則第5条第2項の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録及び履歴書を添え、 博士論文の審査を申請いたします。	

2. (削除)

3. 学位規則第6条第2項又は第3項本文の規定による学位申請書の様式（論文博士）（様式3）

学 位 申 請 書	
年 月 日 成城大学学長 〇〇 〇〇 殿 氏 名 印 貴学学位規則 第6条第2項 の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録、履歴書 第6条第3項本文 及び論文審査手数料を添え、〇〇研究科での審査による、博士（〇〇学）の学位の授与を申請 いたします。	

3の2. 学位規則第6条第3項ただし書の規定による学位申請書の様式（論文博士）（様式3の2）

学 位 申 請 書	
年 月 日	
成城大学学長 〇〇 〇〇 殿	
氏 名	㊞
(成城大学大学院 〇〇研究科〇〇専攻博士課程後期 年 月 月退学)	
貴学学位規則第6条第3項ただし書の規定により、論文に論文の内容の要旨、論文目録及び 履歴書を添え、博士（〇〇学）の学位の授与を申請いたします。	

4. 論文目録の様式

（様式4）

論 文 目 録	
年 月 日	
氏 名	㊞
論 文	
1 題 目	
2 公表の方法及び時期	
参考論文	
1 題 目	
2 公表の方法及び時期	

- 備考 1. 論文題目が外国語の場合には和訳を付記すること。
2. 参考論文が2種以上あるときは列記すること。
3. 公表の方法については、単行本の場合は発行所、雑誌論文の場合は雑誌名巻号等を記載すること。
4. 論文がまだ公表されていないときは、その予定を記載すること。

5. 履歴書

(様式5)

履 歴 書

	姓	名	本籍 または 国籍	都 道 府 県 国
ふりがな				
氏 名				
生年月日	年 月 日	現住所	〒(-)	
性 別	男 ・ 女	電話番号		

※ 学歴は高等学校卒業以降から記入し、入学・卒業・修了・退学 等を明記してください

区 分	年 月 日	事 項
学 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
職 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
研 究 歴	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
受 賞	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名：



学則・その他

博士論文のインターネット公表確認書

年 月 日

成城大学学長 殿

私が執筆した博士論文（全文）を、成城大学リポジトリに登録し、インターネット上で公表することについて、下記のとおり確認します。（該当する□にレ点を、その他必要事項を記入してください。）

☐ 公表することを承諾します。公表希望日： 年 月 日（博士の学位を授与された日から1年以内）

☐ 次の理由により、非公表とします。

- 理由 ☐ 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含むため。
- ☐ 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含むため。
- ☐ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から1年を超えて生じるため。
- ☐ その他、インターネットによる公表ができない特別な事由があるため。

（事由：

）

※ 1年を超えてインターネットによる公表ができない場合における公表可能日

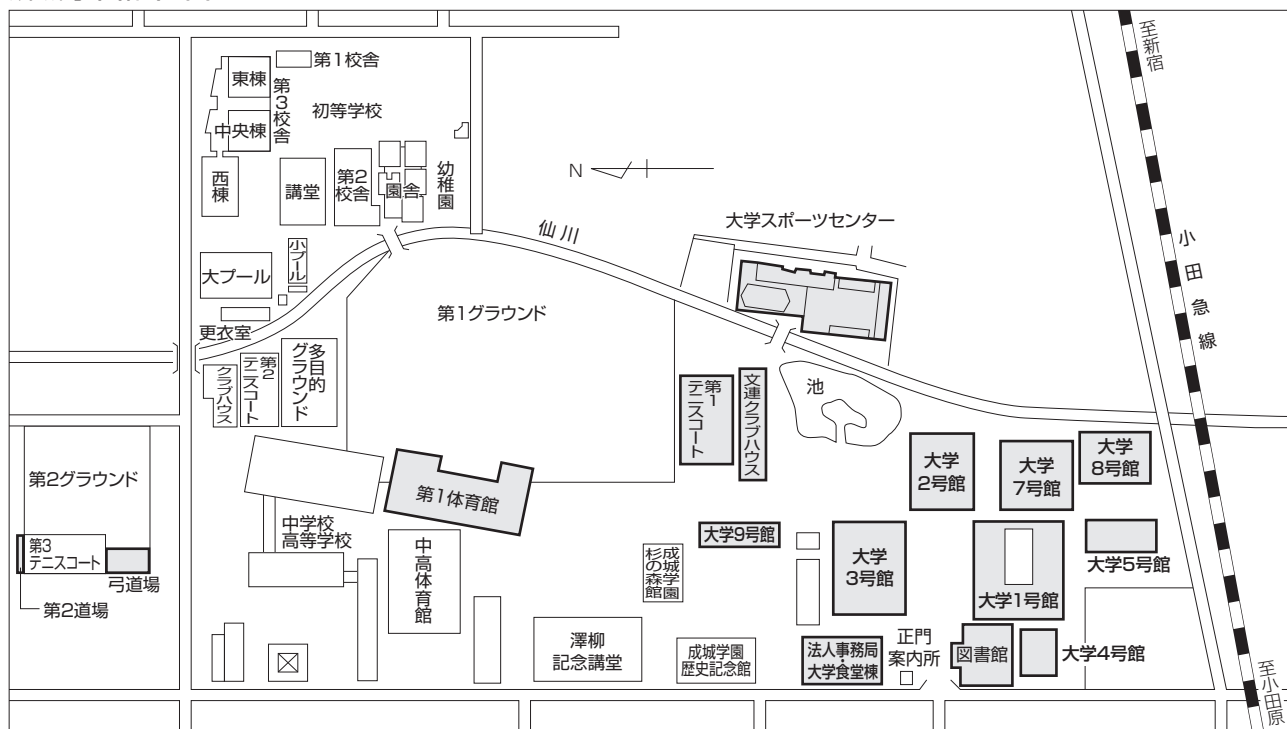
公表可能日： 年 月 日以降

ふりがな 氏 名			
論文題目			
学位被授与年月日	年 月 日		
学位の種類及び 専攻分野の名称		学位記番号	
論文主査名		指導教員名	
審査研究科	研究科		
連絡先	住所： 電話番号： e-mail：		

【注意事項】

- この確認書は、博士論文のインターネットによる公表のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について確認いただくためのものです。
- この確認書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。
- この確認書により、当該博士論文（全文）を「非公表」とした場合であっても、本学においては博士論文の全文を、求めに応じて閲覧に供することになります。また、国立国会図書館においても、原則として、博士論文の全文が公開されます。
- 太枠内は必須項目となります。なお、学位規則第6条第2項の規定により学位申請する場合、「指導教員名」の記入は不要です。

成城学園配置図



大学校舎案内

■ 1号館

4F	141～147教室
3F	131～137教室
2F	121～124教室 非常勤講師控室
1F	教務部、学生部、なんでも相談窓口、 キャリアセンター（受付、資料室、 セミナールーム）、保健室、 なんでも相談室、学生フロア

■ 2号館

4F	241～248教室
3F	231～238教室、 社会イノベーション学部学生共同研究室、 社会イノベーション学部心理実験室
2F	学びの森事務局、研究機構事務局、 教育イノベーションセンター 社会イノベーション研究科院生講義室、 社会イノベーション研究科院生研究室
1F	総務課、管理課、入学センター、大学学長室
BF	002教室、第2学生ホール

■ 3号館

8F	教員研究室
7F	教員研究室
6F	教員研究室
5F	教員研究室
4F	経済学部共用研究室、経済学部専任講師控室、 経済学部長室、経済学部研究事務室、 経済学研究科長室、社会イノベーション学部長室、 社会イノベーション学部研究事務室、 社会イノベーション研究科長室、教員研究室
3F	文芸学部共用研究室、文芸学部長室、 文学研究科長室、雑誌室、教員研究室
2F	321、322教室、32A～32L教室
1F	311、312教室、学生ホール、ピアサポートルーム
BF	003、301～304教室

■ 4号館

4F	443～445教室、大学院学生研究室
3F	民俗学研究所
2F	経済研究所、グローバル研究センター、 大学院院生研究室
1F	学生相談室、バリアフリー相談室、 文芸学部資料室

■ 5号館

4F	教員研究室
3F	53A～53M教室
2F	521～526教室
1F	法学部長室、法学部研究事務室受付、 法学部専任教員室、教員研究室、 大学院院生研究室、法学研究科長室
BF	法学資料室

■ 7号館

4F	007教室
3F	731～733教室
2F	721～726教室
1F	711～716教室
BF	学生ラウンジ

■ 8号館

4F	008教室
3F	831、832教室
2F	821～823教室
1F	Lounge #08、 メディアネットワークセンター
B1F	804教室、ラウンジ
B2F	801～803教室

■ 9号館

3F	共通教育研究センター、 教職課程教室・資料室、 学芸員課程教室・資料室、 教員研究室
2F	データサイエンス教育研究センター、 ラーニングcommons、 データサイエンススクエア・ワークショップ、 教員研究室
1F	国際センター、 成城グローバルラウンジ・ミーティング・スペース、 91A～91F

■ 法人事務局・大学食堂棟

2F	法人事務局（総務部・財務部・ 企画広報部）、同窓会事務局 他
1F	学生食堂、SEIJO×10（売店）
BF	SEIJO ちかばん、学生会活動室 他

■ 大学スポーツセンター

■ 弓道場

■ 第2道場

■ 第1体育館

■ 第1テニスコート

■ 文連クラブハウス

■ 図書館

成城大学 大学院
履修の手引

2022年4月発行

〒157-8511 東京都世田谷区成城 6-1-20
成城大学 教務部
TEL. 03-3482-9045
